

主 文

1 原判決を次のとおり変更する。

5 (1) 控訴人国は、被控訴人会社に対し、控訴人都と連帯して、1億4909万3907円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

(2) 控訴人都は、被控訴人会社に対し、1億5145万5196円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員（ただし、1億4909万3907円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員の限度で控訴人国と連帯して）を支払え。

10 (3) 控訴人国は、被控訴人A1に対し、控訴人都と連帯して、215万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

15 (4) 控訴人都は、被控訴人A1に対し、248万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員（ただし、215万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員の限度で控訴人国と連帯して）を支払え。

(5) 控訴人国は、被控訴人A2に対し、控訴人都と連帯して、462万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

20 (6) 控訴人都は、被控訴人A2に対し、550万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員（ただし462万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員の限度で控訴人国と連帯して）を支払え。

25 (7) 控訴人国は、被控訴人A3に対し、控訴人都と連帯して、300万5080円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

(8) 控訴人等は、被控訴人A3に対し、328万5080円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員（ただし、300万5080円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員の限度で控訴人国と連帯して）を支払え。

(9) 控訴人国は、被控訴人A4及び被控訴人A5に対し、控訴人等と連帯して、それぞれ150万7540円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

(10) 控訴人等は、被控訴人A4及び被控訴人A5に対し、それぞれ164万2540円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員（ただし、150万7540円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員の限度で控訴人国と連帯して）を支払え。

(11) 被控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。

2 控訴人らの控訴（被控訴人会社に対する控訴を除く。）をいずれも棄却する。

3 被控訴人会社の控訴を棄却する。

4 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを3分し、その2を控訴人らの負担とし、その余を被控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 控訴人国

(1) 原判決中、控訴人国の敗訴部分を取り消す。

(2) 上記部分につき、被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

2 控訴人等

(1) 原判決中、控訴人等の敗訴部分を取り消す。

(2) 上記部分につき、被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

3 被控訴人ら

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 控訴人国は、被控訴人会社に対し、控訴人都と連帯して、2億2993万2391円及びうち1億6682万7624円に対する令和3年9月29日から、うち2200万円に対する令和3年10月1日から、うち4110万4767円に対する令和4年4月29日から各支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- (3) 控訴人都は、被控訴人会社に対し、2億3229万3680円及びうち1億6918万8913円に対する令和3年9月29日から、うち2200万円に対する令和3年10月1日から、うち4110万4767円に対する令和4年4月29日から各支払済みまで年3%の割合による金員（ただし、上記(2)の金員の限度で控訴人国と連帯して）を支払え。
- (4) 控訴人国は、被控訴人A1に対し、控訴人都と連帯して、445万5000円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- (5) 控訴人都は、被控訴人A1に対し、467万5000円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員（ただし、上記(4)の金員の限度で控訴人国と連帯して）を支払え。
- (6) 控訴人国は、被控訴人A2に対し、控訴人都と連帯して、693万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- (7) 控訴人都は、被控訴人A2に対し、770万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員（ただし、上記(6)の金員の限度で控訴人国と連帯して）を支払え。
- (8) 控訴人国は、被控訴人A3に対し、控訴人都と連帯して、592万3580円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

(9) 控訴人等は、被控訴人A3に対し、603万3580円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員（ただし、上記(8)の金員の限度で控訴人等と連帯して）を支払え。

(10) 控訴人等は、被控訴人A4及び被控訴人A5に対し、控訴人等と連帯して、それぞれ296万1740円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

(11) 控訴人等は、被控訴人A4及び被控訴人A5に対し、それぞれ301万6740円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員（ただし、上記(10)の金員の限度で控訴人等と連帯して）を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要の要旨

本件は、被控訴人らが、警視庁所属の警察官による被控訴人A1、同A2及び亡B（以下、この3名を併せて「被控訴人A1ら3名」ということがある。）の逮捕、被控訴人A2の取調べ等、並びに検察官による被控訴人A1ら3名の勾留請求、被控訴人A1ら3名及び被控訴人会社に対する公訴提起がいずれも違法なものであるなどと主張して、控訴人らに対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を求めた事案である。原審における控訴人らの請求は、別紙1記載1のとおりである。

原審は、被控訴人らの請求を別紙1記載2のとおり一部認容したところ、控訴人ら及び被控訴人らがそれぞれ敗訴部分を不服として控訴した。なお、被控訴人らは、控訴に伴い、上記第1の3のとおりに請求額の変更（請求の減縮等）をした。変更後の控訴人らに対する各請求に係る損害額の内訳は、後記5(3)に記載のとおりである。

2 関係法令の定め（以下では、原審が定義した略語は基本的にそのまま使用する。）

(1) 第1事件及び第2事件当時の関係法令の定めは、別紙2のとおりである。

(2)ア 本件では、被控訴人会社が経済産業大臣の許可を受けずに噴霧乾燥器2台を輸出したことが犯罪事実（被疑事実、公訴事実）とされているところ、関係法令としては、まず、外為法48条1項が同項の規定する特定の種類の貨物の輸出に許可を要することを定めた上、罰則として、同法69条の6第2項2号が同法48条1項の定める特定の種類の貨物であって政令で定めるものについてその許可を受けずに同項の規定に基づく命令で定める輸出をした者を犯罪構成要件として規定している。

イ 上記アの外為法の委任により、輸出令は、規制対象貨物として「噴霧乾燥器」を定める。

ウ さらに、輸出令の委任により、本件省令2条の2第2項5号の2は、規制対象となる噴霧乾燥器の仕様について、同号が規定する3要件を全て満たす必要がある旨規定している。本件では、被控訴人会社が輸出した噴霧乾燥器について、このうち同号ハの要件である本件要件ハ（定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの）に該当するかどうか問題となっている。

上記イの「噴霧乾燥器」が規制対象とされ、本件要件ハが設けられたのは、平成25年10月施行の政省令改正によってである（以下、上記政省令改正を「本件政省令改正」ともいう。また、本件省令とは基本的には上記改正後の省令をいうものとし、同改正前の省令であることを示す必要がある場合には、「本件改正前省令」などということがある。）。

(3) なお、本件省令2条の2第1項は、輸出令別表第1・3の2の項(1)の委任を受けて、規制の対象となる軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素等について各号を設けて限定列挙している。そのうち2号には、細菌であって、ウェルシュ菌、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、腸管出血性大腸菌（O157等）、ペスト菌、ボツリヌス菌、野兔病菌等に該当するものが含

まれる。

(4) 経産省貿易経済協力局作成の本件通達（「輸出貿易管理令の運用について」輸出注意事項62第11号・62貿局第322号。乙3）は、輸出令の運用の解釈を示している。

本件通達は、1-1「輸出の許可」(7)「輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可」(イ)において、「輸出令別表第1の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。」とした上で、輸出令別表第1・3の2の「滅菌又は殺菌をすることができるもの」については、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」としている。

3 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 被控訴人会社は、昭和55年に設立され、乾燥装置、焼却装置等の設計、製造及び販売並びに噴霧造粒装置等の研究、設計、製造、販売等を目的とする株式会社である（甲1）。

イ 被控訴人A1は、昭和55年に被控訴人会社へ入社し、昭和62年から現在まで被控訴人会社の代表取締役を務めている（甲1、丙A66、98）。

ウ 被控訴人A2は、昭和61年に被控訴人会社へ入社し、平成14年から被控訴人会社の取締役を務めていたが、令和2年3月31日に取締役を辞任した（甲1、丙A81、98）。

エ B（亡B）は、昭和60年に被控訴人会社へ入社し、平成8年から平成26年まで被控訴人会社の取締役を務めており、第1事件に係る逮捕、

勾留請求及び公訴提起の当時は被控訴人会社の顧問であった（丙 A 7 5、7 6）。

亡 B は、東京拘置所に留置されていた令和 2 年 1 0 月に悪性腫瘍であると診断され、その後、勾留執行停止決定を受けて病院において入院治療を受けていたが、令和 3 年 2 月 7 日、進行胃癌により死亡した（甲 4 9 ないし 5 6）。

オ 被控訴人 A 3 は、亡 B の妻であり、被控訴人 A 4 及び被控訴人 A 5 は、亡 B の子である（甲 5 7 ないし 6 3）。

カ 被控訴人会社と被控訴人 A 1 ら 3 名は、東京地方裁判所令和 2 年特（わ）第 8 5 8 号外国為替及び外国貿易法違反被告事件（第 1 事件）及び同裁判所同年特（わ）第 1 3 2 7 号関税法違反、外国為替及び外国貿易法違反被告事件（第 2 事件）の被告人であった（争いのない事実）。

(2) 被控訴人会社による噴霧乾燥器の輸出

ア 噴霧乾燥器（スプレードライヤー）とは、液体や液体・固体の混合物を熱風中に噴霧して、溶媒を蒸発させ粉末を得る装置であり、インスタント食品・飲料の粉末、化粧品、粉末洗剤及び乾電池の材料等の食品や日用品の生産等に利用されている（弁論の全趣旨）。

イ 被控訴人会社は、日本における噴霧乾燥器のリーディングカンパニーとして、国内及び海外（東アジア、東南アジア、ヨーロッパ及び米国）の企業に多くの噴霧乾燥器を納入している（争いのない事実、弁論の全趣旨）。

ウ 被控訴人会社は、平成 2 8 年 6 月 2 日、その製造に係る本件噴霧乾燥器 1（R L - 5 型、構造の概略は原判決別紙 1 のとおり）を、ドイツに本社を置く BASF 社の子会社である BASF Advanced Chemicals Co., Ltd. に納入するため、中華人民共和国に向けて輸出した（争いのない事実）。

エ 被控訴人会社は、平成 3 0 年 2 月 2 1 日、その製造に係る本件噴霧乾燥器 2（L - 8 i 型、構造の概略は原判決別紙 2 のとおり）を、子会社であ

る Okawara Korea Co.,Ltd.を通じて、LG MMAに納入するため大韓民国に向けて輸出した（争いのない事実、弁論の全趣旨）。

オ 本件各噴霧乾燥器は、いずれも本件省令2条の2第2項5号の2に定める要件イ及びロを満たしている（丙4、10、弁論の全趣旨）。

被控訴人会社は、本件各噴霧乾燥器についていずれも本件要件ハ（定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの）を満たしていないため、規制対象貨物に該当しないとして、輸出に際し、経済産業大臣の許可を受けなかった（争いのない事実、弁論の全趣旨）。

(3) 捜査機関による本件要件ハの解釈

ア 警視庁公安部外事第1課（以下では、単に「公安部」ともいう。）は、平成29年5月頃、本件噴霧乾燥器1を輸出した被控訴人会社の行為は外為法48条1項、69条の6第2項2号に違反している可能性があるとして、捜査を開始した。

イ 公安部は、本件要件ハにいう「滅菌又は殺菌をすることができるもの」は、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」と解釈すべきであるとした上で、噴霧乾燥器については、付属の乾燥用ヒーターによる乾熱で内部を温め、結果として装置内部の何らかの細菌を死滅させることができればこれに該当するとした。その上で、本件省令2条の2第1項2号に列挙されている細菌は全て病原性微生物であることから、乾熱によってこれらのうちいずれか1種類でも死滅させることができれば、「内部の殺菌をすることができるもの」に該当するという解釈（本件要件ハ捜査機関解釈）をした（争いのない事実）。

ウ 公安部は、この解釈を前提とした上で、①大腸菌は乾熱で90℃以上を2時間保てば死滅させることができるとの有識者による実験結果、②本件

各噴霧乾燥器は付属のヒーターによって装置内部を110℃以上に保つことができるとの実験結果等から、本件各噴霧乾燥器は本件要件ハに該当すると結論付けた（争いのない事実）。

(4) 本件各事件についての逮捕、勾留請求及び公訴提起等

ア 被控訴人会社等に対する搜索差押え

公安部は、平成30年10月3日、外為法違反の被疑事実により被控訴人会社及び被控訴人A1の自宅等を搜索し、パソコン、書類（開発・設計に関する書類、受注・輸出等に関する書類、社内の議事録等の書類）、サーバーコンピュータなどを押収した（争いのない事実、甲28の1ないし5）。

イ 任意取調べ

公安部は、平成30年10月3日以降、被控訴人会社の関係者に対して任意での取調べを求め、これに対し、被控訴人A1ら3名のほか、被控訴人会社の従業員を含む関係者50名余りが任意取調べに応じた。取調べ回数は、被控訴人A1が40回、被控訴人A2が39回、亡Bが18回であり、被控訴人会社の関係者に対するものを合わせると合計で291回に及んだ（甲30ないし32、弁論の全趣旨）。

ウ 第1事件についての逮捕、勾留請求及び公訴提起

公安部は、令和2年3月11日、被控訴人A1ら3名を第1事件に係る外為法違反の被疑事実で通常逮捕した（以下、第1事件に係る逮捕を「第1事件逮捕」という。）。

東京地方検察庁所属のC1検事（C1検事）は、同月12日、被控訴人A1ら3名の勾留請求を行い（以下、第1事件に係る勾留請求を「第1事件勾留請求」という。）、東京地方裁判所裁判官は、同月13日、勾留を決定した。さらに、同裁判所裁判官は、C1検事の請求を受けて、同月19日、被控訴人A1ら3名の勾留延長を決定した。

C 1 検事は、同月 3 1 日、第 1 事件につき、外為法違反の事実で被控訴人会社及び被控訴人 A 1 ら 3 名を公訴提起した（以下、第 1 事件に係る公訴提起を「第 1 事件公訴提起」という。）。

（以上につき、争いのない事実、甲 3 3 の 1 ないし 3、甲 3 4）

5 エ 第 2 事件についての逮捕、勾留請求及び公訴提起

公安部は、令和 2 年 5 月 2 6 日、被控訴人 A 1 ら 3 名を第 2 事件に係る外為法違反等の被疑事実で通常逮捕した（以下、第 2 事件に係る逮捕を「第 2 事件逮捕」といい、第 1 事件逮捕と併せて「本件各逮捕」という。）。

10 C 1 検事は、同月 2 7 日、被控訴人 A 1 ら 3 名の勾留請求を行い（以下、第 2 事件に係る勾留請求を「第 2 事件勾留請求」といい、第 1 事件勾留請求と併せて「本件各勾留請求」という。）、東京地方裁判所裁判官は、同月 2 8 日、勾留を決定した。同裁判所裁判官は、C 1 検事の請求を受けて、同年 6 月 5 日、被控訴人 A 1 ら 3 名の勾留延長を決定した。

15 C 1 検事は、同月 1 5 日、第 2 事件につき、被控訴人会社及び被控訴人 A 1 ら 3 名を追起訴した（以下、第 2 事件に係る追起訴を「第 2 事件公訴提起」といい、第 1 事件公訴提起と併せて「本件各公訴提起」という。なお、第 2 事件公訴提起では、第 2 事件に係る外為法違反の事実に加えて、本件各噴霧乾燥器に関し、経済産業大臣の許可を受ける必要がない貨物であると偽って申告して輸出したとの関税法違反の事実も併せて公訴提起された。関税法違反の事実の成否は許可の要否により定まるから、この点については独立した検討を要しない。）。

（以上につき、争いのない事実、甲 3 5、3 6）

(5) 被控訴人 A 1 ら 3 名の身柄拘束

25 ア 被控訴人 A 1 ら 3 名の弁護人は、第 1 事件公訴提起後である令和 2 年 4 月 6 日、同 3 名に関して、東京地方裁判所裁判官に保釈を請求したが、同裁判所裁判官は、同月 8 日、これらの請求をいずれも却下した（甲 3 7 の

1 ないし 3)。

イ 同弁護人は、第 2 事件公訴提起後である令和 2 年 6 月 1 8 日、同月 1 9 日及び同年 8 月 2 6 日にも同様に保釈を請求したが、東京地方裁判所裁判官は、これらをいずれも却下した（甲 3 8 及び 3 9 の各 1 ないし 3）。

ウ 亡 B は、令和 2 年 9 月 2 5 日、東京拘置所内で貧血の症状を発症し、複数回にわたり輸血処置を受け、同年 1 0 月 1 日、同所の医師による検査で胃幽門部付近に大きな潰瘍が発見され、病理検査の結果、悪性腫瘍であると診断され、同月 7 日、当該診断の告知を受けた（甲 4 6 ないし 4 8）。

エ 亡 B の弁護人は、亡 B の勾留執行停止を求め、東京地方裁判所裁判官は、令和 2 年 1 0 月 1 6 日午前 8 時から同日午後 4 時までの勾留執行停止を決定した。亡 B は、同日、順天堂大学医学部順天堂病院において診察を受け、進行胃癌であると診断された。亡 B の弁護人は、同月 1 9 日、治療に専念するために亡 B の保釈を請求したが、東京地方裁判所裁判官は、同請求を却下した。亡 B は、同月 2 8 日、同年 1 1 月 5 日から同月 2 0 日まで勾留執行停止決定を受け、その後、勾留執行停止期間は順次延長された（争いのない事実、甲 4 1、5 1 ないし 5 5）。

オ 被控訴人 A 1 及び同 A 2 は、令和 3 年 2 月 5 日、保釈された。

被控訴人 A 1 は、保釈条件として被控訴人会社の関係者に対し、弁護人を介するもの以外の接触を原則禁止（一部、被控訴人会社の従業員 2 名との本件事件との関わりのない決済業務等は除く。）され、また、会社及びその関連施設への立入りも禁止された。被控訴人 A 2 についても、上記保釈に係る保釈条件として被控訴人会社の関係者に対し、弁護人を介するもの以外の接触を禁止され、また、会社及びその関連施設への立入りも禁止された（争いのない事実、甲 4 5 の 1・2）。

カ 亡 B は、勾留執行停止中の令和 3 年 2 月 7 日、死亡した（甲 5 6）。

(6) 本件各公訴提起後の状況

ア 東京地方裁判所は、第1事件につき令和2年4月27日に、第2事件につき同年6月23日に、それぞれ公判前整理手続に付する決定をした（甲64の1・2）。

イ 東京地方裁判所は、検察官及び弁護人との間で、令和2年10月5日から令和3年5月28日までの間に、本件各事件に関して8回の打合せ期日を開き、同年7月及び8月中に証人尋問を行うための公判期日を取り決めるとともに、同年6月23日を公判前整理手続期日として指定した（甲65ないし72）。

ウ 上記公判前整理手続を担当した東京地方検察庁所属の検察官は、令和2年5月18日以降、東京地方裁判所に対し、本件各事件の公訴事実につき証拠により証明しようとする事実関係について、少なくとも4通の証明予定事実記載書を提出した。同各記載書には、検察官の主張する犯行に至る経緯及び犯行状況等のほか、①本件省令の定める規制要件の解釈は本件通達に定められているとおりであり、②本件各噴霧乾燥器内部は乾熱（空焚き状態）による方法を用いて腸管出血性大腸菌O157等を「殺菌」することができるという細菌の耐熱性実験結果及び本件各噴霧乾燥器内部の温度測定実験結果が得られていることなどから、本件要件ハの「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」に該当し、③犯行に至る経緯及び社内資料等によれば被控訴人A1ら3名には本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性に関する認識があったことなどが記載されていた（甲75ないし78、146、147）。

エ 他方、被控訴人会社及び被控訴人A1ら3名の弁護人は、公判前整理手続において、令和2年8月14日以降、東京地方裁判所に対し、少なくとも7通の予定主張記載書面を提出した。同各記載書面には、①本件省令の定める規制要件についての本件要件ハ捜査機関解釈は、本件省令にいう「殺菌」の意味について誤った理解を前提にしたものであり、乾熱による

方法で特定の細菌を死滅させたとの実験結果をもって本件各噴霧乾燥器が本件要件ハを満たすとはいえないこと、②被控訴人会社において乾熱による方法で温度測定実験を実施したところ、本件各噴霧乾燥器内部には50℃に達しない箇所が複数存在し、特定の細菌（大腸菌）を死滅させることができないことが明らかになったから、本件各噴霧乾燥器は本件要件ハ該当性を満たさないこと、③被控訴人会社及び被控訴人A1ら3名には本件各噴霧乾燥器が輸出規制の対象物件に該当するとの認識がなかったことなどが記載されていた。また、弁護人は、上記②に関し、本件噴霧乾燥器1の令和2年10月19日付け温度測定結果報告書のほか、本件各噴霧乾燥器の「乾燥室測定口」（その位置及び形状については、原判決添付の別紙1及び別紙2参照）が特に温度の上昇しない箇所であることを示す複数の温度測定結果報告書を提出した（甲15ないし21、22の1・2、甲79ないし84、145）。

オ 本件各事件の公判担当であったC2検事（C2検事）は、令和3年6月18日及び同月21日、東京地方裁判所に対して進行に関する上申書を提出し、今後弁護人の証拠開示請求への対応等を検討する必要性があるほか、弁護人から提出された温度測定結果報告書を受けて本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性に関する立証方針の再検討や再実験に時間を要すること、本件要件ハの解釈についての争点整理が十分に尽くされていないため、現状で公判前整理手続を終結して証拠調べを開始するのは相当ではないことから、従前の打合せ期日で取り決めた公判期日を2か月程度延期するよう求めた（甲104、105）。

カ 令和3年7月16日、第2回公判前整理手続期日が開かれ、裁判所、検察官及び弁護人の間で、同年8月3日午前を第3回公判前整理手続期日、同日午後を第1回公判期日、同月5日を第2回公判期日とすることが確認され、さらに、検察官は同年7月中に主張関連証拠開示請求の対象となっ

ている証拠について任意開示を行う予定であることを明らかにした（甲74）。

キ C2検事は、令和3年7月30日、東京地方裁判所に対し、本件各噴霧乾燥器が規制対象貨物であることの立証が困難と判断された旨の理由を示した上で、本件各事件について公訴取消し（刑事訴訟法257条）を申し立てた（甲108）。

(7) 公訴棄却

東京地方裁判所は、令和3年8月2日、本件各事件について公訴棄却決定をし、予定されていた公判期日を取り消した（甲108、111、112）。

(8) 本件訴えの提起

被控訴人らは、令和3年9月8日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

4 本件の争点等

(1) 本件の責任原因については、次の点が問題となる。

ア 本件各逮捕が国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されるか（被控訴人らの控訴人都に対する請求関係）

イ 本件各勾留請求及び本件各公訴提起が同規定の適用上違法と評価されるか（被控訴人らの控訴人国に対する請求関係）

ウ 被控訴人A2に対する公安部の警察官による取調べ及び弁解録取が同規定の適用上違法と評価されるか（被控訴人A2の控訴人都に対する請求関係）（原審争点(6)、(7)）

(2) 上記(1)ア、イについては、本件要件ハの定める「殺菌」の解釈及び本件各噴霧乾燥器が「殺菌」性能を有し、外為法上の輸出規制対象貨物に該当することについて、本件各逮捕、本件各勾留請求及び本件各公訴提起時における警察官、検察官の判断の合理性が問題とされている。そして、「殺菌」の解釈に関し、乾熱の方法による殺菌も含まれるか（原審争点(1)）、本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の1種類でも殺菌することができれば足

りるのか(同(2))、噴霧乾燥器に曝露防止のための構造を備えていることを要するか(同(3))が争われ、本件各噴霧乾燥器の性能に関しては、最低温箇所の特定の当否(同(4))、粉体化した細菌を用いた実験の不実施の当否(同(5))が争われた。

5 (3) 責任が認められた場合の損害の発生及び損害額(原審争点(8))も争点である。

5 当事者の主張

上記争点に関する当事者の主張の要旨は、次のとおりである。

10 (1) 本件各逮捕、本件各勾留請求及び本件各公訴提起の違法性の有無について(被控訴人らの主張の要旨)

ア 本件要件ハ捜査機関解釈が不合理であること

15 (ア) 本件要件ハ捜査機関解釈は、本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」について、本件通達を前提とし、その意味するところについては経産省の示した見解と同一である。しかし、下記(イ)ないし(エ)のとおり、本件通達には合理性がないから、本件通達を前提とした本件要件ハ捜査機関解釈も合理性を欠いている。

20 (イ) AG(オーストラリア・グループ)は、生物化学兵器の開発・製造に使用し得る関連汎用品及び技術の輸出管理を通じて、生物化学兵器の拡散防止を図ることを目的とする国際輸出管理レジームである。AGは、平成24年の会議において、生物化学兵器の製造等に転用されるおそれがあるものとして噴霧乾燥器を規制対象に加えることを合意し(AG合意)、これを受けて、日本も平成25年に本件政省令改正をし、噴霧乾燥器を輸出規制の対象に追加した。そして、経産省は、AG合意の内容に沿って、本件要件ハの「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」(AG合意の原文では「capable of being sterilized or disinfected in situ」)を含む噴霧乾燥器の規制要件を定めた。

25

外為法の輸出管理規制は、AG合意に基づき、これを国内法化したものであるから、各規制要件の解釈も原則としてAG合意に沿って解釈するのが合理的である。

AGの合意事項を列記したAGリスト (Australia Group Common Control List) では、平成14年から規制対象とされているクロスフローろ過装置につき、噴霧乾燥器と同一の滅殺菌要件(「capable of being sterilized or disinfected in situ」)が定められていたところ、同年のAGの会議で上記滅殺菌要件の定義がテクニカルノート(本件テクニカルノート)により示され、「sterilized」(滅菌)が物理的手法(例えば蒸気)又は化学物質の使用を通じて当該装置から全ての生きた微生物を除去することを意味し、「disinfected」(被控訴人らの訳語は「消毒」であるが、以下本件政省令改正の用語にならい「殺菌」とする。)が殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の潜在的な微生物の感染能力を破壊することを意味するものとされ、「disinfected」及び「sterilization」は、「sanitization」(洗浄)とは区別されると定義された(以下、単に「AG定義」という。)。したがって、噴霧乾燥器の滅殺菌要件についても同様に解されることとなる。

ところが、日本では「殺菌」について関係法令上明確な定義がないにもかかわらず、「disinfected」を「殺菌」と訳した上、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」につき、本件通達によって「物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊できるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」と解釈するものとされた。本件通達は、AG定義と比較して、「殺菌」につき殺菌効果のある化学物質の使用を通じてという内容が脱落している。

本件要件ハをAG定義に沿って解釈すれば、「殺菌」の方法は化学物質の使用を通じたものに限定され、乾熱殺菌のような方法は除外されるはずである。

5 (ウ) 本件要件ハをAG定義に沿って解釈すれば、「殺菌」は、滅菌と同様に全ての微生物の感染能力及び生命力の除去を達成することであるが、本件通達は、AG定義と比較して、「滅菌又は殺菌」につき全ての微生物の感染能力又は生命力の除去を達成することが必要であるとの文言が脱漏している。

10 (エ) 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができる噴霧乾燥器のみを規制対象とする趣旨は、製造前後における作業者の被曝防止にある。そのため、規制対象となる噴霧乾燥器には、製造された粉体のうち製品として回収されない全ての粉体に含まれる細菌等を作業員に曝露させることなく殺菌できる性能がなければならない。このことは、経産省と連携して輸出管理規制の運用支援を行う機関であるC I
15 S T E C (一般財団法人安全保障貿易センター) 発行の「輸出管理品目ガイド」(以下「本件ガイド」という。)においても、規制対象となる機器は曝露防止構造(噴霧乾燥器内部に残留する粉体化した細菌等の微生物が外部に飛散しない構造)を備えているものと解説されていることから明らかである。

20 (オ) 本件通達は、日本の噴霧乾燥機メーカーである業者に対して周知されていない上、噴霧乾燥機に関する輸出規制導入の際、経産省公表のマトリクス表(貨物・技術の合体マトリクス表)の噴霧乾燥機欄に本件通達の内容は記載されていなかったから、本件通達を基礎とした秩序ないし社会通念が形成されているとはいえず、本件通達は本件要件ハの解釈基準とはなり得ない。

25 イ 本件各噴霧乾燥器は本件要件ハを満たさないこと

(ア) 本件各噴霧乾燥器は、「滅菌」ができないことはもちろん、化学物質の使用を通じて全ての微生物の感染能力を破壊することを予定したのではなく、曝露防止構造も有しないから、本件要件ハの「殺菌」をすることもできず、本件要件ハに該当しない。

5 (イ) 仮に、本件要件ハ捜査機関解釈を採った場合でも、次のとおり、本件各噴霧乾燥器は、「殺菌」性能を有するものではなく、本件要件ハに該当しない。

公安部は、本件各噴霧乾燥器の乾熱による殺菌性能を調べるため、噴霧乾燥器のシステム設計等を行っているアイエスジャパンからの聴取結果を元に最低温箇所の候補を絞り、温度測定実験を実施した。そして、
10 本件噴霧乾燥器 1 内部の最低温箇所は「バグフィルタの下部」であり、本件噴霧乾燥器 2 内部の最低温箇所は「ダクト内」と特定し、同各所においても殺菌に十分な温度が保たれているから本件各噴霧乾燥器は殺菌性能を有していると結論付けた。しかし、実際の最低温箇所は上記各所と異なり、被控訴人会社が実施した温度測定実験によれば、本件
15 各噴霧乾燥器の乾燥室測定口は最高温度がそれぞれ 53℃、59.2℃にしか上がらなかった。また、噴霧乾燥器内部の殺菌をする場合、細菌は粉体として装置内部に付着し堆積した状態にあるから、粉体の状態にある細菌を死滅させることができなければ「殺菌」できるとはいえない
20 ところ、被控訴人会社による実験の結果、本件各噴霧乾燥器のいずれについても粉体として装置内部に付着、堆積した細菌（大腸菌）の一部は、付属ヒーターを用いて 240℃の熱風を 9 時間装置内部に送り続けても死滅しなかった。

ウ 本件各逮捕が違法であること

25 (ア) 本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことについて

公安部は、捜査開始当初の平成 29 年 10 月、経産省に対して本件

要件ハの解釈及び本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性に関する相談をし、平成30年2月まで経産省との打合せを重ねた。打合せにおいて、経産省の担当官は、本件要件ハの「殺菌」の定義・解釈が明確ではなく、他のAG参加国と比べて日本だけ突出して厳格な規制を行うべきではないなどの意見を述べ、被控訴人会社製の噴霧乾燥器の輸出について刑事立件することに否定的な立場を示していた。

しかし、公安部は、微生物の専門家から意見を聴取し、専門家が実際には述べていないのに、本件要件ハの「殺菌」について本件要件ハ捜査機関解釈に沿った見解を述べているかのように都合良く改変した聴取結果報告書を作成し、これを経産省に提出した上、公安部長から経産省上層部へ働きかけを行い、方針を転換させた。その結果、経産省は、同月8日の打合せ以降、本件要件ハ捜査機関解釈を容認し、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性を肯定的に捉える立場を示すようになったが、それは公安部との密約に基づくものであり、規制当局として相応の根拠をもって本件要件ハ捜査機関解釈の正当性を認めたものではない。

本件要件ハ捜査機関解釈の内容が不合理であることに加えて、上記経緯に鑑みれば、公安部が本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことに合理的根拠があったとはいえない。なお、本件通達は行政庁内部の運用基準にすぎないから、本件通達を前提ないし根拠として本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことに合理性があるとはいえない。

(イ) 本件要件ハが満たされていると判断したことについて

公安部による本件各噴霧乾燥器の最低温箇所の特定に関する捜査は、以下の事情からすると、極めて不十分であり、本件要件ハが満たされていると判断したことに合理的根拠があったとはいえない。

a 公安部は、平成29年10月の時点で、経産省から、噴霧乾燥器

にはデッドポイント（内部の温度が上がりにくい場所）が数多くあり、被控訴人会社製の噴霧乾燥器についても、構造上、滅殺菌ができない旨の主張がされる可能性があるとの指摘を受けていた。

5 b 噴霧乾燥器の構造に詳しい被控訴人会社の複数の従業員が、平成30年12月の取調べにおいて、本件各噴霧乾燥器内部には袋小路となっているなど空気の流れにくい箇所が複数あり、熱風が行き渡らないなどの理由で温度が上がりにくいことや、測定口の温度が上がりにくいことを供述していた。被控訴人A1も、平成31年1月の取調べにおいて、粉体製造後に液体洗浄せずに熱風をかけるだけでは隅々まで殺菌できないと供述し、亡Bも、同月の取調べにおいて、本件各噴霧乾燥器内部にはマンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座及び導圧管など、温度の上がりにくい箇所が複数あると供述していた。

10 c 公安部が乾燥室測定口を含む箇所の温度測定実験を実施することは通常求められる捜査であり、実施することは可能であったのに、これをしないまま本件各噴霧乾燥器の最低温箇所を特定した。公安部は、アイエスジャパンからの聴取りに際して一般的な噴霧乾燥器の資料を示したにとどまり、その聴取結果も推測程度のものではしかなかったから、これのみに依拠して最低温箇所の候補を絞るにはおよそ不十分であった。そればかりか、公安部は、令和元年5月に実施した本件噴霧乾燥器2の温度測定実験において、実際には製品回収容器底部の温度を測定したにもかかわらず、測定温度が低かったことからこれを温度測定結果報告書に記載せず隠蔽し、都合の悪い証拠を殊更に無視した。

20 d 専門家による細菌の耐熱性実験は、粉体化していない細菌を用いた乾熱滅菌器による菌の死滅条件の実験にすぎず、粉体として堆積した細菌の耐熱性の立証には不十分であった。また、粉体が噴霧乾燥器に残留した状態と空焚きの状態とでは条件が異なるのに、公安部は、

空焚きの状態の温度測定実験と乾熱滅菌器による細菌の死滅条件の実験結果を併せただけで殺菌性能を判断した。

エ 本件各勾留請求及び本件各公訴提起が違法であること

(ア) 本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことについて

5 C 3 検事（C 3 検事、C 1 検事の前任者）は、公安部からの検事相談に際し、公安部の警察官が経産省との打合せ結果を記載した捜査メモ（以下「経産省相談メモ」という。）の共有を受けており、C 1 検事も、令和元年6月にC 3 検事から引継ぎを受けた際、経産省相談メモを併せて引き継いだはずである。また、C 1 検事は、同月から令和2年3月まで複数回にわたり公安部から検事相談を受けており、自らも公安部に対して、①経産省は、本件各噴霧乾燥器が規制要件に該当すると考えていたのであれば、被控訴人会社から許可申請がないことを疑問に思わなかったのか、②規制要件の解釈がおかしいとか、経産省が規制要件の解釈を示すのが遅すぎて、平成28年又は平成30年当時は業界に一般的な判断基準がなかったということであれば起訴できない、などの疑問等を投げかけていた。つまり、C 1 検事は、本件要件ハ捜査機関解釈を採ることについて疑問をもっていたが、その後、公安部から上記①及び②について明確な回答を得た事実は認められない。その他、C 1 検事は、公安部から国内メーカーによる噴霧乾燥器の輸出許可実績が1社しかないことを聞いていたほか、マトリクス表及び本件ガイダンスには噴霧乾燥器の項目に本件通達の内容の記載がなく、本件通達やその意味するところに関する経産省の見解は、事業者には周知されたものではないことも把握していた。

25 以上の事情に鑑みると、C 1 検事は、経産省が本件要件ハ捜査機関解釈を採用するに至った経緯・根拠等について追加捜査を行うべきであったのに、これをしないまま不合理な本件要件ハ捜査機関解釈を是認し、

本件各勾留請求及び本件各公訴提起に至ったことについては、合理的根拠を欠いていたといわざるを得ない。

(イ) 本件要件ハが満たされていると判断したことについて

C 1 検事は、上記(ア)のとおり経産省相談メモの引継ぎを受け、経産省の担当官が、噴霧乾燥器にはデッドポイントが数多くあると述べたことを把握していたほか、公安部からの検事相談等を通じて、任意取調べ段階における被控訴人会社の従業員及び亡Bの最低温箇所に関する指摘があることも認識していた。そして、C 1 検事は、被控訴人A 1ら3名が逮捕された令和2年3月には、他の検察官による取調べに際し、被控訴人会社の従業員3名から被控訴人会社製の噴霧乾燥器内部には温度が上がりにくい箇所があるとの供述がされ、具体的な箇所として測定口等の指摘があることについて報告を受けていた。同年6月には、被控訴人会社の役員1名及び従業員1名から、噴霧乾燥器には温度が上がりにくい部分があるとの供述が得られたことも把握していた。被控訴人会社の従業員及び亡Bは、噴霧乾燥器の構造に精通しており、それらの者が述べた内容には相当程度の信ぴょう性があると考えるのが自然である。

ところが、C 1 検事は、上記従業員等の供述内容の信用性を評価せず、最低温箇所の特定に関して被控訴人会社の従業員又はアイエスジャパンへの再確認や再度の温度測定実験等の補充捜査を経ずに、公安部による本件各噴霧乾燥器の最低温箇所の特定で十分なものと判断した。また、噴霧乾燥器に粉体が残留した状態と空焚きの状態とでは温度の測定結果に差異が出ることは容易に想定できたのに、公安部による温度測定実験及び乾熱滅菌器の実験が行われていたことをもって、粉体を用いた実験は不要と判断し、本件各勾留請求及び本件各公訴提起に踏み切った。

上記の確認作業や再実験等は通常求められる捜査であり、かつ、容易に行うことが可能であったから、C 1 検事において、公安部の実験結果

に依拠して本件各噴霧乾燥器の最低温箇所を特定し、本件各勾留請求及び本件各公訴提起をしたことは、通常求められるべき捜査を行わずにしたものとして、合理的根拠を欠くといわざるを得ない。

(控訴人国の主張の要旨)

5 ア 本件要件ハ捜査機関解釈が不合理なものではないこと

(ア) AGを含む国際輸出管理レジームの合意事項は、法的拘束力を持つものではなく、当該合意事項を踏まえた国内措置については、参加国に裁量が認められている。日本の輸出令や本件省令等は、AG合意の趣旨を踏まえつつ、AG合意より規制内容が緩くならないようにするとの観点や、いわゆるループホール（抜け道）を作らず安全保障貿易管理制度を実効的なものとするとの観点も含めて整備されたものである。

10 本件要件ハは、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」と規定するのみで、文言上、「滅菌」又は「殺菌」の具体的内容について規定していないが、外為法48条1項、輸出令1条1項、本件省令2条の2第2項5号の2の趣旨は、軍事転用可能な貨物の輸出管理等を行うことで日本の安全を維持すること等にある。危険性の高い細菌等の微生物を用いて生物兵器を製造した後、当該細菌等の微生物を装置から除去したり、装置内の細菌等の微生物の伝染能力を破壊できたりすれば、当該装置は生物兵器の製造等への転用に適していると考えられるのであり、輸出管理の必要性が高い。本件通達は、所管行政庁である経産省が、以上の観点を踏まえて定めたものであり、合理性を有するといえるし、経産省のホームページを通じて周知されている。そして、本件通達が示す本件要件ハの「殺菌」の意味するところは、下記(イ)のとおりである。

20 (イ) 外為法48条1項等の趣旨からすれば、方法を問わず、およそ危険性の高い細菌等の微生物を「殺菌」することができれば、当該装置は生物兵器の製造等への転用に適しているものと考えられ、輸出管理の必

要性は高い。したがって、本件要件ハの「殺菌」の方法は、物理的手法としての乾熱殺菌も含むあらゆる方法が含まれると解釈される。

また、本件省令2条の2第1項2号規定の細菌等を含む微生物のうち1種類でも当該装置で殺菌することができれば、当該特定の細菌等の微生物を用いた生物兵器の製造等を作業員の安全も考慮に入れながら実施できるため、当該装置は、生物兵器の製造等への転用に適しているものと考えられ、輸出管理の必要性は高い。したがって、本件要件ハの「殺菌」の対象は、上記規定の細菌等の微生物のうち1種類でも足りると解釈される。

さらに、本件要件ハは、文言上、噴霧乾燥器が輸出規制の対象となるための要件として曝露防止構造を有することは要求していない。曝露防止構造を備えていなくても、曝露を防止するための方策は存するから（例えば、防護服を着用することや、物理的な封じ込めを行った施設内で噴霧乾燥器を使用することなど）、曝露防止構造を要件としないことは、本件要件ハの趣旨とも整合する。AG合意においても、噴霧乾燥器が曝露防止構造を備えていることは規制要件になっておらず、AG合意よりも規制内容が緩くならないようにするとの観点からすると、曝露防止構造を備えていることは、本件要件ハの規制内容に含まれない。

イ 本件要件ハ捜査機関解釈を採用した検察官の判断が不合理ではないこと

経産省は、令和4年4月18日付けの調査嘱託回答において、本件要件ハの「殺菌」の解釈につき本件要件ハ捜査機関解釈と同旨であり、その解釈は令和2年3月12日時点でも同様であったことを示しており、経産省の本件要件ハに関する有権解釈は一貫していたことが明らかである。被控訴人らは、本件要件ハに係る経産省の見解に変遷があったなどと主張するが、その根拠とされる経産省相談メモは、作成者や作成経緯が不明であり、内容の正確性が担保されていない上、そこに記載された経産省の担当官ら

の意見等は個人的見解にすぎないから、被控訴人らの上記主張は誤った理解を前提とするものである。また、公安部から経産省の見解を変えるよう働きかけがあったなどという事実は存在しない。

5 本件要件ハについての経産省の解釈は、上記アのとおり、本件省令、本件通達の文言及び軍事転用可能な貨物の輸出管理を行うことで日本の安全を維持するという外為法48条1項等の趣旨に整合するものであり、もとより正当である。そして、C1検事は、本件通達、貿易管理課（経産省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課）の課長及び同課長補佐の供述調書等信用性の高い証拠によって、それが正当な解釈であると判断して、
10 経産省の解釈と同様の本件要件ハ捜査機関解釈を採用したのであって、その点に何ら不合理はない。

被控訴人らは、C1検事が検事相談において本件要件ハ捜査機関解釈の合理性に疑問を感じていたなどと主張するが、当時、C1検事の問題意識は、本件噴霧乾燥器1につき客観的構成要件を充足することは前提とした
15 上で、被控訴人A1ら3名の規制要件該当性の認識があったかという主観面の立証ができるかという点にあり、検事相談においてその点に関する疑問を述べたことがあるにすぎない（その後、被控訴人A1ら3名の供述状況等の検討により、主観面の立証についての疑問も解消している。）。

仮に、裁判所が本件要件ハの「殺菌」要件に関して経産省とは異なる解釈を採用するとしても、本件各勾留請求時及び本件各公訴提起時において
20 裁判所による明確な解釈が示されていない法令について、検察官が、あえて経産省の解釈と異なる解釈をとる理由や必要性はない。したがって、C1検事が、本件要件ハの解釈に関し、経産省の解釈を踏まえてこれと同様の本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことが不合理とはいえない。

25 ウ 本件要件ハ該当性に関する検察官の判断が不合理ではないこと

(ア) 本件各噴霧乾燥器は、乾燥室上部から電気ヒーターを加熱源とする

乾燥熱風を乾燥室に直接送り込み、乾燥室で原液を微粒子化し、その後、サイクロン、バグフィルタ等を経て、微粒子化した製品を回収する機器であり、乾燥室測定口は乾燥室に付属している。公安部は、アイエスジャパンから、①噴霧乾燥器で製品を作る際、温度が必要となる場所は乾燥室内だけであり、乾燥室以降は温度を上げる装置もないため、装置末端の排風機に行くほど温度は下がる、②大型機など機種によっては、装置末端の排風機に行くほど温度は下がる、③熱風は上昇する特性があることを考えるとサイクロンの下部、つまり回収容器との接合部分の方が低温になるという客観的かつ具体的理由とともに、噴霧乾燥器内部の装置末端の排風機後の管、サイクロンの下部、バグフィルタの回収容器との接続部分の温度を測定すれば当該機器の最低温箇所を特定できるとする内容を聴取し、これを報告書化した。乾燥熱風が直接送り込まれる乾燥室が高温になりやすく、乾燥室から装置末端に行くにつれ噴霧乾燥器内部の温度が下がっていく旨の聴取内容に不自然な点はない。

本件各噴霧乾燥器は既に輸出済みであり、実物を用いた実験等を行うことができず、噴霧乾燥器を取り扱う業者の協力の下、本件各噴霧乾燥器の同型器を使用した実験をするほかなかった。また、協力業者が保有する噴霧乾燥器に本件省令2条の2第1項各号規定の細菌等の微生物を入れて細菌実験等を行うと、噴霧乾燥器に細菌等の微生物が残留した場合、実験終了後にこれを完全に除去して安全性を回復することが困難となる。そのため、公安部は、代替策として、本件噴霧乾燥器1の同型器につきアイエスジャパンが指摘した3か所を含む合計10か所の温度測定箇所を抽出した上、最高で160℃まで温度検知することができるサーモラベルを張った温度測定実験により、最低温箇所を「バグフィルタの下部」と特定した。さらに、アイエスジャパンの技術営業部本部長の供述と本件噴霧乾燥器2の同型器を使用した温度測定実験の結果に従っ

て、本件噴霧乾燥器 2 内部の最低温箇所を「ダクト内」と特定した。これらの実験により、バグフィルタの下部は 110℃以上が 5 時間 4 分継続し、ダクト内は 110℃以上が 3 時間 30 分継続したことを把握した。

また、公安部が専門家に依頼したウェルシュ菌及び腸管出血性大腸菌（O157）の 110℃・2 時間の乾熱を条件とした細菌の耐熱性実験により、いずれも殺菌することができることが判明していた。さらに、公安部は、本件各噴霧乾燥器を使用して粉体化した細菌を製造した後の状態についても、専門家への聴取内容等から想定して検討した上で、経産省の回答も踏まえ、本件各噴霧乾燥器は本件省令 2 条の 2 第 1 項 2 号規定の大腸菌やウェルシュ菌を殺菌できるとの検討結果を示していた。

以上の実験の過程及び結果等に不自然な点は見当たらず、被控訴人会社製の噴霧乾燥器の構造をよく把握している元役員や同業他社の従業員等、信用性の認められる第三者の供述とも整合的であった。

(イ) 第 1 事件が検察庁に送致された時点（令和 2 年 3 月 12 日）における本件要件ハ該当性に関する主な証拠資料は、アイエスジャパン技術営業部本部長に対する聴取結果報告書、公安部による本件噴霧乾燥器 1 の温度測定結果報告書、専門家による細菌の耐熱性実験等に関する聴取結果報告書や供述調書、貿易管理課長に対する捜査関係事項照会に対する回答書、被控訴人 A 1 ら 3 名及び被控訴人会社の役員・従業員を警察官が取り調べた供述調書等であった。このように本件噴霧乾燥器 1 が本件要件ハに該当するという経産省の回答等の客観的な証拠が揃っており、かつ、上記時点において被控訴人 A 1 ら 3 名及び被控訴人会社の従業員の中に、本件噴霧乾燥器 1 の本件要件ハ該当性について疑義を生じさせる供述をした者はいなかった。

第 1 事件勾留請求がされた時点（令和 2 年 3 月 12 日）では、検察官の弁解録取手続が行われたが、被控訴人 A 1 ら 3 名は、犯意や共謀、法

令解釈を争ったり、黙秘に転じたりするに至ったものの、本件噴霧乾燥器1が本件要件ハ該当性を満たさないと供述することはなかった。

第1事件の勾留期間中（令和2年3月13日以降）、被控訴人会社の従業員が取調べに応じない姿勢に転じたことから、C1検事は、他の検察官の協力を得て、被控訴人会社と利害関係を有しない他の噴霧乾燥器メーカー等の取調べを行い、噴霧乾燥器一般について本件要件ハに該当する可能性があるとの供述を得るなどした。その後、ようやく被控訴人会社の従業員が取調べに応じたため、他の検察官の協力を得て取調べを行ったところ、被控訴人会社の従業員のうち3名が、被控訴人会社製の噴霧乾燥器には温度が上がりにくい場所があることに言及したものの、上記3名は被控訴人会社と従属関係を有する者であり、その処遇に強い利害関係を有していた。そして、いずれも公安部の取調べに対しては噴霧乾燥器で乾熱殺菌をすることができる旨の供述をしていたことからすると、不合理な供述内容の変遷であり、信用性に疑義があった。しかも、うち2名の供述は、温度の上がりにくい場所として明確に「乾燥室測定口」を指摘するものではなかった上、いずれの者の供述も、当該箇所の温度が上がりづらいことを実験結果等の具体的な根拠をもって明確に説明するものではなかった。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)によれば、C1検事において、本件各勾留請求時及び本件各公訴提起時の証拠資料に基づいて、本件噴霧乾燥器1内部の最低温箇所を「バグフィルタの下部」と特定したこと及び本件噴霧乾燥器2内部の最低温箇所を「ダクト内」と特定したことには相応の根拠があった。

本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口は、いずれも極めて小さい部位であり、被控訴人会社が作成した本件各噴霧乾燥器のカタログや全体配置図等の本件各噴霧乾燥器に関する資料にも、乾燥室測定口ないし測定口に

5 関する明示的な記載はなく、C1 検事は、公安部から、口頭で乾燥室測定口の報告を受けたこともなかった。そもそも本件各噴霧乾燥器の最低温箇所の特定が争点として顕在化したのは、第2事件公訴提起から約4か月後に被控訴人会社及び被控訴人A1ら3名の弁護人が乾燥室測定口の温度測定結果報告書を提出した時点である。それまでの間、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の温度が上がりづらいことを具体的な根拠をもって明確に指摘した被控訴人会社の関係者はいなかったから、C1 検事において、第2事件公訴提起までの間に、同箇所が最低温箇所であると考えた契機はなかった。したがって、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所を
10 特定するために、温度測定実験等の補充捜査を行うことが通常要求される捜査であったとはいえない。

(エ) 勾留請求及び公訴提起の違法性評価については、判例（最高裁昭和53年10月20日第二小法廷判決・民集32巻7号1367頁、最高裁平成元年6月29日第一小法廷判決・民集43巻6号664頁等）
15 の基準に従うべきであるが、その具体的当てはめにおいては、法の予定する一般的な検察官を前提として、通常考えられる検察官の個人差による判断の幅を考慮に入れても、なおかつ行き過ぎて不合理な判断をしたといえる場合に限って違法の評価をすべきである。本件において、事後的に公訴取消しとなった結果から後方視的に捉えて違法の評価をすべき
20 ではなく、本件各勾留請求時及び本件各公訴提起時の事情をもって上記基準に照らし検討すれば、C1 検事が、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当するものとして本件各勾留請求及び本件各公訴提起をしたことについて、合理的根拠を欠く違法なものであったとはいえない。

(控訴人都の主張の要旨)

25 ア 本件要件ハ捜査機関解釈が不合理なものではないこと

AGは、法的拘束力を持つ国際約束に基づく枠組みではなく、日本にお

ける輸出管理規制は、国内法令及びその解釈運用によって行われている。

日本の輸出管理規制を所掌する経産省は、①本件要件ハの「殺菌」の方法は限定されておらず、乾熱殺菌も含まれる、②本件要件ハの「殺菌」の対象は本件省令2条の2第1項2号規定の細菌等の微生物のうち1種類以上のものを指し、1種類を殺菌することができれば足りる、③曝露防止構造の有無は、本件要件ハ該当性の判断には影響しないと解釈しているところ、これらは本件省令の趣旨、文理解釈及びAG合意の内容等を適切に踏まえたものであり、十分理由がある。日本薬局方に「殺菌」の概念や乾熱を利用した消毒法の定めがないとしても、日本薬局方は、医薬品の性状及び品質の適正を図るために定められた医薬品の規格基準書であり、安全保障貿易の観点から定められている本件省令とは目的・趣旨を異にするから、経産省の上記解釈及び本件要件ハ捜査機関解釈の合理性を否定する根拠になるものではない。

イ 本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことが不合理ではないこと

捜査機関である公安部が、本件要件ハの解釈について、輸出管理規制を所掌する経産省の見解に従うことは当然である。経産省は、本件各事件の捜査当時から現在に至るまで本件要件ハ捜査機関解釈と同様に解釈している旨を明らかにしており、経産省による「殺菌」の解釈が変遷したことはない。経産省相談メモに記載された担当官らの発言は、経産省としての正式な回答ではなく内部での検討段階における担当官らの個人的見解にすぎないし、行政庁が所管法令の解釈適用について問合せを受けた場合に、正式な回答をするまでの間、抑制的対応をすることはむしろ通常である。公安部が経産省に解釈を変えるよう働きかけたなどの事実は存在せず、公安部の警察官が微生物の専門家から聴き取りをした聴取結果報告書や供述調書の内容にも虚偽の内容は含まれていない。

本件各事件は、生物兵器の製造に転用可能な機器が無許可で輸出されて

5 いる疑いがあるという事件であり、仮にそのようなことが行われていた
とすれば日本及び国際社会にとって重大な脅威となるから、捜査機関と
して、嫌疑があるにもかかわらずこれを捜査しないということがあって
はならない。経産省の一部の担当官から慎重な見解が示されたからとい
10 って、安易な捜査の中断が許されるものでもなく、公安部が本件要件ハ
捜査機関解釈を採ることを前提として捜査を進めたことは、捜査機関と
して必要かつ相当な行為であった。

ウ 本件要件ハ該当性に関する捜査は適正かつ十分に行われたこと

(ア) 公安部は、本件要件ハ捜査機関解釈を採ることを前提とした上で、

10 ①大腸菌（本件省令2条の2第1項2号に列挙されている細菌の一つ）
は乾熱で90℃以上を2時間保てば死滅させることができるとの専門家
による細菌の耐熱性実験結果、②本件各噴霧乾燥器は付属のヒーターに
よって装置内部を110℃に保つことができるとの実験結果から、「殺
菌」が可能であると判断した。上記①の細菌の耐熱性実験は、微生物等
15 の専門家が実施したものであって信頼のおけるものであり、上記②の温
度測定実験も、下記(イ)の経過で実施されたものであって、本件各噴霧
乾燥器の最低温箇所を特定し、その温度を把握するに十分なものであっ
た。

(イ) 公安部は、噴霧乾燥器メーカー及びユーザーから、噴霧乾燥器は

20 熱風によって殺菌できる性能を有し、その内部には熱風が行き渡ること
を聴取した。また、アイエスジャパンから、噴霧乾燥器の最低温となる
可能性がある箇所は、装置末端の排風機後にあるダクト内、サイクロン
の下部、バグフィルタの下部であると聴取し、噴霧乾燥器メーカーであ
る藤崎電機（藤崎電機株式会社、その後商号を「株式会社GF」に変更
25 した。）からも、気流の動きや噴霧乾燥器の構造について説明を受けた
上、排風口、バグフィルタの下部が最低温箇所となる可能性があること

を聴取した。公安部は、上記聴取結果に基づき、本件噴霧乾燥器 1 と同型機で聴取箇所を含む 10 か所の温度測定実験を行い、バグフィルタの下部を最低温箇所と特定した。

また、公安部は、アイエスジャパンから、本件噴霧乾燥器 2 の理論上最低温となる箇所は、装置末端の排風機後にあるダクト内、サイクロン下部である旨聴取し、同聴取結果に基づき、本件噴霧乾燥器 2 の同型器を用いて同 2 か所の温度測定実験を行い、装置末端の排風機後にあるダクト内において、3 時間 30 分にわたって 110℃以上、4 時間 26 分にわたって 100℃以上の温度が継続することが判明した。その後、公安部は、本件噴霧乾燥器 2 の輸出規制該当性の判断のための捜査関係事項照会書を貿易管理課に送付するに当たり、アイエスジャパンに対し、本件噴霧乾燥器 2 の見取図及び製品カタログの写しを示して最低温箇所を聴取した結果、最低温箇所は、装置末端の排風機後にあるダクト内、サイクロンの下部であり、これらの箇所より低温になりそうなところはないという上記温度測定実験結果と符合する内容を聴取した。

実際に大腸菌等の細菌を入れて実験を行うことに協力してくれる業者は見つからなかったため、そのような殺菌実験は行っていないが、公安部としては、①噴霧乾燥器内に粉体が残ったまま洗浄せずに乾熱運転するのみでも内部を殺菌することは可能である旨の他のメーカーからの聴取結果、②芽胞を形成しない細菌であれば、粒子が重なった状態で乾熱処理をしたとしても 100℃程度の乾熱で細菌の内部まで熱が行き渡り死滅するなどの専門家からの聴取結果等を得ており、公安部が実施した温度測定実験結果等をもって、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所を特定し、その温度を把握するには十分であった。

なお、被控訴人らは、本件噴霧乾燥器 2 と同型機の温度測定実験において、温度が上がらなかった製品回収容器底部の温度測定の事実及び結

果を報告書に記載せずに虚偽の温度測定結果報告書を作成したと主張するが、製品回収容器は噴霧乾燥器の内部ではなく、参考として温度測定をしたにすぎないから、報告書に内部に当たる箇所温度だけを記載したのは当然のことであった。

5 (ウ) 公安部は、上記のとおり、噴霧乾燥器メーカーやユーザー、専門家からの聴取、殺菌実験及び温度測定実験等の捜査を経た後、被控訴人会社の従業員50名以上からの聴取をした結果、本件各噴霧乾燥器の構造に詳しいと思われる従業員の多数は、乾熱による殺菌が可能であると供述しており、最低温箇所について、アイエスジャパン等と同様に、排気口、10 バグフィルタ下部、サイクロン下部といった出口に近い箇所を指摘していた。少なくとも公安部の任意取調べにおいて、被控訴人会社の従業員の中に最低温箇所として明確に乾燥室測定口を指摘した者はいなかった。被控訴人らは、亡Bが取調べにおいて測定口等を最低温箇所として指摘した旨主張するが、亡Bは噴霧乾燥器の構造について特別詳しい者15 ではなく、取調べにおいて最低温箇所に関する話題が出たことはない。上記主張に係る指摘があったことについては、亡Bの供述調書等にも残されていない。

(エ) 実施し得る捜査活動の選択肢が無数に存在する中で、その全てを実施しなければならぬとするのは現実的ではない上、捜査を効率的に実施する観点からも妥当とはいえないから、個別具体的な事件の捜査に当たる警察官においては、時間的制約、物理的制約等を勘案しつつ、事案の真相解明のために必要かつ十分と判断される捜査活動を取捨選択して行えば足りる。結果的に一部捜査を実施しなかったとしても、その当時、当該捜査をすることが不可能と認められる場合はもちろんのこと、それが事案の真相解明のために必ずしも重要ではないと合理的に判断された場合や、既に実施した捜査の結果により事案の真相解明が十分に図られ25

ると合理的に判断された場合等であれば、「通常要求される捜査」（最高裁平成元年6月29日第一小法廷判決・民集43巻6号664頁参照）には当たらないというべきである。

本件においては、被控訴人会社が、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハ該当性を満たさないことを反証するために70回以上もの実験を繰り返さなければならなかったことを考慮すべきであり、そのような事後的な結果から遡って捜査の違法性を評価するのは相当でない。本件各事件が公訴取消しに至ったのは、被控訴人会社が実際に大腸菌を機器に入れて粉体を製造する実験を行った結果によるものであり、上記(イ)のとおり、実機を所有していない公安部としては、被控訴人会社と同様の実験を行うことは不可能であったという事情も指摘できる。

以上によれば、公安部が本件噴霧乾燥器1の最低温箇所を「バグフィルタの下部」、本件噴霧乾燥器2の最低温箇所を「ダクト内」と特定し、細菌の耐熱性実験及び温度測定実験等の結果から本件要件ハ該当性が満たされているとしたことについては十分な根拠があり、公安部が通常行うべき捜査を怠ったとはいえないから、本件各逮捕に係る公安部の警察官の判断には合理的根拠があった。

(2) 被控訴人A2に対する取調べ及び弁解録取書作成の違法性について

(被控訴人A2の主張の要旨)

ア 被控訴人A2に対する任意取調べが違法であること

(ア) 公安部は、平成30年12月11日から被控訴人会社の関係者に対する任意取調べを開始した。被控訴人A2に対する取調べは公安部の外事第一課に所属していたD警部補（D警部補）が担当した。D警部補は、同日から令和2年2月10日までの間、合計39回にわたって被控訴人A2の任意取調べ（以下「本件任意取調べ」という。）を行い、第1事件逮捕に至るまでに合計13通の供述調書が作成された。

(イ) 被控訴人A2は、本件ガイドランスの記述に沿って本件要件ハの趣旨を理解しており、本件任意取調べの当初から、「定置した状態で曝露せずに菌を死滅できる自動洗浄（C I P）機能付きの器械が規制対象である」という自らの認識を繰り返し述べていた。しかし、D警部補は、本件要件ハ捜査機関解釈の内容を一切被控訴人A2に示すことをしないまま、被控訴人A2が繰り返し述べた上記認識について供述調書に記載することを拒絶し続ける一方、乾燥運転による乾熱で器械内部の温度を上げて菌を殺すことができる以上当然に「殺菌」に当たると説き、特定の菌を全て死滅させることまでできなくても「殺菌」に当たると誤解させて供述（自白）を得ようとした。そればかりか、D警部補は、被控訴人A2に対し、細菌が少しでも死ねば本件要件ハの「殺菌」に該当するなど偽計を用いて被控訴人A2を不当に誘導することもしていた。以上のおり、D警部補は、本件要件ハ捜査機関解釈とも異なる独自の解釈を示し、被控訴人A2の供述内容を恣意的に歪めて供述調書に記載した。

なお、控訴人等は、被控訴人A2が被控訴人会社において渉外業務を担当し、噴霧乾燥器の輸出管理規制に詳しいことから、本件要件ハの趣旨が噴霧乾燥器内部に残った生物兵器（細菌）によって作業員が感染することの防止であることを理解していたとか、平成27年に被控訴人会社の顧客である新田ゼラチンUSAに対し、熱風により噴霧乾燥器内部を90℃に保つことにより殺菌することが可能であると報告した経験があるなどと指摘して、「殺菌」の意味が特定の細菌を全て死滅させることであることは十分理解していたはずである旨主張する。しかし、被控訴人A2は、法律専門家ではないから、法令の文言の具体的解釈について警察官の説明を信じることは十分にあり得る。また、被控訴人A2は、上記顧客に対し、熱風を入れて器械内部を90℃に保つことは可能

である旨報告したことがあるにすぎない。

(ウ) 上記(イ)に加えて、①本件任意取調べにおいて、被控訴人A2の供述調書は全てD警部補が各任意取調べ開始前にあらかじめ作成したものであったこと、②D警部補は、被控訴人A2に対し、供述調書の読み聞かせを一度も行わなかった上、供述調書を読むことを一度しか許さなかったり、誤りを一か所指摘する度に供述調書を取り上げたり、修正箇所をチェックするためにペンを借りようとしてもこれを認めなかったりしたこと、③被控訴人A2は、D警部補に対し、何度も調書の誤りの修正を指摘し、また自身の正しい認識を記載するよう求めたが、D警部補がこれを認めなかったことは、明らかに被控訴人A2が自己の認識に従った供述をすることの妨害行為である。

(エ) 以上のような不当な取調べが長期間にわたり行われた結果、被控訴人A2は、供述調書の内容を十分に確認できず、指摘した修正もされることのないまま、虚偽の内容を含む供述調書にも署名指印しなければならないとの心理に陥り、数々の供述調書に署名指印するに至った。このような本件任意取調べの態様は、事案の性質、対象者に対する容疑の程度、対象者の態度等を総合的に勘案しても、社会通念上相当と認められる方法ないし態様を超えたものであり、違法である。

イ 被控訴人A2に対する弁解録取が違法であること

(ア) D警部補は、令和2年3月11日、被控訴人A2を逮捕した直後に被控訴人A2の弁解録取（以下「本件弁解録取」という。）を行った。D警部補は、本件弁解録取に先立ち、事前に被控訴人A1ら3名が共謀して本件各噴霧乾燥器を無許可で輸出した旨記載した弁解録取書（以下「本件弁解録取書1」という。）を作成しており、被控訴人A2に本件弁解録取書1を手渡し、署名指印するよう求めた。

被控訴人A2は、D警部補に対して、「社長のA1と現顧問のBから

指示された『非該当で輸出する』との方針に基づき、」の箇所（以下「本件記載箇所」という。）を削除し「ガイダンスに従って、許可の申請のいらぬものと考えて輸出した」という表現に修正するように求めた。しかし、D警部補は、本件記載箇所を被控訴人A2が修正するよう指摘した表現に修正しないばかりか、「社長らと共謀して無許可で輸出した」という内容に書き換えた弁解録取書（以下、改めて作成された弁解録取書を「本件弁解録取書2」という。）を作成の上、被控訴人A2が求めた修正をしたかのように振る舞い、再度、本件弁解録取書2を被控訴人A2に手渡し、署名指印するよう求めた。被控訴人A2は、本件記載箇所が修正されていると信じ込み、本件弁解録取書2に署名指印をした。

その後、被控訴人A2は、実際には本件記載箇所が修正されていないことに気付いてD警部補に強く抗議をした。D警部補は、抗議を受け、本件記載箇所を削除した弁解録取書を新たに作成した（以下、この際に新たに作成した弁解録取書を「本件弁解録取書3」という。）。

(イ) D警部補は、本件弁解録取後、本件弁解録取書2を意図的に裁断機にて裁断し、破棄した。D警部補は、令和2年3月25日、本件弁解録取の状況について、本件弁解録取書2を裁断した経緯を記載した被疑者取調状況報告書を作成したが、当該報告書には実際の状況とは異なる虚偽の事実が多く記載されていた。D警部補のこのような行為は、虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び公用文書毀棄罪（刑法258条）に該当することすら疑われる違法行為である。

(ウ) 以上のとおり、D警部補が、被控訴人A2から弁解を聴取することなく本件弁解録取書2を作成し、詐術を用いてこれに署名指印させたこと、さらに本件弁解録取書2を意図的に破棄するという犯罪と疑われる行為をしてまで本件弁解録取書2の取得状況の実態の隠蔽を図ったこ

となどに照らすと、本件弁解録取は、その方法ないし態様が社会通念上相当と認められる限度を超えて違法なものであった。

(控訴人の主張の要旨)

ア 本件任意取調べが違法ではないこと

5 (ア) D警部補は、本件任意取調べに際し、特定の細菌を全て死滅させて感染能力を失わせることを「殺菌」と解釈していることを明示しており、被控訴人A2を不当に誘導したり偽計を図ったりしたことはない。

10 本件各事件は、噴霧乾燥器の生物兵器への転用可能性が争われている事件であり、本件要件への「殺菌」の目的が、噴霧乾燥器内部に残った生物兵器(細菌)によって作業員が感染することの防止であることは当然の前提であって、本件ガイダンスにもその旨記載されていた。被控訴人A2は、AGにおいて噴霧乾燥器が新たに輸出管理規制の対象とされることが議論されていた平成24年当時、噴霧乾燥器メーカーの渉外担当者として意見聴取を受けるなどしており、AG合意及び本件省令の制定経緯等を認識していたから、上記「殺菌」の目的は十分に理解していた。さらに、被控訴人A2は、平成27年に、被控訴人会社の顧客である新田ゼラチンUSAから、噴霧乾燥器で製造した粉末に含まれる菌を殺菌する方法を問われたことへの対応として、熱風によりその内部を90℃に保って殺菌する方法が可能であることを検証し提案した経験があり、その提案において細菌が少しでも死ぬことを「殺菌」としていたはずはない。さらに、被控訴人A2の供述調書(丙A83)にも、噴霧乾燥器内部を一定時間100℃程度の高温に保てば一般的な細菌が「死滅する」と考えていたという内容が含まれており、被控訴人A2が、「殺菌」の意味を誤解していなかったことが明らかである。

25 本件任意取調べは長期間にわたっており、D警部補が被控訴人A2に「殺菌」の誤った解釈を伝えたとしても、被控訴人A2が経産省等に確

認すればすぐに誤りが判明するのであるから、D警部補がそのような行為に及ぶ意味はない。

(イ) D警部補は、被控訴人A2が供述した内容に基づいて供述調書のドラフト（下書き）を作成し、被控訴人A2に対して更なる取調べを行い、供述調書の内容を読み聞かせ、閲覧させ、被控訴人A2において供述調書の内容に誤りが無いことを確認した上で署名指印させていた。

また、D警部補は、被控訴人A2に対し、供述調書を読むことを一度しか許さなかったり、誤りを一か所指摘するたびに供述調書を取り上げたりした事実はない。D警部補が、被控訴人A2が取調べ中にペンの借用を申し出たことに対し、これを貸与しなかったことはあるが、事故防止等の観点からの措置であって、違法ではない。

(ウ) 以上のとおり、本件任意取調べにおける具体的な事実関係の下で、その方法ないし態様が社会通念上相当と認められる限度を超えているとはいえず、D警部補の行為に国家賠償法上の違法はない。

イ 本件弁解録取が違法なものではないこと

(ア) D警部補は、まず弁解録取書のドラフト（下書き。被控訴人A2の主張にいう「本件弁解録取書1」はこのドラフトのことを指していると思われる。）を作成し、被控訴人A2の弁解を録取した上でその内容を被控訴人A2に確認し、本件弁解録取書2に署名指印を求めた。被控訴人A2は、本件弁解録取書2に録取した内容を閲覧した上で誤りのないことを申し立てて、欄外に指印し、末尾に署名指印した。したがって、D警部補は、被控訴人A2の弁解を聞かずに、あらかじめ作成していた本件弁解録取書2に署名指印するよう求めたものではない。

被控訴人A2は、本件弁解録取書2の作成に際し、本件記載箇所を削除するよう求めたが、D警部補は、当該指摘に対し、社長と顧問の了承なく被控訴人A2だけで方針を決めることは考えられないのではないか

と申し向けた。すると、被控訴人A2は、「納得いかないが、確かにそれはそうです。」などと述べ、本件記載箇所に係る事実があったことを認めた。そのため、D警部補は、本件記載箇所の削除を行わずに本件弁解録取書2を作成し、被控訴人A2が本件弁解録取書2を閲覧して誤りのないことを申し立て、欄外に指印した後、末尾に署名指印した。

ところが、被控訴人A2は、本件弁解録取書2に署名指印した後に、やはり内容が違うなどと申し立て、本件弁解録取書2はなかったことにしてほしい、本件記載箇所を削除すれば納得できるなどと述べた。そこで、D警部補は、被控訴人A2の要望に従い、本件記載箇所を削除した本件弁解録取書3を作成し、被控訴人A2がこれに署名指印した。

本件弁解録取の際の被控訴人A2の供述は、本件任意取調べのときのものとは異なり、いわば否認に転じたといえる状況であったから、被疑者である被控訴人A2にその真意を確認し、一定の説得等を行うことは取調官として当然のことであり、本件弁解録取書2の作成経緯に何ら不当な点はないし、D警部補は、被控訴人A2の要望に従って本件弁解録取書3も作成しているのであって、その対応に何ら問題はない。

(イ) D警部補は、新たに被控訴人A2の弁解を録取した弁解録取書3が作成されたことから、本件弁解録取書2を東京地方検察庁へ送致することは不要であると考えて不要文書用の箱に入れ、そのまま誤って裁断した。その後、D警部補は、被疑者弁解録取状況報告書(丙A125)を作成して、本件弁解録取書2を裁断した経緯を明らかにしている。

ウ 以上のとおり、本件弁解録取における具体的な事実関係の下で、その方法ないし態様が社会通念上相当と認められる限度を超えているとはいえないから、D警部補の行為に国家賠償法上の違法はない。

(3) 被控訴人らの損害の発生及び損害額について

(被控訴人らの主張の要旨)

被控訴人らは、違法な本件各逮捕、本件各勾留請求及び本件各公訴提起により、それぞれ以下のとおり損害を被った。

ア 被控訴人会社に生じた損害

(ア) 報道による名誉及び信用毀損

被控訴人A 1ら3名が逮捕された事実は、第1事件逮捕直後に公安部から報道機関に伝えられ、被控訴人会社の名称とともに複数の報道機関により大々的に報道されて、被控訴人会社の名誉及び信用は著しく毀損された。報道内容には、本件各噴霧乾燥器が軍事転用できることを前提とした見出しや、「生物兵器の製造」という一般市民の恐怖をあおる表現等が用いられているものが散見された。その後の第2事件逮捕、本件各勾留請求及び本件各公訴提起についても被控訴人会社の社名とともに報道され、これにより被控訴人会社の名誉及び信用は更に毀損された。そればかりでなく、本件各逮捕、本件各勾留請求及び本件各公訴提起といった社会的評価を著しく低下させる事実が複数の報道機関により不特定多数者に向けて何度も報道されたことにより、被控訴人会社の従業員は犯罪行為を行った企業の従業員というレッテルを貼られた状態で業務を行うことを余儀なくされた。

以上のほか、捜査機関の対応及び被控訴人会社が捜査に協力してきたことなど一切の事情を踏まえれば、被控訴人会社が受けた名誉及び信用毀損による損害は、2000万円を下らない。

(イ) 被控訴人A 1ら3名に対する報酬支払

被控訴人会社は、被控訴人A 1ら3名が不当に身体拘束されたことにより、同人らから報酬の対価として役務提供を受けることができなくなった。また、被控訴人A 1及び被控訴人A 2が保釈された後も公訴棄却までの間、保釈条件による制約により同人らが被控訴人会社の業務を事実上実施することができず、被控訴人会社は同人らから報酬の対価とし

ての役務提供を受けることができなくなった。被控訴人会社が役務提供を受けることができなくなった期間中に被控訴人A 1ら3名に対し支払った報酬額は合計で4401万9395円である。

被控訴人会社は、本件各逮捕及び本件各勾留請求等がなければ同支払相当額の役務提供を受けることができたのであるから、被控訴人会社は、同支払相当額の損害を被ったといえる。

(ウ) 試験に要した費用

被控訴人会社は、違法な本件各逮捕、本件各勾留請求及び本件各公訴提起により、訴訟上の防御活動の一環として、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有しないことを立証するため、本件各噴霧乾燥器の同型器を用いた試験を実施することを余儀なくされ、以下のとおり合計2073万5843円の損害を被った。

a 使用料相当損害金

被控訴人会社は、同社製の各噴霧乾燥器について、ユーザーが試験を実施する場合の使用料を定めた規程を設け実際に運用している。

被控訴人会社は、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有していないことを立証するため、本件噴霧乾燥器1については26回、本件噴霧乾燥器2については46回の試験を実施しており、被控訴人会社の上記規定によると、上記試験のために要した費用相当額は1040万円となる。

b 試験機材等購入費

被控訴人会社は、上記72回の試験を実施するために、試験に必要な試験機材を購入しているところ、これら試験機材等の購入費は、合計199万7964円である。

c 人件費

被控訴人会社が行った試験には、被控訴人会社の従業員3名が関わ

5 っており、試験を実施している間、同人らは被控訴人会社の本来の業務に一切従事できなかつたにもかかわらず、被控訴人会社は同人らに対して通常どおり給与を支払っており、その額は合計623万5169円となる。また、被控訴人会社は、上記試験を行うために、交通費、
5 宿泊費等も上記3名に支払っており、その金額は合計210万2710円となる。

上記の人件費合計は、833万7879円である。

(エ) 刑事弁護費用

10 被控訴人会社は、本件各事件について、被控訴人らの弁護士らに対し、令和2年3月11日から同年7月31日までに弁護士報酬及び費用として合計6332万3242円を支払っており、その後、本件各事件に係る成功報酬として6310万4767円を支払った。

15 以上から、本件各事件の弁護士費用の合計は、1億2642万7999円を下らない。

(オ) 本件訴訟追行のための弁護士費用

15 上記(ア)ないし(エ)の合計額は2億1118万3237円であり、本件訴訟追行のための弁護士費用は、2111万0443円を下らない。

(カ) 以上のとおり、被控訴人会社が控訴人らの違法な行為により被った損害は、合計2億3229万3680円を下らない。

20 イ 被控訴人A1に生じた損害及び損害額

(ア) 精神的損害

a 被控訴人A1は、本件各逮捕及び本件各勾留請求により、犯罪事実がないにもかかわらず、332日間、身体拘束を余儀なくされ、42日間、取調受忍義務を伴う取調べを受けた。

25 また、被控訴人A1は、本件各公訴提起により、490日間、刑事事件の被告人として不安定な地位に置かれることを余儀なくされた。

b 被控訴人A 1は、違法な本件各逮捕、本件各勾留請求及び本件各公訴提起により、その家族もまた犯罪者の家族というレッテルを貼られた状態で日常生活を送ることを余儀なくされた。

さらに、被控訴人A 1が逮捕された事実は、第1事件逮捕直後に公安部から報道機関に伝えられ、被控訴人A 1の実名とともに複数の報道機関により大々的に報道され、その名誉は著しく毀損された。その後、第2事件逮捕、本件各勾留請求及び本件各公訴提起の事実も被控訴人A 1の実名とともに報道され、被控訴人A 1の名誉は更に毀損された。

c 以上のほか、捜査機関の対応及び被控訴人A 1が捜査に協力してきたことなども踏まえると、被控訴人A 1が受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は、600万円を下らない。

(イ) 財産上の損害

被控訴人A 1の代表取締役報酬は、第1事件逮捕後、代表取締役としての業務を行うことが事実上できなくなったため、令和3年4月以降、月額205万円から月額145万円に減額された。被控訴人A 1は、本来であれば、同月1日から公訴棄却がされる同年8月2日までの間、報酬減額相当額合計240万円を得ることができたにもかかわらず、違法な本件各逮捕及び本件各勾留請求に伴う不当な身柄拘束によりこれを得ることができなかった。

(ウ) 被控訴人A 1について、刑事補償法に基づく補償金は415万円であり、上記(ア)及び(イ)の合計840万円からこれを控除した金額は425万円である。

(エ) 本件訴訟追行のための弁護士費用は、42万5000円を下らない。

(オ) 以上のとおり、被控訴人A 1が違法な本件逮捕、本件勾留請求及

び本件公訴提起により被った精神的損害及び財産的損害の額は、刑事補償法に基づく補償金の支払を考慮しても、合計467万5000円を下らない。

ウ 被控訴人A2に生じた損害

(ア) 精神的損害

a 被控訴人A2は、違法な本件各逮捕及び本件各勾留請求により、犯罪事実がないにもかかわらず、332日間、身体拘束を余儀なくされ、42日間、取調受忍義務を伴う取調べを受けた。

また、被控訴人A2は、本件各公訴提起により、490日間、刑事事件の被告人として不安定な地位に置かれることを余儀なくされた。

b 被控訴人A2は、D警部補による長期にわたる違法な本件任意取調べ及び本件弁解録取により、多大な精神的苦痛を被った。

c さらに、被控訴人A2は、本件各逮捕、本件各勾留請求及び本件各公訴提起がされたことにより、その家族もまた犯罪者の家族というレッテルを貼られた状態で日常生活を送ることを余儀なくされた。

さらに、被控訴人A2の第1事件逮捕の事実は、逮捕直後、警視庁公安部から報道機関に伝えられ、被控訴人A2の実名とともに複数の報道機関により大々的に報道されたことで、被控訴人A2の名誉は著しく毀損された。その後、第2事件逮捕、本件各勾留請求並びに本件各公訴提起についても被控訴人A2は実名とともに報道されており、被控訴人A2の名誉は更に毀損された。

d 以上のほか、捜査機関の対応及び被控訴人A2が捜査に協力してきたことなども踏まえると、被控訴人A2が受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は、650万円を下らない。

(イ) 財産上の損害

被控訴人A2の取締役報酬は、第1事件逮捕後、取締役としての業務

を行うことが事実上できなくなったため、令和2年7月以降、月額100万円から月額75万円に減額された。その後、被控訴人A2は、保釈条件による制約により被控訴人会社取締役としての業務を遂行することが事実上不可能であったため、令和3年3月31日に被控訴人会社取締役を辞任して同社の嘱託従業員となり、報酬額は月額40万円に減額となった。被控訴人A2は、本来であれば、令和2年7月1日から公訴棄却がされる令和3年8月2日までの間、報酬減額相当額合計465万円を得ることができたにもかかわらず、違法な本件各逮捕及び本件各勾留請求に伴う不当な身柄拘束及び保釈条件による制約によりこれを得ることができなかった。

(ウ) 被控訴人A2について、刑事補償法に基づく補償金は415万円であり、上記(ア)及び(イ)の合計1115万円からこれを控除した金額は700万円である。

(エ) 本件訴訟追行のための弁護士費用は、70万円を下らない。

(オ) 以上のとおり、被控訴人A2が違法な本件各逮捕、本件各勾留請求及び本件各公訴提起により被った精神的損害及び財産的損害の額は、刑事補償法に基づく補償金の支払を考慮しても、合計770万円を下らない。

エ 亡B並びに相続人である被控訴人A3、被控訴人A4及び被控訴人A5に生じた損害

(ア) 亡Bに生じた精神的損害

a 亡Bは、違法な本件各逮捕及び本件各勾留請求により、犯罪事実がないにもかかわらず、①332日間、身体拘束を余儀なくされ、②41日間、取調受忍義務を伴う取調べを受けたことにより、精神的苦痛を受けた。

また、亡Bは、違法な本件各公訴提起及びその後の訴訟追行により、

③ 3 1 4 日間、刑事事件の被告人として不安定な地位に置かれることを余儀なくされたことにより、精神的苦痛を受けた。

b 亡Bは、違法な本件各逮捕、本件各勾留請求及び本件各公訴提起等により、亡Bの家族が犯罪者の家族というレッテルを貼られた状態で日常生活を送ることを余儀なくされ、精神的苦痛を受けた。

さらに、亡Bの第1事件逮捕の事実は、逮捕直後、公安部から報道機関に伝えられ、亡Bの実名とともに複数の報道機関により大々的に報道され、亡Bの名誉は著しく毀損された。その後、本件第2事件逮捕、本件各勾留請求並びに本件各公訴提起についても亡Bは実名とともに報道されており、亡Bの名誉は更に毀損された。

c 上記に加え、亡Bは、体調が急変し、貧血症状を発症して輸血が必要な状況に至り、その症状から消化管出血が疑われた。このような症状に加え同人が高齢であったことも考慮すると、至急入院して直ちに専門医による治療が必要であったが、弁護人が行った亡Bの保釈請求は検察官が反対したため却下された。その後、亡Bは胃癌であることが判明し、入院による治療の必要性がより明らかになったが、弁護人が行った亡Bの保釈請求は検察官が反対したため却下された。亡Bは、勾留執行停止決定を得て入院したものの、令和3年2月7日に死亡した。

亡Bは、仮に本件各逮捕及び本件各勾留請求による不当な身体拘束がなく、通常の日常生活を送っていたら、より早期に貧血症状等の異変に気付いて胃癌を発見でき、より早期に胃癌の治療を開始することができた。また、亡Bは、少なくとも通常の日常生活を送っていたら、貧血症状等の異変が生じてから直ちに受診し、すぐさま胃癌の治療を開始することができた。亡Bは、現実よりも早期に胃癌の治療が開始できていれば、より効果的な治療を受けることができ、令和3年2月

7日よりも延命することが可能であった。

亡Bは、違法な本件各逮捕、本件各勾留請求及び本件各公訴提起等による不当な身体拘束により、受診及び治療の開始が遅延して死期が早まった。さらに、亡Bは、家族と過ごす最期の時間が奪われ、残された時間も勾留執行停止の終期が迫る度に心身の負担にさらされ続けることとなった。亡Bは、一貫して無罪を主張し続けながら、公訴取消申立て及び公訴棄却による最低限の名誉回復すら見届けられなかった。

d 以上の事実からすると、亡Bが受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は1000万円を下らない。

(イ) 亡Bに生じた財産的損害

亡Bは、被控訴人会社と継続的な顧問契約を締結しており、第1事件逮捕前まで報酬月額30万円を受け取っていた。しかし、亡Bは、第1事件逮捕及び第1事件勾留請求により、令和2年3月31日をもって被控訴人会社との顧問契約は終了となり、その後は1日当たり1万円の顧問報酬を得られなくなった。したがって、亡Bは、違法な本件各逮捕及び本件各勾留請求等により、令和2年4月1日から少なくとも最初の勾留の執行が停止された同年10月15日までの間の顧問報酬相当額合計194万5161円の財産的損害を被った。

(ウ) 亡Bについて、刑事補償法に基づく補償金は297万5000円であり、上記(ア)及び(イ)の合計1194万5161円からこれを控除した金額は897万0161円である。これを被控訴人A3が2分の1、被控訴人A4及び被控訴人A5が各4分の1の割合で相続した。

(エ) 被控訴人A3、被控訴人A4及び被控訴人A5に生じた固有の損害

被控訴人A3、被控訴人A4及び被控訴人A5は、亡Bに対する不当

な本件各逮捕、本件各勾留請求及び本件各公訴提起等により、犯罪者の家族というレッテルを貼られた状態で日常生活を送ることを余儀なくされたことにより多大な精神的苦痛を受けた。

さらに、亡Bは、被控訴人A3にとっては最愛の夫、被控訴人A4及び被控訴人A5にとっては敬愛する父であり、不当な身柄拘束により受診及び治療の開始が遅滞したため、その死期が早められた。これにより、被控訴人A3、被控訴人A4及び被控訴人A5は、亡Bと過ごすかけがえのない時間が奪われた。

また、被控訴人A3、被控訴人A4及び被控訴人A5は、亡Bの闘病生活を支える間も、勾留執行停止の終期が迫る度に心身の負担にさらされ続けた。

以上の各事実から、被控訴人A3、被控訴人A4及び被控訴人A5も精神的苦痛を受け、同人らに固有の慰謝料請求権が認められるべきであり、その金額は、被控訴人A3について100万円、被控訴人A4及び被控訴人A5について各50万円を下らない。

(オ) 被控訴人A3の損害

- a 被控訴人A3が受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は、100万円を下らない。
- b 被控訴人A3は、亡Bから448万5080円の損害賠償請求権を相続により取得した。
- c 本件訴訟に係る弁護士費用は、54万8500円を下らない。
- d 以上のとおり、違法な本件各逮捕、本件各勾留請求及び本件各公訴提起等により被控訴人A3が被った（相続により取得した分を含む。）精神的損害及び財産的損害の額は、合計603万3580円を下らない。

(カ) 被控訴人A4及び被控訴人A5の損害

a 被控訴人 A 4 及び被控訴人 A 5 が受けた精神的苦痛を慰謝するに
足りる金額は、それぞれ 50 万円を下らない。

b 被控訴人 A 4 及び被控訴人 A 5 は、亡 B から各 224 万 2540
円の損害賠償請求権を相続により取得した。

c 本件訴訟に係る弁護士費用は、それぞれについて 27 万 4200
円を下らない。

d 以上のとおり、違法な本件各逮捕、本件各勾留請求及び本件各公
訴提起等により被控訴人 A 4 及び被控訴人 A 5 が被った（相続により
取得した分を含む。）精神的損害及び財産的損害の額は、合計各 30
1 万 6740 円を下らない。

（控訴人国の主張の要旨）

知らないし争う。

（控訴人国の主張の要旨）

知らないし争う。

第 3 当裁判所の判断

1 認定事実等

前提事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実等が認め
られる。

(1) 捜査開始までの状況

平成 25 年、内閣は、輸出令を改正し、噴霧乾燥器を輸出規制の対象とな
る貨物に追加し、経産省は、本件省令及び本件通達を改正し（いずれも同年
10 月 15 日施行）、本件省令の要件を満たす噴霧乾燥器につき大臣の許可
を要するとする旨の規制を始めた。もっとも、公安部が後記捜査差押えに着
手するまで、輸出する噴霧乾燥器が本件省令の要件を満たす可能性がある
として許可の申請をしたのは、藤崎電機の例があるのみであった（甲 4）。

(2) 捜査の開始、捜査方針の確定

公安部は、平成29年3月頃、CISTECの職員からの情報を元に、被控訴人会社が噴霧乾燥器を無許可で輸出している疑いを持ち、同年5月頃から捜査を開始した。約4か月間の基礎調査を経て、本件噴霧乾燥器1が捜査の対象貨物として抽出された。同年9月、公安部外事第1課長から、本件噴霧乾燥器1は、器内に高温の熱風が行き渡る構造から、その熱風で内部を滅菌又は殺菌できるという事実を裏付け、同器械が輸出規制の該当貨物であることを特定するとの捜査方針が示された（甲185）。

(3) 関係者からの聴き取り調査等

公安部が平成29年5月以降同年12月頃までの間、関係者から行った聴き取り調査の概要等は、以下のとおりである。

ア 公安部は、平成29年5月から同年12月までにかけて、複数の噴霧乾燥器のユーザーに聴き取りを行った。その結果、①ユーザーは、製品の汚染を防止するため、噴霧乾燥器の使用後には洗浄等のメンテナンスを行っていること、②メンテナンスの際に噴霧乾燥器内を殺菌する場合は、CIP機能付きの噴霧乾燥器であればこれを利用し、同機能を備えていない機種では分解洗浄を行うのが一般的であり、付属のヒーター等で内部に熱風を送り込む空焚きの方法のみによって内部の殺菌を行うユーザーは存在していないこと、③他方で、空焚きによっても内部の細菌は一定数死滅すると考えられることなどを聴取した（乙8の1ないし17・26、乙9、証人E1、証人D）。

イ 公安部は、平成29年5月から同年7月までにかけて、噴霧乾燥器のメーカーである複数の会社に聴き取りを行った。その結果、CIP機能が付いていないものは本件要件には該当しないと理解しているなどの意見がみられた。他方、同年当時、実際に輸出許可申請を行った実績のある藤崎電機からは、噴霧乾燥器の規制要件である「殺菌」の概念がそもそも曖昧であり、加熱すれば「ある程度殺菌」できる可能性はあるため、滅菌はで

きないが殺菌は「一応該当にした方がいい」と判断して輸出許可申請をしてきた、自社の製品の国内ユーザーで「滅菌・殺菌」しているところはないなどの説明を聴取した（乙8の17ないし19、丙A8、証人E1、証人C1）

5 ウ 公安部は、平成29年5月から同年12月にかけて、病原体や細菌についての専門的知識を有する複数の大学教授らから、細菌の種類及び乾熱による死滅条件等を聴取した。

公安部の作成した報告書によれば、公安部の聴取結果は、①病原性微生物のうち芽胞を形成する細菌は、物理的・化学的処理に対する抵抗性が強く、全ての細菌を死滅させるには、乾熱であれば160℃の温度で30分以上を要する一方、芽胞を形成しない細菌であれば100℃前後の乾熱で1分加熱すれば死滅させることができること（乙8の32）、②芽胞を形成しない代表的な細菌としては大腸菌（O157等の腸管出血性大腸菌も含む。）やペスト菌等があること（丙A128）、③大腸菌（腸管出血性大腸菌O157）は、100℃前後の乾熱で殺すことができること（乙8の34）、④ペスト菌は、熱に対する抵抗性が大腸菌とほぼ同じか若干弱い程度であること（乙8の34）などというものであった。また、公安部の報告書によれば、噴霧乾燥器の殺菌性能を立証する方法等に関し、芽胞を形成する細菌以外は全て100℃の乾熱を当て続ければ乾燥と熱により死滅することが研究データから明らかになっており、最も本件省令の趣旨に沿った方法は粉体の菌を使用した実験であるが、その方法では乳酸菌等の安全な菌でやる以外にはなく、粉体とそうでない菌とで耐性に基本的な違いはないため、乾熱滅菌器を用いて細菌が死滅するかを検証することで足りるとの意見（乙8の41）、製造工程において機器装置内部に粒子が重なり合って付着したとしても、芽胞を形成しない細菌であれば、100℃程度の乾熱で細菌全体の水分が枯渇

5 するため死滅するとの意見（丙A139）があったということであった。

公安部は、上記聴き取り結果を分析した上で、実際に大腸菌等を用いて噴霧乾燥器で殺菌ができるかどうかという実験ではなく、①乾熱滅菌器を用いて、本件省令2条の2第1項2号に規定されている細菌が死滅する温度及び死滅するまでの時間を明らかにした上で、②本件各噴霧乾燥器と同型の器械を空焚き運転して、機器内を同様の時間・上記の温度を維持することができることを証明できれば、有罪の立証は可能であると判断した。

10 （以上につき、乙8の27ないし48、乙9、丙A128、139、証人D、証人E1）

(4) 公安部と経産省との打合せ

15 公安部は、経産省に対し、本件噴霧乾燥器1の本件要件ハ該当性について判断するための法令の解釈や要件充足性等について意見を求めることとし、平成29年10月6日から平成30年2月27日までの間、合計13回にわたり、貿易管理課の担当官らとの間で打合せを行った。

20 公安部は、経産省との打合せを進めるうち、本件要件ハの「滅菌」については、日本薬局方により滅菌条件が定められているところ、公安部の提示した資料では、「滅菌」をすることができるとの立証は困難であると判断するに至ったが、平成30年1月頃には、「殺菌」については、明確な定義がなく、その頃形成されつつあった本件要件ハ捜査機関解釈に従えば、殺菌の対象微生物として主として大腸菌を想定し、本件乾燥噴霧器1について上記(3)ウ①、②の立証により本件要件ハの構成要件該当性を示すことができるという方針を立てるに至り、その方針に従って捜査を進めることとした。

25 （以上につき、甲167の1ないし13、甲185、乙9、10、丙1、11、23、27、丙A126ないし156、証人D、証人E1、証人

E 2)

(5) 各種実験等

ア 細菌の耐熱性実験

公安部は、専門家に対し、本件省令2条の2第1項2号に規定されている細菌が死滅する温度及び時間を測定する耐熱性実験を依頼し、以下のとおり報告を受けた。

(ア) 岐阜大学F教授は、平成30年2月19日、公安部に対し、芽胞を形成する細菌であるウェルシュ菌及び芽胞を形成しない細菌である大腸菌が、内部を110℃及び120℃にした状態で2時間維持した乾熱滅菌器内でいずれも完全に死滅したという実験結果を伝えた。

(イ) 千葉大学G准教授は、平成30年5月17日、公安部に対し、90℃120分間の熱処理によって乾燥状態であっても感染性のある大腸菌(EHEC 0157 Sakai 株)は死滅するとの実験結果を伝えた。

(ウ) なお、警察庁科学警察研究所の担当者は、平成31年3月15日、警視庁公安部に対し、ペスト菌及び野兎病菌は、75℃以上1時間の乾熱温度条件で滅菌可能と思われると伝えた。

(以上につき、乙9、丙4〔資料15、16〕、10〔資料22〕、13、15、丙A59、証人E1)

イ 本件各噴霧乾燥器の温度測定実験

(ア) 最低温箇所についての聴き取り

公安部は、平成29年12月25日及び平成30年3月12日、噴霧乾燥器等のシステム設計や機器設置等を行うエンジニアリング会社であるアイエスジャパンの技術営業部本部長に対し、一般的な噴霧乾燥器の図面を示した上、最低温箇所について意見聴取した。同本部長は、実際に測定したことがないため理論上の推測になるとした上で、噴霧乾燥器では乾燥室以降は温度を上げる装置がなく、装置末端の排風機に行くほ

ど温度が下がると考えられること、熱風が上昇する特性があることから、①装置末端の排風機後にある管、②サイクロンの下部、又は③バグフィルタ内下部である回収容器との接合部分（バグフィルタの下部）ではないかとの意見を述べた。また、公安部は、同月16日、藤崎電機に対してサイクロンやバグフィルタの熱風の動き及び温度について確認をしたところ、藤崎電機からは、サイクロン内部は熱風が行き届くが、バグフィルタ内の温度は下部の方が上部よりも温度が20度くらい低いことが予想されるなどの説明があった。

公安部は、上記聴き取り結果を受けて、上記①ないし③の箇所を中心に本件噴霧乾燥器1の温度測定実験をすることとした。

（以上につき、乙8の24、乙15、丙4〔資料6〕、丙A132、証人D、証人E1）

(イ) 本件噴霧乾燥器1の温度測定実験

a 公安部は、中古機械の買取・販売業を行う会社の協力により本件噴霧乾燥器1と同型器の提供を受け、平成30年3月22日、同器械を用いて空焚きの方法による温度測定を行い（入口設定温度は最高で220℃）、①装置末端の排風機後の管、②サイクロンの下部及び③バグフィルタの下部のほか、同箇所付近及び乾燥室内上部等の合計10か所の温度を測定した。測定の結果、バグフィルタの下部の到達温度は90℃であり、他の箇所と比べて最も低かった。（甲185、丙6）

b 公安部は、平成30年7月11日、上記aの実験結果から本件噴霧乾燥器1の最低温箇所はバグフィルタの下部であると特定した上で、前回の実験よりも送り込む熱風の設定温度を上げて再度の測定を行った（入口設定温度は最高で240℃）。その結果、バグフィルタの下部は、最高温度が118.1℃、100℃以上の継続時間が6時間1分、110℃以上の継続時間が5時間4分、115℃以上の継続時間

が4時間18分、117℃以上の継続時間が3時間7分であった（丙7）。

(ウ) 本件噴霧乾燥器2の温度測定実験等

5 a 公安部は、令和元年5月9日より前に、アイエスジャパンの技術営業部本部長に対し、本件噴霧乾燥器2の見取図及び製品カタログの写しを示し、最低温箇所について意見聴取した。同本部長は、本件噴霧乾燥器2についても、乾燥室以降は温度を上げる装置はないから、装置末端の方が低温であると考えられる上、熱風は上部へ上る特性があることも考慮すると、ダクト内又はサイクロンの下部であると考えられる旨説明した。公安部は、この説明を受けて、上記2箇所の温度測定をすることとした（乙12、丙10〔資料9〕、証人E3、証人E1）。

10 b 公安部は、令和元年5月9日、本件噴霧乾燥器2の最低温箇所の特定のため、本件噴霧乾燥器2と同型器を使用して、空焚きの方法により、ダクト内及びサイクロンの下部の温度測定実験を実施した（入口設定温度は最高で250℃）。実験の結果、サイクロンの下部は、最高温度が126.6℃、100℃以上の継続時間が4時間36分、110℃以上の継続時間が4時間31分であり、ダクト内については、最高温度が117.1℃、100℃以上の継続時間が4時間26分、
15 110℃以上の継続時間が3時間30分であった（丙14）。

20 ウ 公安部は、上記各温度測定実験の結果から、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所は、本件噴霧乾燥器1がバグフィルタの下部、本件噴霧乾燥器2がダクト内であると特定した上、これらの箇所の温度、継続時間と上記アの乾熱滅菌器による実験結果を比較すると、本件各噴霧乾燥器は空焚きの方法
25 によって大腸菌、ペスト菌等を死滅させられると考えた（証人D）。

(6) 被控訴人会社の関係者に対する任意取調べ

5
10
15
ア 公安部は、平成30年10月、被控訴人会社及び被控訴人A1の自宅等における搜索差押えを実施し、その後、同年12月から令和2年1月までの間、被控訴人会社の関係者に対する任意取調べを実施した。このうち、被控訴人A2の取調べはD警部補らが、亡Bの取調べはH警部補（以下「H警部補」という。）らが担当した。なお、公安部において捜査を指揮していたのは、管理官であったI警視（I警視）及び係長であったE1警部（E1警部）であった。K警部補（K警部補）は、いわゆるデスクの班長として全体の調整に当たっており、E2警部補（E2警部補）は主として噴霧乾燥器の最低温箇所を特定するための実験等を担当していた。

10
15
取調べを担当した警察官は、当該取調べにおいて供述調書の作成の有無にかかわらず、供述内容等に関するメモ（以下、単に「取調べメモ」という。）を作成しており、その写しが本件各事件の捜査を担当した警察官らに配布されて共有されていたほか、捜査会議の場においても、取調べ状況や聴取内容についての報告が行われていた。

15
（以上につき、証人E2、証人K、証人H、証人E4）

20
25
イ 被控訴人会社の従業員は、50名余りが取調べ対象となり、うち半数程度の者が取調べ中に噴霧乾燥器内部の乾熱による殺菌について言及した。それらの者の供述調書又は取調べメモによると、被控訴人会社製の噴霧乾燥器は、入口温度を高温に設定して熱風を噴霧乾燥器内部に送り込み、ある程度の時間をかけて空焚き運転をすることによって大腸菌等の一般的な細菌を死滅させることができると思う旨の供述内容が比較的多くみられた（乙5の1、乙7の1・5ないし7・9ないし11、乙20ないし34、乙36ないし40、乙42ないし45）。

25
ウ 他方、被控訴人会社の取締役であるM（以下「M」という。）は、任意の取調べが開始されて間もない平成30年12月14日の取調べにおいて、公安部の示唆した乾熱殺菌について、これは難しいのではないかと、専用設

計していなければ、噴霧乾燥器の構造上、熱風を入れるくらいしか方法は
ないが、袋小路は温度が上がらないのではないか、具体的には、出口温度
センサー、サイクロンの入口出口の圧力センサー、乾燥室内の内部圧力セ
ンサー、バグフィルターの差圧センサーの部分は構造上、袋小路になっ
ており熱風が通り抜けず、排風口よりも温度は相当低くなるはずであり、長
5 時間やればある程度上がると思うが実際に測ったことはないのでどのくら
い上がるか分からないという供述をした。

被控訴人会社のエンジニアリング部に所属する従業員であるN（以下
「N」という。）は、同月25日の取調べにおいて、被控訴人会社の噴霧
10 乾燥器内部には計測器を設置する測定口が存在し、測定口は袋小路にな
っているため熱風が流れないなどの理由により温度が上がらないはずで
あり、被控訴人会社製の噴霧乾燥器は本件要件ハを満たさないと思う旨
供述した。

その他、被控訴人会社の従業員の中には、噴霧乾燥器の温度や圧力を計
15 るパーツの部分は風が通らず温まりにくいことに言及した者がいた（結
論としては、時間をかければ温まり殺菌できると思うという内容であっ
た。）。

上記3名の供述内容については、供述調書は作成されなかったものの、
取調べメモに記載されていた。

20 （以上につき、甲23、24、乙11、13、30、44、45、証人E
2、証人K、証人E3、証人E4）

エ また、亡Bは、被控訴人会社において、噴霧乾燥器等の設計を担当して
いた経験を有していたところ、平成31年1月28日頃取調べにおいて、
噴霧乾燥器のマンホール、のぞき窓、温度計座、差圧計座及び導圧管等極
25 端に温度の低い箇所があることから、完全な殺菌はできないとの供述をし
ていた。ただし、亡Bの同供述内容については、作成された亡Bの供述調

書及び取調べメモには記載されなかった（甲27、丙A69、75ないし77、証人D、証人E2、証人K）。

オ E1警部は、取調官からの報告又は取調べメモの共有を受けることによって、被控訴人会社の従業員の一部の者が、被控訴人会社製の噴霧乾燥器内には熱風が行き渡らず温度が上がりにくくなる箇所がある旨供述しているとの報告を受けた。K警部補は、そのような状況から、I警視やE1警部に対し、追加の実験を行う方が相当ではないかとの意見具申をした。しかし、同人らは、温度が上がりにくいと指摘された箇所につき改めて温度測定実験等を行う必要はないと判断し、追加の捜査をしなかった（証人E2、証人K、証人E3、証人E4）。

(7) 第1事件逮捕前から第1事件公訴提起に至るまでの経緯

ア 第1事件逮捕前の経緯

C3検事は、平成31年4月当時、本件について公安部から検事相談を受けており、相談に当たり経産省相談メモの少なくとも一部の提供を受けていた。その上で、C3検事は、公安部に対し、本件要件ハ該当性の客観面、主観面の立証可能性に関する疑問点を投げかけ、経産省の見解が変わった理由について尋ねるなどしていた。

C1検事は、令和元年6月に東京地方検察庁に赴任し、C3検事から引継ぎを受け、公安部は、同月頃から、第1事件についてC1検事に検事相談を行うようになった。検事相談は、公安部から2名程度が東京地方検察庁を訪問して行われ、基本的にはE1警部が責任者として出席していた。同検事は、検事相談における公安部の説明、公安部が持参した資料（供述調書、調査報告書等であったが、取調べメモは同検事に交付されていなかった。）から、法令解釈については経産省から該当性について問題がないとの判断を得ており、関係者はおおむね事実を認めていて、主に共謀関係を解明し、被疑者を誰に特定するかが課題となると考えるに至った。

(以上につき、甲176の1ないし5、丙36、証人C1)

イ 第1事件逮捕及び検察庁への送致

公安部は、C1検事に相談の上、令和2年3月11日、被控訴人A1ら3名を通常逮捕(第1事件逮捕)し、同月12日、事件を身柄付きで東京地方検察庁に送致した。

東京地方検察庁に送付された主な証拠資料は、①本件通達等の内容を明らかにする捜査報告書(丙1)、②本件噴霧乾燥器1の外為法上の規制対象貨物該当性に関する経産省宛ての捜査関係事項照会書及びその回答書(丙2、3)、並びに貿易管理課課長補佐の供述調書(丙4)、③アイエスジャパン従業員による最低温箇所の指摘に関する捜査報告書(丙A132)、及びこれに基づいて行われた本件噴霧乾燥器1の温度測定結果の捜査報告書(丙6、7)、④噴霧乾燥器のユーザー及びメーカー並びに大学教授ら有識者から聴取した内容を記載した捜査報告書及び同人らの供述調書(丙4〔資料を含む〕、10〔資料を含む〕ないし13、26、27、丙A59、65、127ないし130、133ないし135、137、139)、⑤乾熱滅菌器を用いて細菌の乾熱殺菌実験を行った結果に関する大学教授らからの聴取結果報告書等(丙4〔資料を含む〕、10〔資料を含む〕、丙A55、56、59ないし65、133、134、149、150)及び同大学教授らの供述調書(丙11ないし13)、⑥被控訴人会社の従業員や被控訴人A1ら3名の供述調書及び弁解録取書であった。

他方で、公安部は、亡Bや被控訴人会社の従業員が噴霧乾燥器内には熱風が流れにくい箇所や温度が低い箇所がある旨指摘したことを録取した供述調書や捜査報告書は作成しておらず、C1検事に対し、口頭でも、被控訴人会社の従業員がこのような指摘をしている旨を伝えなかった。

(以上につき、丙36、証人E1、証人C1)

ウ 第1事件勾留請求

被控訴人A 1ら3名は、本件逮捕後、検察官による弁解録取に対し、いずれも黙秘した。C 1 検事は、公安部から送付された証拠書類から、本件噴霧乾燥器1は外為法の規制対象貨物に該当すると判断するとともに、それまでに作成された被控訴人A 1ら3名の供述調書及び弁解録取書を検討し、被控訴人A 1ら3名がおおむね被疑事実を認めていると判断し、被控訴人会社及び被控訴人A 1ら3名には第1事件に係る被疑事実について嫌疑があり、かつ組織的な犯罪であるため罪証隠滅のおそれもあると考えて、令和2年3月12日、東京地方裁判所に第1事件勾留請求をした。同裁判所裁判官は、同月13日、被控訴人A 1ら3名を勾留した（丙36、証人C1）。

エ 被控訴人会社の従業員に対する検察官による取調べ

第1事件に係る被控訴人A 1ら3名の勾留期間中に、C 1 検事以外の複数の検察官が被控訴人会社の従業員等に対する取調べを実施した。

○検事（○検事）は、令和2年3月27日、被控訴人会社エンジニアリング部の従業員として入社以来27年間、噴霧乾燥器の設計等を担当する技術者であるP（以下「P」という。）に対する取調べを行った。Pは、噴霧乾燥器内では熱に弱い菌は死んでしまうのではないかなどと尋ねられたのに対し、被控訴人会社製の噴霧乾燥器は複雑な装置なので、菌が死ぬ場所もあるが、装置全体で考えると温度が上がらない場所もあるため、全ての菌が死ぬことはできない、噴霧乾燥器には小さいパイプ状になっているダクトや乾燥室の測定口など数か所の熱風が通らないところがあり、そこには風が通らないことから温度が上がらないため熱風を当て続けても菌は死なない、実際に測ったことはないので推測であるが、噴霧乾燥器で一番低い温度の箇所は50℃ないし60℃になるのではないかなどと供述した。

○検事は、同月26日、被控訴人会社の開発部の責任者であったQ（以下「Q」という。）に対しても取調べを行った。Qは、ダクト、回収容器は温度が上がりにくい場所の例として考えられること、また、噴霧乾燥器内には空気がよどんだところ、風が流れない場所があることから、熱風が行きわたらない可能性があり、乾熱滅菌や殺菌はできず、被控訴人会社の噴霧乾燥器は本件要件ハに該当しないとの考えを持っている旨供述した。

また、R検事は、同年3月27日、被控訴人会社の従業員のS（以下「S」という。）に対する取調べを行った。Sは、警視庁公安部から受けた取調べの際には被控訴人会社の噴霧乾燥器全体が同じ温度になると思っていたが、実際は機器の運転中に手で触ったりおでこを付けたりすることができるマンホールや点検口といった箇所があることから、一部温度が低いところがあると供述した。

なお、Qは、○検事からの取調べにおいて、前にQは高温を数時間かければ殺菌することが可能であると思っておりますと言っているのではないかと問われたのに対し、その時は、殺菌について菌数をちょっとでも殺すという意味で自分にとらえていたのだと供述しており、Sは、R検事からの取調べにおいて警察では本件要件ハに当たる旨言っていたのではないかと問われたのに対し、Sは、「私あそこはちょっと変えてくださいって、結構言って」いたのに、「だから1個でも殺菌できれば、殺菌って言われたらまあそうかもしれないと思って、やっぱそういうふうに署名したんですけど、それからいろいろ調べて考えるとやっぱおかしくないかな、違うんじゃないかなというので今に至」ったなどと供述していた。

（以上につき、甲149、150、152ないし155）

オ 第1事件公訴提起

C1検事は、上記エの取調べを行った各検事から、Pらの供述状況につ

いて報告を受けた。

C 1 検事は、P、Q及びSの供述は、公安部による任意取調べの段階の供述内容と変遷していることなどから信用性は認められず、改めて温度測定実験等の補充捜査をするまでもなく第1事件に係る嫌疑が認められると判断し、補充捜査を行う指示はしなかった。そして、それまでの捜査結果から、本件噴霧乾燥器1の最低温箇所は「バグフィルタの下部」であるとした上、当該箇所の温度が本件省令2条の2第1項2号に挙げられる大腸菌、ウェルシュ菌等を死滅させる温度以上となることから、本件噴霧乾燥器1は本件要件ハに該当し、これによって客観的構成要件該当性は満たされると判断した。また、被控訴人A1ら3名の供述状況は、共謀の有無について曖昧な部分があったものの、それぞれ客観的構成要件該当性についての認識はあったというものと理解し、主観面の立証も十分であると判断して、令和2年3月31日、第1事件について被控訴人会社及び被控訴人A1ら3名を東京地方裁判所に公訴提起（第1事件公訴提起）した（甲34、丙36、証人C1）。

(8) 第2事件逮捕から第2事件公訴提起に至る経緯

ア 第2事件逮捕及び第2事件勾留請求

公安部は、令和2年5月26日、第2事件につき被控訴人A1ら3名を通常逮捕（第2事件逮捕）し、同月27日、事件を身柄付きで東京地方検察庁に送致した。

東京地方検察庁に送付された主な証拠資料は、第1事件の際に送致された証拠資料に加え、①本件噴霧乾燥器2の外為法上の規制対象貨物該当性に関する経産省宛ての捜査関係事項照会書及びその回答書（丙8、9）並びに貿易管理課課長補佐の供述調書（丙10）、②本件噴霧乾燥器2の温度実験（丙10〔資料9〕、14）及び有識者らによる殺菌実験等に関するもの（丙10〔資料18、21〕）等であった。

5 C 1 検事は、送付された証拠書類から本件噴霧乾燥器 2 も外為法の規制対象貨物に該当し、被控訴人 A 1 ら 3 名の供述状況も踏まえると、第 2 事件についての嫌疑も認められ、かつ罪証隠滅のおそれもあると判断して、同月 2 7 日、東京地方裁判所に第 2 事件勾留請求をした。同裁判所裁判官は、同月 2 8 日、被控訴人 A 1 ら 3 名を勾留した。

(以上につき、甲 3 5 の 1 ないし 3、丙 3 6、証人 C 1)

イ 被控訴人会社の関係者等に対する検察官による取調べ

10 O 検事は、第 2 事件の勾留期間中である令和 2 年 6 月 2 日、平成 2 5 年から被控訴人会社の安全保障貿易輸出管理最高責任者を務めていた T (以下「T」という。) に対する取調べを行った。T は、O 検事に対し、被控訴人会社製の噴霧乾燥器が規制対象貨物に該当しないものとして輸出を行っていた経緯に関し、噴霧乾燥器内部には熱風が行きわたらず温度が上がりきらない部分があると考えており、その部分については菌を殺すほど温度が上がらないと認識していたこと、平成 2 5 年か平成 2 6 15 年頃、亡 B とそのような趣旨の話をしたことがあることなどを供述し、O 検事はこの内容を供述調書にした (丙 1 9)。

20 また、U 検事は、同月 3 日、被控訴人会社のエンジニアリング部の責任者代理の従業員に対し取調べを実施した。同従業員は、噴霧乾燥器内部にはシリコン素材で熱伝導が悪く温度が上がりきらない箇所がある旨供述し、同検事はこの内容を供述調書にした (丙 2 0)。

ウ 第 2 事件公訴提起

25 C 1 検事は、上記イのとおり、噴霧乾燥器内に温度が上がりにくい箇所がある旨指摘する被控訴人会社の従業員の供述調書はあったものの、上記アと同様に、本件噴霧乾燥器 2 に関して改めて温度測定実験等の補充捜査は行わなかった。

C 1 検事は、公安部から送付されたアイエスジャパンからの聴き取り結

果に基づき、本件噴霧乾燥器 2 の最低温箇所は「ダクト内」であるとした上、同器の温度測定によりダクト内の最低温度は本件省令 2 条の 2 第 1 項 2 号に挙げられる大腸菌、ウェルシュ菌等を死滅させるに足りるから、本件噴霧乾燥器 2 も本件要件ハに該当すると判断し、令和 2 年 6 月 1 5 日、第 2 事件について、被控訴人会社及び被控訴人 A 1 ら 3 名を東京地方裁判所に公訴提起（第 2 事件公訴提起）した。

（以上につき、甲 3 6、丙 3 6、証人 E 2、証人 K、証人 C 1）

(9) 被控訴人会社による温度測定実験等

ア 被控訴人会社は、第 1 事件逮捕を受けて、本件各噴霧乾燥器の殺菌性能に関する実験を実施することとし、P を含む被控訴人会社の従業員がこれに関与した。

被控訴人会社の従業員は、同月 2 8 日から温度測定実験を開始し、同日に本件噴霧乾燥器 1、同年 4 月 1 5 日に本件噴霧乾燥器 2 の同型機を用いた最初の実験を行い、その後、より精度の高い実験を行うためにハイブリット記録計や温度センサーを調達した。同月 2 4 日には被控訴人会社及び被控訴人 A 1 ら 3 名の弁護士立会いの下で、本件噴霧乾燥器 2 の同型機を使用し、熱風の入口温度を 2 5 0℃として空焚きの実験を行い、8 箇所程度の温度を測定したところ、約 2 時間後の乾燥室内及びサイクロンの測定口内部の温度はいずれも 8 0℃を超える程度であり、他の箇所に比して低温であった。さらに、同月 2 8 日、弁護士立会いの下で本件噴霧乾燥器 1 の同型機を使用し、熱風の入口温度を 2 5 0℃として空焚きの実験を行い、2 0 箇所程度の温度を測定したところ、約 2 時間後の乾燥室測定口の温度は 4 3. 9℃、サイクロン入口測定口の温度は 6 9. 3℃という結果であったほか、比較的低温を示した箇所が複数ある結果になった。

上記の各実験結果を踏まえて、弁護士は、同月 3 0 日、P にメールを送

信し、粉体を使用した今後の実験においては、温度の上がらなかった箇所
の粉体の付着についても確認したいなどと伝えた。そして、同年5月
14日以降、被控訴人会社は、粉体を使用した実験を行い、噴霧乾燥器
内部の粉体の堆積状況を確認したり、より長時間の熱風を送り込んだ状
態での温度測定を行ったりする実験を実施するなどした。

(以上につき、甲120、122の1・2、144、190、192ないし196)

イ 被控訴人会社は、令和2年5月18日、検察官からの証拠開示により、
公安部が実施した温度測定実験の内容等を知り、その実験の条件設定や
温度測定箇所として測定口が含まれていないことを認識し、弁護人と相
談の上、①測定口の温度が上がらないこと、②測定口に粉体が堆積する
こと（したがって、その温度が十分に上がらないと滅菌殺菌できないこ
と）を確実に証拠化していく方針とした（甲89、197、丙6、7）。

ウ 被控訴人会社及び被控訴人A1ら3名の弁護人は、本件各事件の公判前
整理手続において、本件要件ハ捜査機関解釈を前提としても、本件各噴
霧乾燥器では本件要件ハの「殺菌」はできないと主張し、その証拠とし
て、以下のとおり実験結果報告書を提出した。

(ア) 本件噴霧乾燥器1の温度測定実験（甲15、17）

被控訴人会社は、本件噴霧乾燥器1と同型器を使用して、①液体を噴
霧せず、空焚きを7時間15分継続する方法で温度測定実験を行ったと
ころ（入口設定温度は250℃）、乾燥室測定口の最高温度は53℃で
あったとする令和2年10月19日付け温度測定結果報告書、②粉体製
造後に粉体が残留した状態で、空焚きを約5時間継続する方法で温度測
定実験を行ったところ（入口設定温度は250℃）、粉体が堆積した状
態における乾燥室測定口の最高温度は34.8℃であったとする令和3
年3月27日付け報告書を提出した。

(イ) 本件噴霧乾燥器 2 の温度測定実験 (甲 1 6、1 8)

被控訴人会社は、本件噴霧乾燥器 2 と同型器を使用して、①液体を噴霧せず、空焚きを 5 時間 2 5 分継続する方法で温度測定実験を行ったところ (入口設定温度は 2 5 0 °C)、乾燥室測定口の最高温度は 5 9 . 2 °Cであったとする令和 2 年 1 0 月 1 9 日付け報告書、②粉体製造後に粉体が残留した状態で、空焚きを約 5 時間継続する方法で温度測定実験を行ったところ (入口設定温度は 2 5 0 °C)、粉体が堆積した状態における乾燥室測定口の最高温度が 3 8 . 0 °Cであったとする令和 3 年 3 月 2 7 日付け報告書を提出した。

(ウ) 大腸菌の死滅に関する実験 (甲 1 9)

被控訴人会社は、粉体の状態の大腸菌を 5 0 °C、9 時間の条件で乾熱処理をした場合、大腸菌が死滅するかを確認する実験を行い、その結果、粉体の状態の大腸菌を 5 0 °C、9 時間の条件で乾熱処理をしても、粉体層の厚さが少なくとも 1 mm 以上であれば、粉体中から生きている大腸菌が確認されたとの令和 3 年 6 月 2 1 日付け報告書を提出した。

(エ) 本件噴霧乾燥器 2 を使用した大腸菌死滅に関する実験 (甲 2 1)

被控訴人会社は、本件噴霧乾燥器 2 を使用して大腸菌の粉体を製造した後、9 時間にわたり空焚きを継続し (入口設定温度は 2 5 0 °C)、同装置内部に残留した粉体を培養したところ、乾燥室測定口及びサイクロン入口測定口に堆積した粉体内から生きている大腸菌が確認された旨の令和 3 年 6 月 2 1 日付け報告書を提出した。

(10) 公訴取消しに至る経緯

上記(9)の各実験結果を受けて、本件各事件の公判担当であった C 2 検事は、捜査機関側でも改めて本件各噴霧乾燥器の温度測定実験を実施することとした。その結果、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の温度は、弁護人の実験結果と類似した内容であった。さらに、C 2 検事は、本件各噴霧乾燥器内

部の最低温箇所が50℃となることから、この温度で殺菌ができるかを確認するため、粉体となった乳酸菌に対して96時間にわたり50℃の乾熱を当てたが、乳酸菌は死滅しないことが判明した。

5 以上の実験結果を踏まえて、C2検事は、本件各噴霧乾燥機につき本件要件ハ該当性を立証することは困難であると判断し、公訴取消しを申し立てた。

(以上につき、丙37、証人C2)

2 本件各逮捕の違法性について

10 上記事実経過によれば、(1)本件各事件の捜査及び公訴提起までの過程を通じ、「殺菌」について本件要件ハ捜査機関解釈を前提として、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハを満たしているかが問題とされ、その中で、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所の特定が具体的な論点となっていたから、本件各逮捕の違法性を検討するに当たっては、まず、この点について検討する。次に、(2)被控訴人らは、
15 そもそも本件要件ハ捜査機関解釈自体が合理性を欠いていた旨主張するから、この点を検討する。そして、これらの検討を踏まえ、(3)本件各逮捕が国家賠償法1条1項の適用上違法といえるかを判断する。

(1) 最低温箇所の特定に係る捜査について

20 ア 上記認定のとおり、公安部は、本件噴霧乾燥器1の最低温箇所を「バグフィルタの下部」、本件噴霧乾燥器2の最低温箇所を「ダクト内」と特定した上で、同各箇所の測定温度及びそれを維持できる時間が大腸菌等を死滅させるに足りるものであるとして本件要件ハ該当性を肯定し、被控訴人A1ら3名の逮捕に及んでいる。

25 しかしながら、認定事実(6)ウのとおり、被控訴人会社従業員のMは、平成30年12月14日の取調べにおいて、熱風を入れても袋小路は温度が上がらないという意見を述べた上、温度が上がらないと考えられる具体的箇所として、出口温度センサー、サイクロンの入口出口の圧力センサー、乾燥室内の内部圧力センサー、バグフィルターの差圧センサーの部分等を挙

5
10
15
20
25

げており、同じく従業員であるNは、同月25日の取調べにおいて、被控訴人会社の噴霧乾燥器内部には計測器を設置する測定口が存在し、測定口は袋小路になっているため熱風が流れないなどの理由により温度が上がらないはずであると述べていたほか、結論としては殺菌できるとしつつ、噴霧乾燥器の温度や圧力を計るパーツの部分は風が通らず温まりにくいことに言及していた者もいたことなどが認められる。

また、認定事実(6)エのとおり、亡Bは、平成31年1月28日頃の取調べにおいて、噴霧乾燥器のマンホール、のぞき窓、温度計座、差圧計座及び導圧管等極端に温度の低い箇所があることから、完全な殺菌はできないとの供述をしていた（なお、証拠（甲135ないし138）によれば、温度計座、差圧計座、導圧管等とは、乾燥室等の測定口部分を指していること認められる。）。

亡Bが上記のような供述をしていたことについて、控訴人等は、その供述内容が供述調書や取調べメモに残されていないとして、同供述がされた事実を争い、亡Bの取調べを担当したH警部補は、亡Bから、被控訴人会社製の噴霧乾燥器の温度が上がらない箇所について具体的な指摘を受けたことはなく、のぞき窓、温度計座、差圧計座及び導圧管といった名称を聞いたこともないと陳述（乙17）及び証言をする。しかし、証拠（甲27）によれば、亡Bは、同日、取調べを終えた後の報告として被控訴人A1及び同A2宛てに電子メールを送信し、①取調官の発言内容として、殺菌実験を数種の菌で実施しており、温度は100℃になること、専門家の監修で実施した実験により殺菌ができたとのデータをもって裁判所に家宅捜索令状を申請して許可を得たこと、②これに対する亡Bの発言内容として、「排気温度が100℃であっても全ての内壁面はそれ以下であること、またマンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座および導圧管等極端に温度の低い箇所があるため、完全な殺菌は出来ない。」

などと話したことを具体的に報告していたと認められるところ、亡Bが、同じく捜査対象となっている被控訴人A1らに対し、取調官に供述した内容について虚偽の報告をする必要はなかったことからすると、上記電子メールの内容は信用できるものというべきである。最低温箇所の指摘について亡Bの供述調書や取調べメモに残されていないとしても、公安5 部の警察官は、供述調書は取り調べた内容を逐一記載する性質のものではなく、取調べメモについても、取調官による聴取内容を全て記載していたわけではなく、取捨選択の上記載していたことは、公安部の警察官も自認していることに照らして（証人D）、この点は、上記電子メールの10 記載の信用性を左右する事情とはいえない。上記H警部補の陳述及び証言は、その陳述等のおり亡Bが最低温箇所について具体的な指摘をしていなかったとすると、同人が被控訴人会社製の噴霧乾燥器の構造に詳しい者と認識されていたこと（甲185、証人H、証人E4）に照らせば、その点について確認する取調べがされているはずであるから不自然15 であるし、上記電子メールの内容と矛盾するものであるから、採用することができない。

そして、取調状況は捜査会議等により報告されており（認定事実(6)ア）、H警部補は取調状況については要点をE1警部に報告していた旨証言しているところ、最低温箇所の特定は本件要件ハ該当性や被控訴人らの故意の成否に関わる重要な点であることに照らすと、亡Bの上記各供述内容20 は、取調官からの報告によって、捜査を指揮していたE1警部も把握していたと認めるのが相当である。これに対し、控訴人等は、亡Bの指摘については取調べメモに記載がなく、取調官であるH警部補からE1警部に報告もされなかった旨主張するが、K警部補は、H警部補がE1警部25 に対し、亡Bが温度の上がない場所を指摘している旨の報告をするのを聞いた、Mらと同じような話をしているという印象をもったので

記憶しているなどと具体的な証言をしており（証人K）、客観証拠である上記電子メールとも符合する証言であることから、信用できるものであって、上記控訴人の主張は、採用することができない。

5 イ 上記アのMらの各供述内容は、被控訴人会社製の噴霧乾燥器には袋小路
10 になっていて熱風が通らない部分があるという理由を述べた上で、温度が
上がらないと考えられる箇所を指摘したものであり、相当程度具体的な供
述であったということが出来るし、亡Bの供述内容も、温度が上がらない
15 場所を具体的に指摘したものである。指摘された箇所には、測定口ないし
測定口部分を示すと思われる箇所のほか、公安部が本件噴霧乾燥器1の温
度測定実験により測定した箇所と重なり合わない箇所が含まれていたと
ころ（認定事実(5)イ(イ)、丙6、7）、亡Bに加えてMらも、自社製品である
被控訴人会社製の噴霧乾燥器の構造を詳しく把握していると考えられる
のに対し、アイエスジャパンや藤崎電機に対する最低温度箇所に関する聴
き取りは、一般的な噴霧乾燥器の図面を示した上、理論上の推測として聴
き取ったものにすぎなかったのであるから（認定事実(5)イ(ア)）、上記各
20 供述において指摘された温度の上昇しない箇所については、それが最低温
箇所にあたらないのかどうかを確認するための追加捜査を行う必要性があ
ったことは明らかである。

そして、当時の状況において考え得る追加捜査の内容としては、Mらの
25 指摘する内容の信ぴょう性に関し、その後に取り調べる被控訴人会社の関
係者に対して確認をしたり、アイエスジャパン及び藤崎電機に対して確認
をしたりした上で、なお、最低温箇所に関するMらの上記各供述内容が排
斥されない余地があるのであれば、指摘された箇所について、再度の温度
測定実験を行うことが想定されていたということが出来るところ、公安部
30 において、これらの追加捜査を行うことが困難であったなどの事情は認め
られない。

ウ 控訴人都は、被控訴人会社の従業員50名以上を取り調べた結果、多数は乾熱による殺菌が可能であると供述していたなどと主張するが、認定事実(6)イのとおり、噴霧乾燥器内部の乾熱による殺菌について言及したのはそのうち半数程度の者である上、Mらの上記各供述は、公安部が被控訴人会社の関係者に対する任意取調べを開始後間もない時点でされたものであったから、その後に取り調べた被控訴人会社の従業員に対して上記各供述の真偽等を確認した場合には、他にも同旨の供述をする者がいた可能性はあったと考えられる。

また、控訴人都は、被控訴人会社は、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハ該当性を満たさないことを反証するために70回以上もの実験をすることを要した上に、実機を所有していない公安部としては、被控訴人会社と同様の実験をすることは不可能であったと主張する。

しかし、被控訴人会社による温度測定実験等の経過（認定事実(9)）をみると、被控訴人会社は、第1事件逮捕後の令和2年3月28日から温度測定実験を開始し、同年4月及び5月に各数回ずつ実施した実験結果を経て、本件各噴霧乾燥器について乾燥室測定口が最低温箇所になる可能性が高いこと及びその温度が100℃にまで上がらないことを把握したことが認められる。その後に行われた多数回の実験は、検察官が公安部の実験結果に基づき被控訴人らに嫌疑があるとして公訴提起しこれを維持している状況下において、被控訴人会社において、空焚きによらずに粉体を使用した実験によるとどのような結果になるかを試みたり、検察官の証拠開示を受け、公安部が実施した温度測定実験の条件設定等を知ることができたことを踏まえて、最低温箇所について精度の高い反証をするために行われたものであったと考えられるのであり、被控訴人ら3名の逮捕前や公訴提起前に捜査機関においてその当否を決するに際し、本件各噴霧乾燥器の最低温度箇所を把握するために70回以上もの実験

が必要であったとは認められない。また、公安部が追加捜査を行うに際しては、被控訴人会社に実機提供の協力を要請することも可能であったと考えられるし、少なくとも任意捜査の段階においては業者から協力を得て本件各噴霧乾燥器と同型機を使用した温度測定実験を行っていたことからすると、再度そのような業者から協力を得ることが困難であったとは認められない。

エ 以上によると、公安部は、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所について、通常要求される追加捜査を実施しなかったものであり、追加捜査を実施していれば、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当しないことを明らかにする証拠を得ることができたといえる。したがって、本件各噴霧乾燥器が輸出規制対象貨物に当たるとして、被控訴人会社及び被控訴人A 1ら3名に相当の嫌疑があるとした公安部の判断には、客観的に合理的な根拠が欠如していたというべきである。

(2) 本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことの合理性について

ア 被控訴人らは、本件通達には合理性がなくこれを前提とした本件要件ハ捜査機関解釈（以下、本(2)項において、単に「捜査機関解釈」ともいう。）も合理性を欠いているとした上で、公安部と経産省との打合せの経緯、公安部の捜査の経緯等に鑑みれば、公安部が捜査機関解釈を採用したことについて合理的根拠が欠如している旨主張する。これに対し、控訴人国は、外為法48条1項等の趣旨からすれば本件通達が示す本件要件ハの「殺菌」の意味するところは捜査機関解釈のとおりである旨主張し、控訴人国は、経産省による「殺菌」の解釈は本件省令の趣旨、文理解釈及びAG合意の内容等を適切に踏まえた理由があるものとした上、経産省の解釈は本件各事件の捜査当時から現在まで捜査機関解釈と同様であり、公安部と経産省との打合せの経緯、公安部の捜査の経緯等に不当なところはないから、公安部が捜査機関解釈を採ることを前提として捜査を進めたことは相当であ

った旨主張する。

そこで、以下では、まず、本件要件ハの「殺菌」の意義についてどのように解釈するのが相当であるかを検討した上、公安部と経産省との打合せの経緯、公安部の捜査の経緯等も踏まえて、公安部が捜査機関解釈を採ったことが合理的であったといえるかについて検討判断する。

ところで、控訴人等は、本件要件ハの解釈について、捜査機関として輸出管理規制を所掌する経産省の見解に従うことは当然である旨主張する。しかしながら、輸出管理規制を所掌する経産省の行政解釈を十分参考とすることが必要であるとしても、行政機関である経産省が省令を含む法令の解釈について最終的な権限を有するということはない。また、省令が輸出管理規制の対象を具体的に規定しているとしても、その規定は、省令委任の根拠となる法律の趣旨に従って定められなければならないし、通達は行政機関の内部関係における規範を定めるための形式であり、国民の権利義務を直接規律する効果を有するものではない。さらに、本件各事件は刑事事件であり、罪刑法定主義に照らし、法令の規定内容が漠然として不明確であった場合には刑罰法規としてみる限りその規定の効力に疑義を生じかねないのであるから、法令の規定が不明確とみられる場合には合理的に縮小解釈をするのが相当である。以上の視点に立ち、以下検討する。

イ 本件要件ハの制定経緯、省令制定事実、本件政省令改正までの経産省、C I S T E Cと被控訴人担当者との打合せ等の概要について、前提事実、丙A1のほか、後掲各証拠によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 昭和24年12月に公布された外為法は、輸出の承認制（後に許可制となる）を定める48条の規定に違反した者について罰則を設けていた。その後、数次の法改正を経て、平成21年4月に公布された改正法において、外為法69条の6第2項2号は、48条1項の特定の種類

の貨物であって、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物について、同項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める輸出をした者について、懲役若しくは罰金又はその併科をする旨定めた。

5 外為法の委任を受け、輸出令1条1項は、外為法48条1項の許可を受けるべき輸出について、輸出令「別表第1中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出」と規定し、同別表第1・3の2の項(2)は、輸出規制の対象となる貨物について、「次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの」と規定
10 していたが、同別表第1の1号から8号までに列挙された規制対象貨物に噴霧乾燥器は含まれていなかった。

(イ) 先進国を中心とした複数の国々は、各国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等の開発や製造等に関与している懸念国やテロリスト等の懸念組織に渡ることを未然に防ぐための枠組みとして、国際輸出管理レジームを組織している。このうち生物化学兵器の拡散防止を目的とするのがAGであり、令和5年2月時点で日本を含む42か国及びEUがこれに参加している。AGは、それ自体が法的拘束力を持つ国際約束に基づく枠組みではなく、参加各国は、AGの下で行われる情報交換、政策協調を自国の輸出管理に反映させ、AGで合意されたコントロールリストに掲載された品目について国内法令を定め、同法令に基づいて輸出管理を実施している（甲2、4、乙4、丙28）。

20 (ウ) AGは、遅くとも平成23年頃には、軍事転用に利用される懸念のある貨物の輸出の規制として噴霧乾燥器を追加することを検討するようになっていた（丙A18）。そして、平成24年4月、AGにおいて、
25 以下①ないし③の全ての特性を有する、毒素又は病原微生物を乾燥させ

ることができる (capable of drying toxins or pathogenic microorganisms) 噴霧乾燥器 (spray-drying equipment) を規制対象とすることが合意された (AG合意。甲3)。

① 水分蒸発量0.4Kg/h以上、400Kg/h以下のもの

② 既存の設備で、若しくは要求される平均粒子径を製造できる噴霧ノズルへの最小の部品交換によって、平均粒子径10μm以下の粉体を製造することが可能なもの

③ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの (capable of being sterilized or disinfected in situ)

(エ) 前項③の要件に関し、AGのコントロールリストには本件テクニカルノートとして「sterilized」「disinfected」の具体的内容等が明記されており、この内容がAGとして、滅菌又は殺菌の定義として合意されたものを明記したものと解される (AG定義)。本件テクニカルノートの内容は、次のとおりである (甲3、弁論の全趣旨)。

「このコントロールでは「滅菌」とは、物理的方法 (例えば蒸気) 又は化学物質の使用を通じて当該装置から全ての生きた微生物を除去することを意味し、「殺菌」とは、殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の潜在的な微生物の感染能力を破壊すること (the destruction of potential microbial infectivity in the equipment through the use of chemical agents with a germicidal effect) を意味する。「滅菌」及び「殺菌」は、「洗淨」(sanitization) とは異なり、後者は必ずしも全ての微生物の感染性又は生命力を排除することなく (without necessarily achieving elimination of all microbial infectivity or viability)、機器の微生物含有量を下げるように設計された洗淨手順を指す。」

(オ) 噴霧乾燥器の性能ないし仕様として上記③の要件が定められた趣旨

は、噴霧乾燥器に軍事転用の可能性があるというためには、作業員の安全が確保されることが必要という点にあると解される（甲148）。すなわち、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができなければ、作業員が微生物に被曝する可能性があり、軍事転用は現実的に困難であることが考慮されたものと解される。

5 (カ) AGの動きを受けて、日本においても、関連法令等の改正を行い、輸出規制の対象となる貨物の追加を行うことが検討されるようになった。CISTECは、経産省当局と連携し、関係者のヒアリング、関係者を交えた打合せ等を行うなどしており、被控訴人会社についても、平成24年1月24日、貿易管理課（同課は、安全保障貿易管理制度の管理運用、法令解釈等を主たる業務としていた。）の担当係長やCISTEC担当者が被控訴人会社を訪問して噴霧乾燥器の性能等に係るヒアリングを行なったほか（被控訴人会社から被控訴人A2ほか1名が出席、丙A83添付資料2、3④）、同年2月23日、CISTECで行われた打合せに被控訴人会社からは被控訴人A2及び亡Bが出席した（丙A18添付資料4）。上記打合せでは、その段階で明らかとなっていたAGの規制案の内容を基に、滅菌・殺菌の方法等について議論されたところ、被控訴人会社の出席者は、日本の実情では蒸気滅菌に限定すべきであるとの意見を述べ、当日の議論の方向もその意見を踏まえたものとなっていた。もともと、上記打合せに出席した貿易管理課担当係長は、同年3月12日に、上記の議論に関し、「乾熱滅菌でもある程度滅菌ができる」ので滅菌及び殺菌の方法を指定せず包括的な文言にせざるを得ないのではなどと記載した電子メールを被控訴人A2に送信していた（丙A18資料5）。これを見た亡Bは、そこでいう「乾熱滅菌」とは「殺菌」とは違うのであって、「殺菌」と「滅菌」の概念の異同の理解が不十分であると考

10

15

20

25

え、同年3月頃、被控訴人A2と共にCISTECに出向き、

貿易管理課担当係長、C I S T E Cの担当者等に対しその旨の意見を述べ、規制に際しては「殺菌」の定義を明確化すべきである旨の意見を述べた。しかし、同月以降、経産省ないしC I S T E Cと被控訴人会社との間で、「殺菌」の意義についての議論がこれ以上深められる機会はな

5 かった（丙A77、弁論の全趣旨）。

(キ) AGは、同年4月11付けで噴霧乾燥器の規制を正式に合意した。その後、被控訴人会社は、同年12月、貿易管理課担当係長から、改正予定の政省令案の内容を明らかにする電子メールの送付を受けた。被控訴人A2は、同月下旬、同係長に、政省令の改正案について、①AG合

10 意中にある「capable of drying toxins or pathogenic microorganisms」を省令に明記した方がよいのではないか、②「in situ」について「定置した状態で」ではなく「分解せずに」とした方が、意味が明確になるのではないかなどの意見を述べた。さらに、被控訴人会社は、平成25年8月、改正政省令案の意見募集に際し、上記①と同様の意見等を提出

15 したが、同意見は採用されず、後記のとおりの内容で本件省令の改正がされた。なお、AG合意後の政省令改正案についての上記やり取りにおいても、「滅菌」「殺菌」の意義が論じられることはなかった。

(以上につき、丙4、丙A18、77、84ないし90)。

(ク) 内閣は、AG合意を受けて、平成25年9月13日、外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令（同年政令267号）を制定し、

20 輸出規制貨物を定める輸出令別表第1・3の2の項(2)に新たに「噴霧乾燥器」（5の2）を加える輸出令の改正を行った。経産省は、本件改正前省令の改正省令（平成25年省令第51号）を制定し、規制対象となる噴霧乾燥器として、本判決別紙2法令の定め記載3のとおり定めた

25 (甲3ないし5、9)。

(ケ) 経産省（貿易経済協力局）は、輸出令及びこれに基づく本件省令の

運用を明らかにするため「輸入貿易管理令の運用について」（輸出注意事項62第11号、62貿易局第322号）を定めていたが、本件政省令改正に合わせて同通達の改正を行い、輸出令別表第1・3の2中の「滅菌又は殺菌をすることができるもの」につき、運用指針を定めた（本件通達）。本件通達の内容は、前記第2の2(4)のとおりである。

(コ) C I S T E Cが発行する本件ガイダンスの平成25年12月版には、噴霧乾燥器の輸出規制に関する政令の解説部分があり、同解説部分には、AGでは軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いることができる装置として、遠心分離機、クロスフローろ過用の装置、凍結乾燥器、噴霧乾燥器等を輸出規制の対象としており、これらの装置等は日本においても同じく規制対象としていること、また、これらに全般的に共通する仕様は、研究や製造・保存過程において病原性微生物、ウイルス、毒素等の感染を防止するための洩れ・拡散を防止対策された機構・構造を具備していることについての説明がされている（甲5）。

(サ) 被控訴人A1は、本件政省令改正に際し、規制提案国であるデンマークの趣旨説明、AG合意の文案の内容等から、今回のAGの合意は、基本的に生物化学兵器を対象としているものであり、微生物を扱う機器であるものが対象となり、被控訴人会社が製造する噴霧乾燥器は規制の対象外と考えていた。さらに、被控訴人会社は、本件政省令改正後、「滅菌」「殺菌」の意義が改正に当たり具体的に明らかにされなかったことには不満があったが、AG合意の趣旨と異なる規制を設けるとの説明がなかったため、従前の考え方を変えず、幹部個人の考え方のニュアンスには差異があり、必ずしも明確な解釈の統一まではしなかったものの、滅菌又は殺菌は同程度の概念であり、微生物の感染能力等を高度に低下させるものを指し、解釈上「殺菌」は化学物質による消毒の設備を備え、器械を分解することなく殺菌ができるものをいう（被控訴人A

1)、殺菌は曖昧な概念であり菌を殺すこと以上の明確な定義はないが、C I S T E Cの作成した本件ガイダンスの記載、アメリカ合衆国の規制内容等からして、曝露防止性能が具備され、薬液等で洗浄を行うC I P機能を有する装置が規制対象である(被控訴人A2)などとの考えから、被控訴人会社の製品は規制非該当であると考えた。被控訴人会社は、上記判断の下、控訴人による搜索差押えがあるまで約60台の噴霧乾燥器を輸出し、その際、本件要件ハ非該当とする該非判定書を作成し、経済産業大臣の許可を申請することはなかったが、経産省から特段の指導、勧告等はされていなかった。

(以上につき、甲161、162、被控訴人A1、被控訴人A2)

(シ)「滅菌」及び「殺菌」という用語の意義について、外為法及び関係法令上、その定義を明確に規定したものは見当たらない。日本薬局方は、医薬品の品質に関する規格・基準及び標準的試験法等を示す規格基準書であり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律41条において厚生労働大臣がこれを定め、公示すると規定されている。日本薬局方においては、微生物殺滅法として「滅菌法」及び「消毒法」が挙げられているが、「殺菌法」という項目は見当たらない。滅菌法の一つとして乾熱法が紹介されており、その意義として、乾熱空气中で加熱することによって微生物を殺滅する方法をいい、通例、160℃から170℃で120分間、170℃から180℃で60分間、180℃から190℃で30分間という条件で滅菌を行うものとされている。消毒法については、「生存する微生物の数を減らすために用いられる処置法で、必ずしも微生物をすべて殺滅したり除去したりするものではない。」と解説されている(甲7)。

ウ 以上にに基づき、本件要件ハの「殺菌」の解釈について検討すると、関係法令上、本件要件ハの規定する「殺菌」の定義ないし意義を具体的に明確

にする規定はないから、その意味内容を確定するには制定経緯、制定趣旨から合理的に判断するよりほかはない。平成25年に輸出令及び本件省令の改正がされた経緯は、AG合意に基づき外為法の輸出規制の対象となる貨物を追加することにあつたことは上記のとおりである。このことは、貿易管理課が平成25年9月に作成した改正概要を示す文書（甲4）の第1項にも明記されており、その制定趣旨は明確である。AG合意への対応のほか、その機会に新たに規制対象貨物の範囲を拡大させようとした具体的事情はうかがわれない。そして、本件省令の規制対象の3要件は、AG合意の3要件と実質的に同一であり、イ及びロ要件について具体的数値の内容がAG合意そのままであることも考慮すると、本件要件ハについても、AG合意で定められた内容に従って解釈するのが合理的である。そうすると、本件要件ハの「殺菌」とは、殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の潜在的な微生物の感染能力を破壊することを意味すると解するのが相当であり、空焚き等の物理的な方法により微生物の感染能力を破壊することは含まないと解するのが相当である。

ところで、この場合の「微生物」が特定の種類の微生物を指すか、全ての種類の微生物を指すについては、AG合意からは必ずしも明らかではないようにもみえる。しかし、AG合意上「滅菌」と「殺菌」は併記されており、その二つの概念で対象微生物の範囲を異にすると読むことは不自然であるところ、滅菌については、全ての微生物とされており、AG合意は特に「殺菌」の対象微生物を一部ないし特定の微生物に限定していないから、対象微生物は特定の微生物に限定されていないとみるのが自然である。また、本件テクニカルノートでは、「消毒」との差異を説明する箇所において、「滅菌」又は「殺菌」は全ての微生物の感染性又は生命力を排除することを意味する記載があることからみても、「殺菌」の対象微生物を上記のように限定することはAG合意の趣旨にそぐわない。さらにそもそも、

AG合意における噴霧乾燥器の規制においては、殺菌は方法により限定されており、対象微生物をリスト化して限定列挙するという思想はAG合意自体から読み取れない。本件改正前省令2条の2第1項2号が微生物を限定列挙していたのは、規制対象を限定して明確化する趣旨と解されるところ、本件政省令改正において対象微生物について何らの規定の整備変更がなく、この点の明確な議論がされていないのに、1種類の微生物でも死滅させることができれば足りるなどと解釈することは規制対象を逆に実質的に拡大することとなり、改正の趣旨に合致しないというべきである。

なお、滅菌又は殺菌は「定置された状態」で行われることが要件であるところ、「定置された状態」の意義についても、本件省令上、必ずしも明確ではなく、AG合意においても「in situ」の意義について具体的な説明はない。この点は、各国の解釈に委ねられている部分とも解されるが、米国の規制の運用状況等に照らすと、この部分について、装置を分解せず内部の薬液洗浄等を行う装置を備えていることを意味する旨の被控訴人会社の解釈（甲161、162）も一定の相当性を有するものと解される。

エ 控訴人らは、以上と異なり、本件要件への解釈としては捜査機関解釈のとおり解釈することが合理的である旨主張する。

控訴人国の主張の要点は、AG合意は、法的拘束力を持つものではなく、その国内措置については、参加国に裁量が認められるところ、本件省令等は、いわゆるループホールを作らず安全保障貿易管理制度を実効的なものとする観点も含めて整備されたものであるとした上で、外為法48条等の趣旨は軍事転用可能な貨物の輸出管理等を行うことで日本の安全を維持すること等にあるところ、方法の如何を問わずおよそ危険性の高い微生物を殺菌することができれば上記転用に適しており、さらに本件省令2条の2第1項2号所定の細菌等の1種類でも殺菌することができれば上記転用に適しているというものである。しかし、噴霧乾燥器を輸出規制の対象に加

える改正の趣旨は上記ウのとおりAG合意への対応に尽きていると認められ、その機会にループホール防止等の整備を目的としたことを認めるに足りる証拠はない。さらに、本来、法律ではなく省令において国民の権利を制限する規制対象を追加することはできない上、そのような規制整備をするのであれば、少なくとも、本件省令において、規制対象が追加されたことを具体的に明記することが必要というべきであるところ、「殺菌」がAG合意の「disinfected」に対応することは疑いないのであって、これと同一の概念を用いながらより広範な対象を規制する趣旨の改正であったとするのは、国民の予測可能性を害し、罪刑法定主義との関係からも疑義がある。上記控訴人国の主張は採用することができない。

控訴人都の主張は、捜査機関解釈は、本件省令の趣旨、文理解釈及びAG合意の内容等を適切に踏まえたものであるというものであるが、既に説示したところによれば、採用することができない。

なお、本件通達の文理解釈等について補足すると、本件要件ハに相当する要件についてのAG定義の解釈（上記イ(エ)）と、本件通達を示す「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」の文言とを比較すると、本件通達は、その文言上、滅菌及び殺菌のいずれについても物理的手法及び化学物質の使用による場合を含むとしているように読めないではない。しかし、AG合意にある「殺菌効果のある化学物質の使用を通じて」との部分解釈から落とした理由は明らかではない。本件通達は、洗浄を含まない旨の本件テクニカルノートと極めて類似した解釈を併せて示しているのであるから、本件通達がAG合意と異なり、殺菌方法に限定がない旨の解釈を新たに示したものと解するのは相当でない。そして、通達において新たに国民の権利を制限するような解釈を採ることができないことや後記で認定する公安部と経産省との打合せの概要を踏まえると、本件通達が捜査機関解釈と同一の立場を採ることを

意図して定められたということもできない。

オ 公安部の警察官が作成した聴取結果報告書（丙A125等）によると、微生物学の専門家は、乾熱等の方法による滅菌又は殺菌をすることができれば、当該噴霧乾燥器は本件要件ハを満たすと考えられる旨を述べたとされている。もともと、聴取の対象となった専門家は、その陳述書（甲159等）において、より詳細に「滅菌」及び「殺菌」の定義等に言及し、そこでは概ね共通して、微生物学上、「殺菌」の明確な定義はないこと、自らは法律や噴霧乾燥器の専門家ではないため、本件要件ハの該当性に関する意見を述べることはできないとの趣旨等を述べている。このうち防衛医科大学教授は、「滅菌」については対象物に存在している全ての微生物を殺滅ないし除去することや殺滅・除去されている状態を指す言葉であり、その評価方法も微生物学上確立しているが、「殺菌」については菌を殺すという行為を抽象的に指す言葉であって、対象や程度を含まない概念であり、微生物学の見地から「滅菌」と併記されるべき概念は「消毒」であるなどと陳述している。（丙A129、130、145、159、168ないし170）。そうすると、これら公安部が聴取したとされる専門家の意見を根拠に、本件要件ハにつき捜査機関解釈の合理性を基礎付けることはできない。

カ 以上のとおり、本件要件ハについては、捜査機関解釈を採用することは相当ではないと解されるが、公安部が捜査機関解釈に依拠して捜査を進めたこと自体が違法といえるかについては、AG合意自体に法的拘束力がなくその国内法化に当たっては法令制定者に一定の裁量があるとみられること、本件テクニカルノートの記載も必ずしも詳細とはいえず、本件通達の文言自体が不明確であり、法解釈の当否は最終的に裁判において判断されること等も併せ考えると、なお慎重に判断すべきものとも考えられる。ところで、被控訴人らは、公安部と経産省との打合せの経緯、公安部の捜査

の経緯等に鑑みれば、公安部が捜査機関解釈を採用したことについて合理的根拠が欠如している旨主張するので、さらにこの点を検討する。

(ア) 上記1(4)の認定事実に加え、証拠（甲157、158、166の1ないし13、甲167、乙8の1ないし49、乙9、14、丙5、10〔資料22〕、11、38、丙A59ないし61、65、126ないし156、証人E1、証人E5、証人E6、証人E4）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 公安部は、平成29年10月6日から平成30年2月27日までの間、合計13回にわたり、貿易管理課の担当官ら（なお、この案件は、同課安全保障貿易検査官室（通称警察班）が警察との対応の担当窓口であった。）との間で打合せを行った。各回の打合せは、毎回2名以上の公安部の警察官が経産省に赴くなどして行われ、打合せ後に担当警察官がメモ（経産省相談メモ。甲166の1ないし13）を作成し、そこに貿易管理課の担当官らが述べた本件省令の解釈や噴霧乾燥器に関する輸出規制の在り方、本件噴霧乾燥器1の本件要件ハ該当性についての見解及び検討状況等についての内容等を記載していた。貿易管理課には、公安部の職員が2年毎に派遣されており、公安部は、貿易管理課と連携を密にするように努めていた（なお、上記経産省相談メモは、正式決裁を経たものではないが、経産省との打合せの担当者が部内での情報共有を目的としてその都度作成していたもの（証人E4）であり、その記載も相当程度具体的であるから、個々の記載の発言のニュアンスはともかくとして、基本的に打合せの概要を正確に記載したものと認めるのが相当である。）。

b 経産省との打合せが進むにつれて、公安部内で「滅菌」の立証が困難であるとの判断となり、「殺菌」の立証を行うように捜査方針を固めていく中で、主として、E1警部と経産省への出向経験のあった

Y警部補が本件要件ハにいう「殺菌」の意義に係る解釈を検討した結果、殺菌の方法は、空焚き等の乾熱も含めてあらゆる方法によることも可能であり、殺菌されたというためには、およそ危険性の高い細菌等の微生物について殺菌することができれば足りる旨の見解（後に本件要件ハ捜査機関解釈として明確化される。）が形成されていった。

しかしながら、このような解釈は、経産省が積極的に提示してきたものではない。経産省相談メモによると、平成29年10月6日から平成30年2月2日までの打合せにおいて貿易管理課の担当官らから出た発言には、被控訴人会社製の噴霧乾燥器が輸出規制の対象貨物に該当すると判断することについての懸念材料を示すものが散見される。その概要は、①本件要件イ及びロについては被控訴人会社が自ら作成した該非判定書でも該当とされているので該当性に問題がないが、本件要件ハについては本件通達があるのみで、その解釈についても文章以上の解釈をしていないのが現状である、②本件省令には不備があり、「滅菌」については日本薬局方に滅菌法の定義があるものの、「殺菌」については定義が曖昧であり、本件通達にも殺菌方法等は明記されていない（甲166の3には、本件省令には欠陥があるとしか言いようがないし、省令の改正をしない限り、噴霧乾燥器を規制することはできないのではないかと考えているなどの記載もみられる。）、③噴霧乾燥器の規制はAGが元になっているため、日本だけ突出した規制要件とするわけにはいかず、他国との並びをみる必要がある（乾熱殺菌で規制要件該当としている国はなく、アメリカ合衆国及び英国はCIP機能付きのもの、デンマークは滅菌機能付きのものを該当としている。）、④噴霧乾燥器の場合、デッドポイント（温度が上がらない場所）が数多くあり、被控訴人会社製の噴霧乾燥器は、構造上、滅菌、殺菌ができないと主張される可能性もある、⑤結論として本件要件ハの該

当性に肯定的な見解を示すことは難しい検討状況である、などというものであった。

c また、経産省は、公安部からの相談を受けて、他国における噴霧乾燥器の輸出規制の状況を調査することを試みており、経産省内で他国への問合せ内容を相談した貿易管理課及び貿易審査課の担当官同士のメールをみると、平成29年12月14日時点でやり取りされた電子メール（甲167）には、貿易管理課の担当官の一人が、「殺菌・殺菌方法については、日本において殺菌について、一般的／標準的な定義や解釈がないようで、この部分については、現状、悩んでいる状況です。」として、本件要件ハの「滅菌又は殺菌」の定義や解釈が明確ではなく、検討を要する状況であることを述べた記載がある。

d 平成30年1月29日、経産省からはE6上席安全保障貿易検査官（以下「E6上席検査官」という。）ほか2名が、公安部からは、E1警部、K警部補、E4警部補の3名が出席し、打合せが行われた。当日の結論は、おおむね、①受領した資料に目を通した上で、再度審査課等と相談するが、該当と判断することは極めて難しい、②現状、他国の状況等を見る限り、AGの規制対象は結果として滅殺菌ができる器械を対象としているのではなく、CIP機能付き、蒸気滅菌機能付きなど滅殺菌できるようデザインされた器械が対象、言い換えれば、滅菌、殺菌の機能をあえて付加したもの、メーカーがその機能を保証するもののみを対象として該当と判断する、③乾熱のように、結果として菌が死滅するというものは含まない、④現段階で、これ以上のことは警察班、すなわち、課員レベルでは判断できないというものであった。さらに、同年2月2日に打合せがされたが（経産省からE6上席検査官ほか1名が出席、公安部からK警部補、E4警部補ほか1名が出席）、経産省側の意見の概要は、「殺菌」は曖昧で定義がなく、経

産省は現段階では警察の資料では滅菌、殺菌できるということを満たしていないと判断しているなどというものであり、前回と同様に、本件乾燥噴霧器1が規制対象に該当することに否定的であった。

5 e しかしその後、平成30年2月8日及び同月27日の打合せになると、貿易管理課の担当官は、公安部が被控訴人会社について強制捜査に着手することを容認する趣旨の見解を述べ、さらに、被控訴人会社製の噴霧乾燥器について、本件要件ハに該当する可能性を肯定する意見を出す方向で検討するとの姿勢を示すようになった。

10 もっとも、同月8日の打合せ（経産省ではE5課長補佐、E6首席検査官ほか2名が出席、公安部ではI警視、E1警部補、K警部補が出席）では、おおむね、①経産省として捜索差押えに入ること自体は問題ないと考えており、それができるような文書での回答を部長と相談の上出すようにしたい、②AG運用は他の国際レジームと比較してふわふわしているところであるが、本件噴霧乾燥器1について該当の
15 「可能性」があるのかないのかといえはあるといえるだろう、③経産省の通常業務からすると、当事者の認識、他国の運用状況等を確認して結論を出したいところである、④しかし、捜索後、限りなくグレーであるとしても該当とは言い切れなくなる可能性もあり得る、被控訴人会社が外国の相場観で争ってきたときに、経産省の規制の仕方が曖昧だったのではとなってしまう、勝てない、⑤省内には、本当に生物兵器が作れるのか、過剰規制なのではないかと意見する者もいる、
20 などとも述べており、公安部の捜索差押えを容認する姿勢を見せつつも、本件噴霧乾燥器1が規制対象に該当するかは判然とせず、該当しない可能性があることを示唆するものとなっていた。

25 f 公安部（外事第1課長）は、平成30年8月3日、捜査報告書を添付した上で、被控訴人会社の本件噴霧乾燥器1が本件省令で規制対象

となっている噴霧乾燥器に該当するかの捜査関係事項照会書（丙2）を経産省（貿易管理課長宛て）に送付した。

これに対し、貿易管理課長は、上記照会の件について、添付の資料を前提にすれば本件噴霧乾燥器1は、当該輸出時点では、本件省令の規制対象貨物（2条の2第2項5号の2）に該当すると思われる旨の回答（丙3）をした。

なお、公安部（外事第1課長）は、令和元年7月26日、捜査報告書を添付した上で、被控訴人会社の本件噴霧乾燥器2に関しても同様の照会（丙8）を行い、同年8月9日、貿易管理課長名で、添付の資料を前提にすれば規制対象貨物に該当すると思われる旨の回答（丙9）を得た。

(イ) 以上の事実によれば、経産省の担当者は、平成30年2月2日までは、「殺菌」につき捜査機関解釈を採用することについて一貫して否定的であり、その理由も相当具体的に詳細であって、かえって、被控訴人会社に対し明確に説明できる解釈ではないという趣旨のことを述べていたこと、したがって、本件噴霧乾燥器1の規制対象貨物該当性についても消極的であったこと、同月8日以降、経産省の担当者は、その方針を変更し、少なくとも本件噴霧乾燥器1の捜査において公安部が搜索差押えを実施することは容認する姿勢を示し、その限度で、本件噴霧乾燥器1が規制対象貨物に該当する可能性を肯定するに至ったが、経産省が、第1事件逮捕まで捜査機関解釈を採用する旨明言したものではなかったことが認められる。ところが、経産省の上記方針変更は、平成30年2月2日から8日までの短期間にされたものであるが、それまで担当者が指摘していた疑問点について具体的にどのような論拠によって疑問が解消されたかについて、上記打合せの経緯をみても明らかではない。

そして、経産省の担当者が述べていた疑問点は、本件要件への合理的

な解釈から見て相当な疑問であり、捜査機関解釈がもともと公安部内部で捜査方針を固めていく中で形成されていったものであることも踏まえると、上記の限度で経産省が捜査機関解釈を採用する可能性を肯定したからといって、その合理性を客観的に説明できる状況になったともいえない。そして、本件要件ハの解釈は、本件においては刑事事件の犯罪構成要件該当性の解釈として争われており、当初不明確な概念が事後的に行政機関により拡張的な解釈が明らかにされたからといって、その解釈に従うこととなると国民の予測可能性との関係で疑義があるから、経産省が捜査差押えを容認し、捜査機関解釈があり得る旨を表明したからといって、公安部が捜査機関解釈を前提として本件各逮捕を行ったことの合理性を肯定することはできない。なお、そうであるとしても、上記捜査機関解釈がおよそ不合理とまではいえないが、上記経緯を踏まえると、これは本件各逮捕が合理性を有していたかどうかの判断に影響を与える重要な事情であるというべきである。

(ウ) これに対し、控訴人等は、経産省の本件要件ハの解釈は本件各事件の捜査当時から現在に至るまで捜査機関解釈と同様であったとし、経産省の解釈が変遷したことを否定し、経産省相談メモに記載された担当者らの意見は個人的な見解にすぎず、正式な回答までに行政庁の担当者が法令解釈について抑制的な対応をしたとしても通常の対応であるなどと主張する。そして、東京法務局訟務部長の照会（丙24）に対する貿易管理課長の回答（丙25）には、本件要件ハにいう「殺菌」の方法について、あらゆる方法が含まれており、乾熱殺菌も含まれること、殺菌の対象となる微生物は本件省令2条の2第1項に規定する微生物のうち1種類以上のものを指している旨明言した上、その解釈は、令和2年3月12日の時点でも同日以降も同様である旨の記載がある。しかしながら、上記回答に記載された本件要件ハの解釈について合理性があるとはいえ

ないことは既に述べたとおりである。そして、上記回答は令和2年3月12日以降の解釈の変遷について回答するものであり、平成30年2月時点の対処方針の変更の有無を述べるものではないから、上記回答は、控訴人等の主張の的確な裏付けとなるものではない。また、経産省打合せにおける同年2月2日までの経産省担当者の見解は、担当者限りの見解であり、課長等の正式な決裁を受けた上での回答でないことは同控訴人の指摘するとおりであるが、上記見解は、一貫して捜査機関解釈に消極的なものであったところ、(貿易)審査課等他部署の担当者と協議していることやAG関係者への聴取もされていることを前提としての見解開示となっている上、省内で意見が割れていることなども述べている部分や省令に不備がある旨を明言している部分もあること、そしてそもそも本件省令改正後、相当数の噴霧乾燥器の輸出がされていたとみられるにもかかわらず、藤崎電機の申請を除き許可申請された例は把握されておらず、経産省において捜査機関解釈と同様の立場により被控訴人会社を始めとする輸出業者に対して行政指導や行政処分等がされた事実もうかがわれなことを踏まえると、経産省は、本件省令改正後、同年2月まで捜査機関解釈を同様の解釈を確定的に採用していたことはなく、むしろ否定的な見解を採る者も相当数存在したと認めるのが相当である。

なお、貿易管理課長は、原審での調査嘱託に対し、平成28年6月2日及び平成30年2月21日の時点において、輸出者、行政機関等から本件要件ハについて照会を受けたと仮定した場合、捜査機関解釈と同様の解釈を示したものと考えられる旨回答した。しかし、その根拠とされるところは、本件省令及び本件通達の規定が平成25年10月15日の本件省令施行後改正されていないこととされるが、上記回答は、仮定の議論である上、上記認定の公安部と経産省との打合せの経過と少なからず齟齬するものであり、上記回答をもって経産省の解釈が一定不変であ

ると認定判断することはできない。

そうすると、上記控訴人の主張は、採用することができない。

- (3) 以上の検討を踏まえて公安部が本件各逮捕を行ったことが国家賠償法1条1項の適用上違法といえるかを判断する。

5 司法警察員による通常逮捕については、当該逮捕の時点現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して、上記逮捕の判断をする上において、合理的根拠が客観的に欠如していることが明らかであるにもかかわらず、あえて逮捕を行ったと認め得る場合には、国家賠償法1条1項の適用上違法との評価を受け
10 るものと解するのが相当である（最高裁昭和49年（オ）第419号同53年10月20日第二小法廷判決・民集32巻7号1367頁、最高裁平成4年（オ）第77号平成8年3月8日第二小法廷判決・民集50巻3号408頁参照）。

15 上記(1)及び(2)で検討したとおり、本件各噴霧乾燥器が輸出規制の対象物件に当たるとして、被控訴人A1ら3名について相当の嫌疑があるとした公安部の判断には、最低温箇所について通常要求される追加捜査を実施しなかった点に加えて、本件要件ハの解釈について合理性を欠く解釈を採り、これについて経産省の担当課の部署からその問題点について指摘を受けながら解釈の合理性について再考することなくこれを前提として逮捕に踏み切った点において、犯罪の嫌疑の成立に係る判断に基本的
20 な問題があったものというべきである。そして、そもそも、本件の捜査は、公安部自体がC I S T E Cからの聞き込みにおいて被控訴人会社の噴霧乾燥器の輸出に犯罪の嫌疑があると思料したことを契機として開始されたものであり、捜査の端緒とされる平成29年3月頃から第1逮捕がされた令和2年3月まで約3年の長期間に及び、関係者の任意の取調べが開始された平成30年12月からみても約1年3か月を要しており、
25

5 捜査方針を再考する機会は十分にあったと考えられる。この間、K警部補は、幹部に対し、最低温箇所の再調査の必要性があることを告げるなどしており、同警部補のみならず、同様に捜査に従事していたE2警部補及びE4警部補も原審及び当審の証人尋問において本件において逮捕が相当ではなかった旨を述べていることも重く受け止めるべき事案である。

以上の点に鑑みると、公安部が本件各逮捕を行ったことについては、合理的根拠が客観的に欠如していることが明らかであるというべきであり、国家賠償法1条1項の適用上違法というべきである。

10 3 被控訴人A2に対する取調べ及び弁解録取書作成の違法性について

(1) 任意取調べの経過等

被控訴人A2に対する任意取調べの経過等について、上記1の認定事実に加え、掲記の証拠等によれば、以下の事実が認められる。

ア 任意取調べの概要

15 被控訴人A2に対する任意取調べは、D警部補が担当し、平成30年1月21日から令和2年2月10日までの間、合計39回行われた。同期間の取調べにおいて、少なくとも14通の供述調書及び39通の取調べメモが作成された（乙6の1ないし39、丙A81ないし97）。

イ 被控訴人A2の供述調書

20 被控訴人A2の供述調書には、①本件要件への該当性について、会社として規制に対する解釈を明確にすることなく、亡Bの言い出した「定置した状態での滅菌又は殺菌」ができないという身勝手な該非判定の下、被控訴人会社において非該当にする方針が決定され自分も賛同したが、自分は、「噴霧乾燥器が発する熱風で菌を殺菌できることくらい」は業界の常識で当然分かっていたとするもの（平成31年4月25日付け（丙A93））、②本件各噴霧乾燥器は、「乾熱により殺菌できる」ものとして、

25

本件要件ハ該当と判定しなければいけないところ、非該当で輸出したとするもの（令和元年10月24日付け（丙A96））があるほか、③被控訴人会社の噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」ができることを前提とする内容のものも複数作成されている（平成31年3月13日付け（丙A94）、同年4月19日付け（丙A90）、令和元年8月23日付け（丙A92）、同年9月19日付け（丙A97））。他方、被控訴人A2の供述調書には、本件要件ハの規定する「殺菌」の意味を被控訴人A2がどのように理解及び認識しているかについて、明確に供述したものは存在しない（丙A81ないし97）。

ウ 被控訴人A2の取調べメモ

(ア) 被控訴人A2の平成30年12月11日から平成31年4月19日までの取調べに係る取調べメモには、①「ハの要件該当性は、曝露防止の設計がされた、CIP（自動洗浄）機能付きの薬液による滅菌・殺菌が可能な器機だと考えていた。」「定置した状態で乾熱殺菌ができるという認識は一切なかったが、今日、該当すると分かったので、今後は輸出申請する」（平成30年12月11日付け（乙6の1））、②「私は、今も滅菌殺菌が意味することが分からないこともあって・・・」、「当時、SD [スプレードライヤー] の空焚きだけでの方法での殺菌という考えにはならなかった。」（同月26日付け（乙6の3））、③「私は今でも、滅菌・殺菌の定義について、滅菌が菌がないこと、殺菌が菌が死ぬことぐらいの感覚しかない。」（平成31年1月18日付け（乙6の5））、④平成24年1月ないし2月の打合せの際に亡Bが「殺菌では、菌が生き残っている可能性がある」と発言したことについて、「私も殺菌も含めると規制が広範囲になってしまうと思った。」（同年2月8日付け（乙6の7））、⑤取調べを受けていた亡Bから、「『警察の取調べで、滅菌・殺菌の解釈について聞いた。解釈の内容は、かなり高度なことを言ってい

る』旨のメールが来た。」(同月15日付け(乙6の8))との被控訴人A2の発言が記載されている。

上記期間の取調べメモにおいて、殺菌ができるとの発言等は確認できるものの、本件各噴霧乾燥器の装置内部で特定の細菌を全て死滅させることができるか否かについて発言した記載は存在しない。また、同期間の取調べメモに、被控訴人A2が殺菌について本件要件ハ捜査機関解釈の説明を受けるなどしたことを示す記載も存在しない(乙6の1ないし16)。

(イ) 被控訴人A2の平成31年4月25日の取調べに係る取調べメモには、D警部補が、規制対象について「高度な殺菌」という概念を使う被控訴人A2に対し、「殺菌」の解釈は、微生物の伝染能力、感染力を破壊することであり、それがイコール高度な殺菌とはならない旨説明したとのやり取りや、被控訴人A2が「私や社長、Bは、悪意があつて非該当としたわけではない。あくまで、判定した結果として。もう今日は、調書には署名しない。私が言ったことを書いてもらえないし。」と述べたのに対し、調書は、供述をそのまま記載するものではないなどと答えたやり取りが記載されている。なお、上記取調べメモには、D警部補が、被控訴人A2に対し、上記の説明をしたこと以上に「殺菌」の解釈を説明した旨の記載はない(乙6の17)。

(ウ) 被控訴人A2の令和元年5月3日から令和2年2月10日までの取調べに係る取調べメモには、①平成24年1月時点の認識として被控訴人A2が殺菌は菌を殺すことと認識していたとの発言(令和元年5月3日付け(乙6の18))、②装置内部の温度が上がるから殺菌できることは当たり前であったが検証することは不可能と思われるとCISTEC担当者宛て電子メールに記載したとの趣旨の発言(同年6月7日付け(乙6の22))、空焚きで装置内部を殺菌できることは製造メーカーの

5 担当者は皆知っている旨の発言（同年10月8日付け（乙6の32））、
空焚きで装置内部を殺菌できることは当たり前のことだがそれで殺菌で
きるものまで該当するとは当時は思っていなかった旨の発言（同年11
月20日付け（乙6の35））、空焚きと殺菌の関係について同趣旨をい
う発言（同年12月9日付け（乙6の36））などの記載が存在する。

10 上記期間の取調べメモには、被控訴人A2が、本件各噴霧乾燥器が殺
菌をすることができる趣旨の発言をしたことは確認できるものの、これ
らの発言にいう殺菌の意味するものは記載上明らかではないし、同期間
の取調べメモに、被控訴人A2が殺菌について公安部の解釈の説明を受
けるなどしたことを示す記載も存在せず、本件各噴霧乾燥器の装置内部
で特定の細菌が全て死滅できるか否かについて発言した箇所は存在しな
い。

（以上につき、乙6の18ないし39）

15 (エ) 被控訴人A2は、取調べに際し、自分としては、CIP機能付きの
噴霧乾燥器に限り規制要件に該当すると思っており、乾熱殺菌という発
想は一切なかったとか、本件ガイダンスに従って非該当と判断した旨供
述した。しかし、D警部補は、経産省からは乾熱を含むあらゆる方法が
考えられると示されており、被控訴人会社では該当非該当の明確な線引
きがなかったのだから、被控訴人A2の上記説明は、客観的事実や被控
20 訴人A2ないし被控訴人会社の言動と矛盾しているなどとして、被控訴
人A2の上記供述を受け付けず、あえて供述調書に記載することをしな
かった（被控訴人A2）。

(2) 被控訴人A2に対する任意取調べの違法性について

25 ア 任意捜査の一環としての取調べは、事案の性質、被疑者に対する容疑の
程度、被疑者の態度等諸般の事情を勘案して、社会通念上相当と認められ
る方法ないし態様及び限度において許容されるものである（最高裁昭和5

7年（あ）第301号同59年2月29日第二小法廷判決・刑集38巻3号479頁参照）。被疑者の自由な意思決定を阻害する態様で行われた取調べは、任意捜査として許容される範囲を逸脱したものとして、国家賠償法上も違法の評価を受けるというべきである。

5 イ 被控訴人A2は、D警部補は、細菌が少しでも死ねば本件要件ハの「殺菌」に該当するなど偽計を用いて被控訴人A2を不当に誘導し、被控訴人A2の供述内容を恣意的に歪めて供述調書に記載するなど不当な取調べを長期間にわたり行ったものであり、その取調べの態様は、社会通念上相当と認められる方法、態様を超えたものであり、違法である旨主張する。

10 そして、被控訴人A2は、要旨、D警部補からの取調べにおいて、熱風だけを空焚きで装置に入れ込むことは非常に危険な操作であり、行ってはいけないのであって、空焚きによる殺菌という発想はなかった旨を繰り返し説明したが、その旨調書に記載してくれることはなかった、同警部補からの、熱風を送り込めば菌が死ぬことがあるかとの問いに対し、熱風を入れる限りいくらかの菌は死ぬだろうとは答えたものの、熱風で菌が死ぬこと

15 と規制対象と別問題であると思っていたのに、同警部補は、菌が少しでも死ねば殺菌に該当し、本件要件ハの要件は熱風が入れば全て該当する、これは経産省にも確認したなどと述べるので、自分はそのような解釈を持っていないと話したが、調書には、本件各噴霧乾燥器について、単に被控訴人A2が殺菌できると認識していた旨を記載されたと供述する（被控訴人A2本人、甲162）。

20 これに対し、D警部補は、要旨、①被控訴人A2において、感熱殺菌の発想はなかったと説明したことはあったが、経産省との初期の打合せでの同被控訴人の発言や経産省との打合せで殺菌の方法は感熱等を含むあらゆる方法が含まれるとされていることから供述調書に録取できないと述べると同被控訴人は納得し、熱風により殺菌できるのは当たり前だという趣旨

25

の話は繰り返しあり、②C I S T E Cの本件ガイダンスに従って非該当と判断したとの供述もあったが、上記経産省の見解に加え、被控訴人会社として該当非該当の明確な線引きは一切誰もしなかったことにも矛盾するので調書に録取しないと伝えたところ被控訴人A2は納得したように見えた、
5 ③他方、自分は、捜査官の共通の考え（特定の1種類の菌を全て殺すことができれば殺菌に当たる）を前提に調書の記載をしており、取調べの初期段階の3、4回頃に、同被控訴人から結局少しでもできれば殺菌になるのかという趣旨の質問があったが、それは誰も言っていない、残っている菌があれば感染能力が失われていないということであり、それは違うと伝え
10 たなどと供述する（証人D、乙10）。

ウ そこで、両者の供述の信用性について、まず、D警部補において細菌が少しでも死ねば本件要件ハの「殺菌」に該当するなどと述べたかどうかについて検討する。

被控訴人A2に対する取調べは、技術部門の関係者の取調べにより噴霧乾燥器の性能、能力等について明らかにした後にするという方針であり
15 （甲185）、営業部門の責任者である同被控訴人に対する取調べの目的は、故意や共謀関係を明らかにすることに重点があったとみられるから、同取調べにおいては、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」ができる性能を有していることについて被控訴人A2がいかなる認識を持っていたかを明らかにする必要があったと認められる。とりわけ、本件各噴霧乾燥器についての規制が技術的な規制であり、かつ、同規制の実施後、
20 実際に許可の申請がされた事案が1社のみであり、その申請も殺菌の概念が曖昧なことを前提に一応該当にしておいた方がいいとの判断でされたものであって（認定事実1(1)、(3)イ）、経産省の担当者は、公安部との打合せの当初本件要件ハの該当性に肯定的な見解を示すことは難しい検
25 討状況であるなどとしていた（上記2(2)カ(ア)d）のであるから、被控訴

人A2において、本件要件ハの意義についてどのように認識していたかを明らかにすることは、本件各噴霧乾燥器の無許可での輸出について犯罪の成立を見極める上で重要なポイントであったというべきである。そして、公安部は、本件要件ハの「殺菌」について「機器装置内の特定又は不特定多数の病原菌等有害な菌を全て死滅させること」と解釈していたのであるから、故意があるというためには、単に本件各噴霧乾燥器がその熱風で細菌を一部でも死滅させられるという性能を有しているとか、空焚きで殺菌ができるなどという概括的な認識だけでは足りず、噴霧乾燥器内の特定又は不特定多数の病原菌等有害な細菌を全て死滅させることができる装置であることの認識までが必要であったと考えられる。そうすると、被控訴人A2に対する取調べに際しても、被控訴人A2が本件要件ハの「殺菌」についてどのような意味と理解しているかを確認し、用語の理解に齟齬があるようであれば公安部の殺菌の解釈について説明した上で、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」ができる装置であるか否かについて同被控訴人の認識を聴取し、明らかにする必要があるというべきであり、このことは本件各噴霧乾燥器の捜査に継続的に従事していた警察官であれば基本的に心得ておくべきものである。

しかし、被控訴人A2の取調べメモには、D警部補が、被控訴人A2に本件要件ハの「殺菌」の意味をどのように認識しているかを確認したり、公安部の「殺菌」の解釈について説明したりしたことを示す記載はない（上記3(1)ウ）。むしろ、被控訴人A2の取調べメモには、被控訴人A2が、一貫して、装置内部の温度が上がれば菌を死滅させることができるから本件各噴霧乾燥器で殺菌が可能であるとする趣旨の発言をしており、公安部の「殺菌」の解釈とは異なる見解を示しているにもかかわらず（上記3(1)ウ(ア)、(ウ)）、D警部補が、公安部の「殺菌」の解釈を前提として、装置内部の特定の細菌であっても当該細菌が全て死滅させ

ることができるかの認識について尋ねた記載は存在しない。D警部補は、被控訴人A2から、殺菌について解釈を問われた際も、殺菌について微生物の伝染能力、感染力を破壊すると説明するにとどまり、それ以上に特定の細菌であっても装置内部に存在するその全てを死滅させる必要がある旨説明したとするやり取りの記載は存在しない（上記3(1)ウ）。

さらに、公安部の「殺菌」の解釈は、装置内部に存在する特定又は不特定多数の病原菌等有害な細菌を全て死滅させるというものであり、少なくとも1種類以上の有害な細菌を全て死滅させる必要があるのであって、当該細菌に関しては滅菌に近い程度が求められているところ、このような意味での殺菌が可能というためには、当該細菌の死滅条件や噴霧乾燥器内の温度等に関する具体的な認識が問題となると考えられる。しかし、取調べメモにおけるA2の供述は、装置内部の温度が上がれば細菌が死滅するという程度のものであるから、公安部の「殺菌」の解釈を前提に被控訴人A2に対する取調べが行われていたとは考えられない。また、取調べメモだけではなく被控訴人A2の供述調書にも、本件要件ハの「殺菌」の意味をどのように理解しているのかを確認する内容や、公安部の「殺菌」の解釈を理解しているかについて確認している内容の記載が一切存在しない上、単に、殺菌できる、本件要件ハに該当としなければならなかったなど具体性を欠いた記載がされるにとどまっている（上記3(1)ウ）。

以上のとおり、本件要件ハの要件についてのD警部補供述（上記③、被控訴人A2に対し公安部の「殺菌」の解釈について説明したというものは、被控訴人A2の取調べメモ及び供述調書のいずれにもD警部補が公安部の「殺菌」の解釈について説明したことを示す記載がないばかりか、取調べメモには被控訴人A2が公安部の「殺菌」の解釈とは異なる理解を一貫して示していることや、公安部の「殺菌」の解釈で求めら

れる性能などについて具体的に聴取していないことなどに照らし、不合理であって採用することができない。これに対し、D警部補が、被控訴人A2に対し熱風によって装置内部の細菌が一部でも死滅すれば「殺菌」に当たると誤解させた旨の控訴人A2の供述は、客観的に存在する証拠と矛盾なく整合している上、K警部補が、被控訴人A2の取調べの際、D警部補において殺菌に関する誤った解釈を示して「殺菌」に関する被控訴人A2の供述を取ろうとした旨証言していることも併せ考慮すると、基本的に信用性が認められる。

そして、D警部補の供述のその余の点についても、上記①（被控訴人A2が熱風による殺菌に納得したなどの点）については、平成30年12月26日の取調べにおいて「当時、空焚きだけでの方法という殺菌という考えにならなかった」とし、平成31年1月18日の取調べにおいて、自分は今でも殺菌が菌が死ぬことぐらいの感覚しかないと述べ、同年2月8日の取調べにおいても、亡Bの発言を援用する形であるが、殺菌では菌が生き残っている可能性があるなどと述べていることからすると不自然である。上記②についても、被控訴人A2が納得したかどうかD警部補の供述自体があいまいである上、被控訴人会社として該当非該当の明確な線引きはしなかったというのは平成31年4月25日付け供述調書（丙A93）に記載されているところであるが、被控訴人会社の結論は本件各乾燥噴霧乾燥器において非該当ということを出ているのであって、その理由について被控訴人A2が亡Bや被控訴人A1と十分すり合わせていなかったからといって矛盾ということにはならず、これをもって被控訴人A2の重要な弁解を記載しない合理的な理由にならない。

したがって、被控訴人A2の上記供述は基本的に信用できるものというべきである。

エ そして、上記認定の取調べ経過及び上記被控訴人A2の供述によれば、D警部補は、被控訴人A2に本件要件ハの「殺菌」の解釈をあえて誤解させた上で、熱風で菌を殺菌できることは業界の常識でそのことは当然分かっていたのに、亡Bの身勝手な該非判定の下、被控訴人会社において非該当等と判断し被控訴人A2においてもこれに賛同したなどと本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」性能を有していることを認める趣旨の供述調書に署名指印するよう仕向けたと認められるのであって、このような取調べは、犯罪成否のポイントとなる本件要件ハの解釈について偽計的な説明をした結果、明確に理由を付して犯罪の故意を否認する趣旨を述べていた被控訴人A2の供述について、その重要な弁解を封じて調書に記載せず、かえって犯罪事実を認めるかのような供述内容に誘導したものであって、社会通念上相当と認められる方法ないし態様を明らかに逸脱したものと認められ、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を免れない。

オ これに対し、控訴人等は、①D警部補は殺菌に関する捜査機関解釈を明示しており不当な誘導はない、②被控訴人A2は、平成24年当時、担当者として意見聴取を受けており、AG合意及び本件省令の制定経緯等を認識していたから殺菌の目的は十分理解しており、③被控訴人A2の供述調書（丙A83）には噴霧乾燥器内部を一定時間100℃程度の高温に保てば一般的な細菌が死滅すると考えていたという内容が含まれていた、④本件任意取調べは長期にわたっており、殺菌について誤った解釈を伝えたとしても経産省等に確認すればすぐに誤りが判明するなどの点を指摘して、本件任意取調べが違法ではない旨主張する。

しかし、上記①に理由がないことは前記のとおりである。上記②について、AG合意の確定前にヒアリングとして業界の実情を踏まえた意見を述べる機会を与えられ、その後も経産省の担当者等から政省令の改正案

の送付を受け意見を述べる機会を与えられていたとしても、上記2(2)イ認定の事実経過に照らすと、本件省令にいう「殺菌」の解釈について確定的な認識が得られるか疑問がある上、前記のとおり、本件要件への該当性については、経産省の担当者ですら公安部との打合せの初期の段階において本件要件への該当性に肯定的な見解を示すことは難しい検討状況であるなどとしていたのであるから、被控訴人A2が法令の解釈として「殺菌」の目的等についての的確な認識を得ていないし容易に得ることができたともいえない。上記③については、同調書添付資料3資料④（AG合意確定前の平成24年1月24日の打合せ記録）に調書本文のような記載（100度等高い温度で保つと滅菌、殺菌できる）があることに関連しての供述であるが、上記打合せ記録は箇条書きの簡素なものであるところ、そこにいう「滅菌、殺菌」が後に制定される本件省令の用語を想定して述べたものであるか疑問の余地がある（上記供述のとおり、被控訴人A2は、殺菌について単に菌が死ぬ程度の認識であった）上、同打合せ記録のすぐ上部には「スプレードライヤの中での滅菌、殺菌の概念はない」という記載もあり、これに基づき同調書中に記載された被控訴人A2の供述が輸出規制全般更には本件要件へ捜査機関解釈を正しく理解した上でされたものと確言することはできない。上記④についても、もともと曖昧な本件省令の規定の解釈について取調べに当たった捜査担当者のした解釈が明らかに誤りと被聴取者に言えるものでもない。したがって、控訴人A2の上記主張は、採用することができない。

カ なお、被控訴人A2は、D警部補が、取調べが始まる前に供述調書の内容を事前に準備していたことや被控訴人A2が依頼したにもかかわらずペンを貸与しなかったことを違法事由として主張するが、被控訴人A2に対する取調べは継続的に行われていたのであるから、当日の取調べを行う前に、それまでに聴き取った内容をまとめて、供述調書に記載しておくこと

5 自体が直ちに不合理とはいえず、被控訴人A2がペンを利用して自傷他害行為に及ぶ可能性を考慮して貸与を控えることも不合理とはいえない。

また、被控訴人A2は、供述調書の読み聞かせが行われなかった上、その内容の確認及び修正の妨害行為があったとも主張する。甲188には、
5 X巡査長（以下「X巡査長」という。）が被控訴人A2について逮捕の際
弁解録取書の読み聞かせがされていなかったという趣旨の指摘をしている
ことに照らし、D警部補の取調べにおいて読み聞かせを着実に励行し
ていたか疑問の余地がある上、被控訴人A2は、確認及び修正の妨害行
10 為を具体的に主張、供述するところ、上記のとおりD警部補の供述が全
体として直ちに採用できないことからすると、被控訴人A2のいうよう
な妨害行為がおよそなかったかどうかは疑問の余地もある。しかし、被
控訴人A2は、供述調書の内容は確認している旨供述し（被控訴人A2）、
各供述調書につき最終的には内容に誤りがないことを確認した旨記載さ
15 れた脇に自ら署名指印をしていることからすると、これらについて明確
な違法事由が認められるとまでいうことはできない。もっとも、これら
の事由が認められないとしても、本件任意取調べが違法である旨の上記
判断を左右するものではない。

(3) 弁解録取書作成の違法について

ア 前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人A2の第1
20 事件逮捕後の弁解録取の経緯等について、以下の事実が認められる。

(ア) D警部補は、令和2年3月11日、被控訴人A2を逮捕後、同被
控訴人の弁解録取（刑事訴訟法203条1項、本件弁解録取）を行った。

D警部補は、本件弁解録取時、「社長のA1と現顧問のBから指示さ
25 れた『非該当で輸出する』との方針に基づき」（本件記載箇所）との記
載がある本件弁解録取書1を事前に作成し、それを被控訴人A2に示し
た。

被控訴人A2は、D警部補に対し、本件記載箇所を削除し、「ガイド
ランスに従って、許可の申請の要らないものと考え輸出した」との文言に
修正するよう求めた。被控訴人A2の要請を受けたD警部補は、本件記
載箇所を削除、修正することに同意し、パソコンのキーボードをたたいて
編集しているような動作をし、被控訴人A2の要請どおり修正したよ
うに装った。

D警部補は、本件記載箇所を被控訴人A2が要求した修正内容と異な
り、社長らと共謀して無許可で輸出したという趣旨の内容に書き換え、
その内容で作成した本件弁解録取書2を印刷した。D警部補は、本件弁
解録取書2を被控訴人A2に示し、署名指印を求めた。被控訴人A2は、
本件記載箇所に要請した修正が行われているかを確認することなく、本
件弁解録取書2に署名指印した。

被控訴人A2は、本件弁解録取書2に署名指印後、改めて本件弁解録
取書2を確認したところ、修正を要請した本件記載箇所が、被控訴人A
2の求めた修正内容とは異なる内容に修正されていることに気付き、D
警部補に強く抗議した。

(以上につき、甲162、被控訴人A2、証人E2、証人K)

(イ) D警部補は、被控訴人A2から抗議を受け、当初の文言から本件
記載箇所を削除した本件弁解録取書3(丙A107)を改めて作成した。
被控訴人A2は、本件弁解録取書3に署名指印をした(甲162、丙A
107、125、被控訴人A2)。

(ウ) D警部補は、上記弁解録取手続の終了後、本件弁解録取書2を自
身で裁断して廃棄した。

(エ) その後、上記手続の補助をしていたX巡查部長が、弁解録取書が
取り直されたことなどを公安部内で話題とした。これを受けて、D警部
補は、令和2年3月25日、本件弁解録取書2を裁断したことについて、

手続後に不要文書用の茶箱に入れていることを失念し、過失により裁断機で裁断してしまったと説明する報告書（丙A125）を提出した。

（以上につき、乙53、丙A125、証人D、証人X）

イ 事実認定の補足説明（上記ア(ア)について）

5 (ア) 控訴人等は、被控訴人A2は、本件記載箇所の記載がある本件弁解録取書2に、当初は納得した上で署名指印したものの、その後、内容の訂正を求めたことから、D警部補は、改めて被控訴人A2の要望に沿った本件弁解録取書3を作成し、本件弁解録取書2は不要であると判断し裁断してしまったと主張し、D警部補は、これに沿う供述をする（乙10、証人D）。

10 15 20 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

しかし、D警部補の供述によれば、D警部補は、被控訴人A2が組織的な犯行であることを認める本件弁解録取書2の内容に納得し、署名指印したにも関わらず、これを廃棄していることになる。上記供述は、本件が組織的犯行であるとの公安部の見立てに沿った内容であって、被控訴人会社及び被控訴人A1ら3名の有罪立証に有効な証拠であるのみならず、今後被控訴人A2が組織的犯行を否定した場合に、同人の供述が一貫していないことを示す重要な証拠にもなり得ることからすると、安易に廃棄することはおよそ考え難い。加えて、D警部補自身は、被控訴人A2から本件弁解録取書2の訂正を求められた直後にE1警部にその対応を相談したというのであるから（丙A125）、その弁解録取書の取扱いは慎重に行っていると考えられることに照らすと、過失によって裁断したというのは不自然であり、D警部補が本件弁解録取書2を不要だと思い、裁断、廃棄してしまったという同人の供述は採用することができない。

他方、本件弁解録取書2及び本件弁解録取書3の作成に関する被控訴人A2の供述は、E2警部補及びK警部補が、本件弁解録取に立ち

5 会っていたX 巡査部長から聞いたとする内容とも合致しており（証人 E 2、証人 K）、十分信用できる。なお、上記認定のうち、廃棄された本件弁解録取書 2 の記載内容については、その趣旨をいう被控訴人 A 2 の供述について直接の裏付けが存在しない。しかし、本件弁解録取書 2 が現に捜査担当者の手で廃棄されており、そのような裏付けを被控訴人 A 2 に求めるのは困難であって、上記記載内容については同被控訴人の供述に従って認定するのが相当である。

10 (イ) ところで、X 巡査部長は、当審において陳述書（乙 5 3）を提出した上、証人尋問で本件弁解録取状況等について要旨次のとおり供述した。すなわち、X 巡査部長は、① D 警部補は白紙に弁解録取内容を下打ちしたものを被控訴人 A 2 に確認すると、同被控訴人は、被控訴人 A 1 及び亡 B の指示により本件噴霧乾燥器 1 を非該当で輸出したわけではない旨を述べた、② D 警部補の質問とこれに続く同被控訴人の説明があった後、D 警部補がそれは二人から指示された方針に基づき非該当で輸出していたということになるのではないですかと述べると、同被控訴人は「まあ、はい」などと述べ、印字された弁解録取書をきちんと確認した上で署名指印したので自分としては同被控訴人が納得して署名指印したと思っていたこと、③ しかし、その後しばらくして、同被控訴人が「内容が違う、こんなことをするなんて」と申し立て、撤回を要求したので、D 警部補が改めて弁解録取書を作成して同被控訴人に確認を取り、同被控訴人が 2 通目の弁解録取書（本件弁解録取書 3）に署名指印したこと、④ D 警部補は 1 通目の弁解録取書（本件弁解録取書 2）を二つ折にして茶箱に入れたこと、⑤ 自分は、同僚との懇親の場で、D 警部補が弁解録取書を取り直したことなどについて話したところ、外事一課内で事実確認が行われ、1 通目の弁解録取書については D 警部補が誤廃棄したことが判明したことなどの事実経過であると供述しており、この供述は、上記 D 警

15

20

25

部補の供述とおおむね合致するものである。

しかし、本件弁解録取書3の作成経緯について、上記X供述のとおりであるとすると、被控訴人A2は、当初弁解録取の内容が異なる旨を述べたが、D警部補とのやり取りを経て納得し、署名指印したのに、後で内容が違うとして撤回を求めたということになるが、一度Dとのやり取りで納得して署名指印したのに、内容が違うと言い出したということ自体いささか不自然であり、被控訴人A2を一度は納得させたD警部補がこれを受けて再度弁解録取書を作り直したというのも不自然である。さらに、X巡査部長が付けていたノート（甲204）には、取調べ状況における被控訴人A2の発言のメモがあるところ、その内容は、「ハについては非該当と解釈していました」「RL-5は飛散防止等の機能はない、ハについてのあいまい性はあったが、Bさんの言葉などから非該当を判定していました」「指示はなかった。何故言ったことが～」「不正でもない、非該当とする方針なんてなかった」「私の解釈が正しかったのかは知らないが全自動CIP、薬液等が入るものと考えていた」「会社として申請せずに輸出したことは事実だが、不正ではない」などの記載がある。この記載から合理的に推認できる被控訴人A2の弁解は、本件噴霧乾燥器1の輸出については、亡Bの言葉などから非該当と判定したが、自分も規制対象は全自動CIP付きのものと考えていたのであり、二人からの指示などなく、そもそも輸出は不正ではなかったというものといえる。このような被控訴人A2の弁解について、二人からの指示により非該当で輸出したと要約することは不当であり、被控訴人A2がD警部補とのやり取りにより当初の弁解録取書の記載に納得したということは信用し難い。なお、D警部補が本件弁解録取書2（証人Xのいう1通目の弁解録取書）を廃棄したことについて、乙53では、私自身その時は、D警部補が1通目の弁解録取書を廃棄してしまうとは思っていな

KがX巡査部長から弁解録取時の状況を聞いたなどとしていることにも照らすと、X供述中、上記ノートをおよそ他人に見せることを予定していなかった旨の部分は直ちに採用できない。そうすると、上記ノート写しの作成過程が不明確であるとしても、その取得自体が強度の違法性のある行為とは直ちにいうことはできず、少なくともX供述の弾劾証拠として甲204を提出することが信義則に照らし許容されないということとはできない。

ウ 以上に基づいて判断する。上記認定事実ア(ア)のとおり、D警部補は、被控訴人A2の弁解録取書を作成するに当たり、被控訴人A2の指摘に沿った修正をしたように装い、実際には被控訴人A2が発言していない内容を記載した本件弁解録取書2を作成し、同被控訴人に署名指印をさせたことが認められる。このようなD警部補の行動は、偽計的な方法を用いて、被控訴人A2が了解していないばかりか、その真意と異なる捜査機関側の見立てに沿った内容の記載をした弁解録取書に署名指印をさせるものであって、被控訴人A2の自由な意思決定を阻害することが明らかな態様による弁解録取手続をしたものといわざるを得ず、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を免れない。

4 第1事件勾留請求の違法性について

(1) 被控訴人らは、C1検事がC3検事からの引継ぎを受けるに際して経産省相談メモの共有を受けたはずであること、また、C1検事自身令和元年6月の着任後令和2年3月までに複数回公安部から検事相談を受けていたことなどを前提として、C1検事において公安部の実験結果に依拠して本件噴霧乾燥器1の最低温箇所を特定し、また、不合理な本件要件ハ捜査機関解釈を是認して第1事件勾留請求をしたことは違法である旨主張する。

(2) まず、最低温箇所の特定の点について検討すると、C1検事が勾留を請求した時点で同人の下に送付されていた証拠は、認定事実(7)イのとおりであり、

これによれば、①噴霧乾燥器のメーカーの技術営業部本部長が本件噴霧乾燥器 1 において最も温度が上がりにくい箇所はバグフィルタの下部であると説明していること、②本件噴霧乾燥器 1 を空焚きした場合、バグフィルタの下部でも 6 時間以上にわたり 100℃以上の温度を継続できること、③大腸菌及び野兔病菌は 1 時間にわたり 75℃の乾熱を当てることで死滅すること、④細菌についての専門的知識を有する大学教授が噴霧乾燥器で細菌を粉体化させた場合であっても、同様に熱を当てることで細菌を死滅させることができると説明していることに加えて、⑤外為法に基づいて輸出規制を行っている経産省が本件噴霧乾燥器 1 は規制対象貨物に該当し得る旨の回答をしていることが認定できる。他方で、⑥ C 1 検事の手元には、本件噴霧乾燥器 1 で最も温度が上がりにくい箇所が他に存在することをうかがわせる証拠（具体的には、その旨を指摘する B や被控訴人会社の従業員らの供述調書やその供述内容を記載した捜査報告書等）はなかった。

勾留請求の要件としては、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があることを要するところ、上記事実によれば、C 1 検事が、本件噴霧乾燥器 1 の最低温箇所を「バグフィルタ下部」と特定し、粉体化された細菌を用いた実験が行われていなかったとしても、本件噴霧乾燥器 1 は空焚きの方法によって機器内の特定の 1 種類以上の有害な細菌を全て死滅させることが可能であると判断したことは、送付されてきた証拠からすれば必ずしも不合理的な判断とまではいえない。

この点について、被控訴人らは、①本件噴霧乾燥器 1 に測定口が存在することが把握できれば、当該箇所の温度が上がりにくいことが容易に想像できたはずであること、②公安部が行った実験は、粉体で、かつ堆積した状態での大腸菌等の耐熱性を確認するものではなく、不十分な内容であることなどを主張する。しかし、上記のとおり、送致時の捜査資料には噴霧乾燥器のメーカーの従業員の供述を記載した捜査報告書及びこれに基づいて行われた本

件噴霧乾燥器 1 の温度測定結果の捜査報告書があり、これらによれば温度が上がりにくい箇所は装置末端の排風機後の管、サイクロン下部又はバグフィルタの下部と特定され、それを裏付ける実験結果があったのであるから、第 1 事件勾留請求の時点で上記①のとおり判断できたか疑問の余地がある。また、②の点については、送付された証拠には、細菌に関する専門的知識を有する大学教授が、粉体化した細菌についても同様に熱を当てることで死滅するとの見解を述べるものがあったことから（認定事実(3)ウ）、C 1 検事において、この時点で、改めて粉体化した大腸菌を使った実験が必要であると判断しなかったことが不合理であるとまではいえない。

(3) 次に、C 1 検事が上記勾留請求に際し、本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことについてみると、AG 合意の経緯、内容を子細に検討すると、AG 合意及び本件テクニカルノートの記載と本件省令の規定及び本件通達の解釈とで乖離があることに気付くことは可能であったと考えられる上、C 1 検事は着任後複数回にわたり検事相談を受けていて相応に本件事案の内容を把握していたところ、従前 C 3 検事は、自らの検事相談に際し経産省メモの少なくとも一部の提供を受けており、客観面の立証可能性について疑問を投げかけ、経産省の見解の変更について疑問を抱いていたとみられること（認定事実(7)ア）も併せ考えると、C 1 検事においても第 1 事件勾留請求の時点で本件要件ハ捜査機関解釈が採用し難いとの結論に至ることがあり得たともいえる。しかし、本件要件ハの解釈については、特段の前例がなかったところ、経産省が本件要件ハ捜査機関解釈を是認するかのような対応を取っており、これを裏付ける関係資料（丙 2～4）が存在していたこと、C 1 検事は、引継ぎに際し C 3 検事から経産省相談メモの引継ぎを受けていたことを否定しているところ（証人 C 1）、これが事実と異なると認める証拠もないことを考慮すると、同検事が同時点で本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことが一概に不合理であるとは言い切れない。

(4) そうすると、C1 検事が第1事件勾留請求をしたことが国家賠償法1条1項の適用上違法であるということとはできない。

5 第1事件公訴提起の違法性について

(1) まず、最低温箇所の特定について検討する。

5 ア C1 検事は、本件噴霧乾燥器1に関して、アイエスジャパンの従業員の供述を記載した捜査報告書から、最も温度が上がりにくい箇所を「バグフィルタの下部」であると特定した上で、本件噴霧乾燥器1が本件要件ハを満たし規制対象に当たると判断し、第1事件公訴提起をしたものである。

10 しかし、認定事実(7)エのとおり、C1 検事は、第1事件公訴提起前の時点で、他の検察官から、被控訴人会社製の噴霧乾燥器には温度が上がりにくい箇所があると指摘する被控訴人会社の従業員らの供述状況について報告を受けていたことが認められる。そのうちPの供述内容は、ダクトや測定口などのパイプになっている箇所は熱風が通らない吹き溜まりになるため一番温度が上がりにくいこと、最低温箇所の温度は50～60℃くらいだと思いうため、被控訴人会社製の噴霧乾燥器では殺菌はできないことを述べるものであり、温度が上がりにくい理由を説明した上で、測定口等の具体的箇所を指摘するものであった。また、Qの供述内容は、温度の上がりにくい箇所として製品の回収容器や風が流れない箇所、空気が淀んだ箇所を挙げ、その温度が60℃程度になるのではないかという意見を述べたものであり、Sの供述内容は、機器の運転中に手で触れたりおでこをつけたりできる箇所があり、その付近は温度が上がっていないから殺菌ができないという意見を述べ、おでこを付けているというのは点検口（測定口と同箇所を意味する（弁論の全趣旨）。）であると指摘したものであった。

25 アイエスジャパンが最低温箇所を推定した根拠は、乾燥室以降は温度を上げる装置が無い場合、装置末端の排風機に行くほど温度が下がること、

熱風は上昇する特性があることであつたところ、Pらの上記各供述は、噴霧乾燥器内には熱風が通らない箇所があるという器械の構造・形状上の問題を根拠とするものであつたこと、Pらの被控訴人会社における職務経験から、いずれも被控訴人会社製の噴霧乾燥器の構造等を熟知していると考えられたことからすると、アイエスジャパンからの聴取内容を前提とする公安部の温度測定実験の結果は、Pらの供述内容を排斥するには十分でなかつたといふことができる。そして、Qが挙げた製品の回収容器については噴霧乾燥器の内部ではないから考慮しないとする余地があつたとしても、P及びSの供述は、噴霧乾燥器内部の温度が上がりにくい箇所として測定口等を具体的に指摘したものであり、それらの箇所と公安部による本件噴霧乾燥器1の温度測定実験の測定箇所とが重なり合わないことは、本件噴霧乾燥器1の写真や図面を示してPらに確認するなどの方法により、容易に把握することが可能であつた。そうすると、Pらの指摘は、公安部による本件噴霧乾燥器1の最低温箇所の特定方法及び結果に疑問を抱かせるものであつて、有罪立証をする上ではこの点について検証することが当然に必要な捜査であつたと認められる。その上で、前記認定のとおり、被控訴人会社及び被控訴人A1ら3名の弁護人が公判前整理手続中に証拠申出した再実験の結果報告書によれば、本件噴霧乾燥器1の乾燥室測定口の最高温度は、大腸菌、ペスト菌及び野兎病菌の死滅温度に全く到達しないこと（認定事実(9)ウ(ア)）、⑥弁護人の再実験を受けて、検察官において再度実験を行ったものの、有罪立証が困難と判断して公訴取消しに至つたこと（認定事実(10)）も踏まえると、再度の温度測定を行つていれば、本件噴霧乾燥器1の一部の箇所は細菌を死滅させるに至らないことは容易に把握することができたといえる。

そうすると、C1検事が通常要求される捜査を遂行すれば、本件噴霧乾

燥器 1 が本件要件ハの規制対象に当たらないことの証拠を得ることができたといえるから、被控訴人会社及び被控訴人 A 1 から 3 名に有罪と認められる嫌疑があると判断した C 1 検事の判断は合理的な根拠を欠いているというべきである。

5 イ これに対し、控訴人国は、P らの供述には変遷があつて信用ができないから、同所の温度を測定する追加捜査をしないことは不合理ではないと主張する。確かに、P は、公安部の取調べにおいて、O 検事に対する供述とは異なり、本件噴霧乾燥器 1 でも殺菌できる旨供述していたことが認められる（丙 3 2 の 1）。しかし、P は、O 検事の取調べにおいて、公安部の
10 取調べの際には、規制対象の菌とか温度とかについて詳しくはなかったところ、「もう菌が少しでも死んだら殺菌になるっていう答えだったんで」一部の菌でも殺菌できれば本件要件ハに該当すると考えており、また、取調官からは殺菌ができない可能性がある最低温箇所について質問されなかったために話す機会がなかったという説明をしているところ（甲 1 5 0）、
15 丙 3 2 の 1 の調書は、「薬剤、熱風による殺菌は可能です」との概括的な記載があるものの、菌の種類、具体的な温度の数値についての記載が全く見当たらないまま、本件要件ハについて「当社の噴霧乾燥器は機種を問わず、装置内部に高温が行き渡る構造になっているため、全て該当することになります」との記載となっている。上記甲 1 5 0 における P の供述内容
20 に加えて、前記で認定した D 警部補の被控訴人 A 2 に対する取調べの態様も併せ考えると、公安部の担当官は、P に対する取調べに際して、ある微生物の一部でも感染能力が失われれば殺菌に当たり得るなど誤導的な説明をして、これを前提に捜査機関の見立てに整合的な供述を引き出した可能性
25 があることを否定することができない。仮にこの点を措くとしても、P の供述の公安部取調べ段階と検察官取調べ段階の齟齬は、これを注意深く検討すれば、不合理な供述の変遷・矛盾と評価すべきではなく、かえって

公安部の取調べ内容の信頼性に疑問を抱くきっかけとなるべき事情であったというべきである。

さらに、Q及びSも同様に、それぞれO検事及びR検事の取調べにおいて、公安部の取調べの際には、殺菌という定義が曖昧で、少しでも菌が死ねば殺菌できるといえるのかもしれないと考えていたなどと説明していたこと（甲153、155）が認められる。Pらの公安部の取調べにおける供述調書（丙32の1ないし35、44ないし46）には、取調べに際して本件要件ハ捜査機関解釈の内容について説明を受けたことをうかがわせる記載はなく、もともと「殺菌」の定義は一般人にとって一義的に明らかではないことからすると、Pらが上記のように考えていた可能性を直ちに排斥することは困難であるし、最低温箇所の特定制及び同箇所の温度については、温度測定実験によって客観的に明らかになる事柄であって、Pらがその点について殊更に虚偽の供述をする理由も見当たらない。そうすると、控訴人国の上記主張は、採用することができない。

(2) 次に、本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことの合理性について検討する。

ア 証拠（甲176の1ないし9、証人K、証人C1）によれば、次の事実が認められる。

(ア) 公安部の担当官は、検事相談の後、外事第一課名義で、「検事連絡について」と題する検事相談メモを作成していた。また、公安部の担当官は、作成名義を表示しないメモ（経産省相談メモと同様の形式である）として、公訴提起後、公判検事との打合せ結果メモを作成していた（これらのメモについては、その記載内容、形式等に照らして、個々の発言のニュアンスはともかく、公安部の担当官が理解した限りでの検事からの指摘事項等が記載されているものと認められる。）。

(イ) 平成30年12月12日の検事相談メモ（甲176の1）によると、

当時の担当検事は、被控訴人A2のCIP付きが該当だと思っていたとの判断をおかしいとは一概に否定できず、乾熱などの殺菌方法について検討していなかった理由について妥当性があるかどうかの問題となる旨指摘していた。

5 (ウ) 平成31年4月26日の検事相談メモ(甲176の2)によると、
C3検事からは、①「定置したまま殺菌できる」の定義が曖昧であるとする
と問題であり、現在ではなく行為当時の状況においても被控訴人会社
の解釈が不合理であることを示す必要がある、②外国では本件要件ハ
をどのように判断していたのか明らかにしてほしい、③経産省相談メモ
10 をみると、当初経産省にも非があった旨の言葉があったと思われるが、
なぜ経産省は意見が変わったのか、経産省が理論的に公判に耐えられる
だけの根拠を持っているかどうかを明らかにしてほしい、⑤被控訴人A
1は、本件要件ハ捜査機関解釈では全て該当となってしまうと主張して
いるが、日本で出回っている噴霧乾燥器で非該当の例はないかなどの指
15 摘があった。

(エ) 令和元年7月5日付けの検事相談メモ(甲176の4)によると、
C1検事は、①仮に被控訴人会社が本件噴霧乾燥器1について経産省に
許可申請していたらどうなっていたのか、申請をしていれば許可が出て
いたということかどうか、②経産省と被控訴人会社とのやり取りで、経
20 産省は被控訴人会社の噴霧乾燥器が該当となると把握していたとみられ
るのに、申請がされないことをおかしいとは思わなかったのかを質問し
た。

(オ) 令和元年8月13日付けの検事相談メモ(甲176の6)によると、
上記(エ)の質問に関連して、公安部担当官は、経産省は個別申請につき
25 輸出先に問題がなければ基本的には許可を出すという立場であり、本件
噴霧乾燥器1についても申請を出していれば許可していた旨説明してC

1 検事の理解を得たという経緯があった。

(カ) 第1事件逮捕後の令和2年3月24日付けの検事相談メモ（甲176の6・7）によると、C1検事は、同日の検事相談において、①被控訴人会社らの弁護士は、規制内容とAG原文とが異なるという主張をしているところ、そのような考え方が業界においてどれだけ受け入れられているかが重要である旨、②被控訴人会社らが殺菌の定義につき曖昧だから経産省にはっきりしてほしいとしていたのに経産省も対応せず犯行当時に判断基準がなかったという主張に合理性があるのであれば問題である旨の指摘をした。同検事相談に出席したK警部補は、同日、（藤崎電機以外の）メーカーは非該当で判断しているが問題はないのかをC1検事に確認したところ、C1検事がそんな話は聞いていなかったとしてこれを問題視する趣旨の発言をしたので、この点はE1警部が後で説明しますと述べて帰庁し、E1警部にその旨報告した。その後、E1警部がC1検事に電話で他の会社に係る捜査状況を説明した。

イ 以上によれば、C1検事は、令和2年3月24日の時点では、被控訴人会社らの弁護士から、本件要件ハ捜査機関解釈がAG合意の内容と異なることについての疑問を伝えられていたから、この時点では、本件要件ハの捜査機関解釈について疑念を持つに足りる状況にあったということが出来る（なお、C1検事は、国内法でAG合意をどのように規定するかはAG合意に縛られるものではなく、国内法がAG合意よりも緩く規制するのは不当であるが、そうでなければ経産省が判断して決められると考えていた旨述べるが、単に省令を改正することによって上乘せ規制を設けることは基本的に許されず、仮にそうであればその旨を事前に明確にすべきであり、上記のような考え方を採用することが相当ではないことは既に述べたとおりである。）。さらに、C1検事は、同日には、K警部補から、業界の他社においても、噴霧乾燥器が非該当であるとして対応していたとみられる

5 ことを指摘され、これを問題視したが、この点について、その後、公安部からC1検事に対し、合理的な説明があったことはいえられない。そして、C3検事からの引継ぎの具体的態様は明らかではないが、輸出管理規制を所掌する経産省の解釈の重要性に鑑みれば、この段階でC1検事からC3検事に確認等すれば、経産省の解釈に変遷があり、その変遷に十分な合理性を有する説明がなかったことが判明したものとみられる。

10 以上を総合すると、法令解釈は最終的に裁判において決定されるものであり、本件要件ハ捜査機関解釈を採用することがおよそ不合理であったとまではいえないとしても、本件要件ハ捜査機関解釈を維持することについては疑念が残る状況であり、これを前提に公訴を提起するかどうかについては、なお、慎重に判断するのが適切であったというべきである。

15 (3) 検察官の公訴提起の違法性については、公訴の提起時において、検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案しても合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑がなかった場合には、同公訴提起は国家賠償法1条1項の適用上違法というべきである（最高裁昭和59年（オ）第103号平成元年6月29日第一小法廷判決・民集43巻6号664頁参照）。

20 上記認定判断のとおり、C1検事が最低温箇所について、通常要求される捜査を遂行すれば、本件噴霧乾燥器1が本件要件ハの規制対象に当たらないことの証拠を得ることができたといえるから、被控訴人会社及び被控訴人A1ら3名に有罪と認められる嫌疑があると判断したC1検事の判断は合理的な根拠を欠いているといえる。そして、第1事件公訴提起に際して本件要件ハ捜査機関解釈を維持することの相当性についても疑念が残る状況であった。そうすると、第1事件の公訴事実については、合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑がなかった場合に該当するというべきである。したがって、
25 第1事件公訴提起は、国家賠償法1条1項の適用上違法である。

6 第2事件勾留請求及び第2事件公訴提起の違法性について

上記認定のとおり、C1検事としては、第1事件公訴提起に際して、被控訴人会社の従業員らが指摘する測定口の温度測定を行うことが通常求められる捜査として必要であったといえ、これを遂げていれば、本件噴霧乾燥器1において最も温度が上がりにくい箇所では大腸菌等の捜査機関が対象としていた細菌を死滅させることができないことは把握できたはずである。そして、第2事件で問題となっている本件噴霧乾燥器2についても、本件噴霧乾燥器1と同様に、乾燥室内に温度や圧力を測定するための測定口がある点で構造は類似していることからすれば、本件噴霧乾燥器2が本件要件ハの規制対象に当たるかを明らかにする上では、測定口等の温度の検証を行うことが当然に必要であったといえる。その上で、この点に関する捜査を遂げていれば、本件噴霧乾燥器2に関しても、乾燥室測定口の部分の温度が、細菌を死滅させるに至らず、本件要件ハの規制対象に当たらないことは容易に把握できたはずである（認定事実(9)ウ(イ)）。また、同検事が第2事件勾留請求及び第2事件公訴提起に際して本件要件ハ捜査機関解釈を維持することの相当性についても疑念が残る状況であったことは第1事件公訴提起時の状況と同様である。

そうすると、第2事件勾留請求に際して、C1検事が被控訴人会社及び被控訴人A1ら3名につき犯罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある旨判断したことについては合理的な根拠がないことが明らかであり、第2事件公訴提起についても、公訴事実について合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑がなかった場合に該当するといふべきである。したがって、第2事件勾留請求及び第2事件公訴提起は、いずれも国家賠償法1条1項の適用上違法である。

7 損害の発生及び損害額について

(1) 被控訴人会社

ア 信用毀損

1000万0000円

被控訴人会社は、昭和55年に創業し、噴霧乾燥器の設計、製造、販売等を主力事業として発展し、同社製の噴霧乾燥器が国内市場の7割を占める企業となり、第1事件逮捕及び第1事件公訴提起当時、国内における最大のシェアを誇る企業であった（甲1、甲161、被控訴人A1）。

5 しかし、控訴人らの違法な本件各逮捕及び勾留請求（勾留請求については第2事件に係るもの。以下同じ。）並びに本件各公訴提起により、被控訴人会社は、軍事転用可能な被控訴人会社製の噴霧乾燥器を中国及び韓国に不正に輸出した疑いがあるなどとして被控訴人会社及び被控訴人A1ら
10 3名の実名とともに複数のマスメディアによって広く報じられた（以下「本件各報道」という。甲113の1ないし甲114の6）。

 本件各報道は、被控訴人会社の主力事業である同社製の噴霧乾燥器の輸出取引について本件噴霧乾燥器1のみならず本件噴霧乾燥器2についても不正輸出をした疑いがあるとして立て続けに被控訴人会社の幹部3名が逮捕・勾留及び公訴提起されたというものであり、組織ぐるみの犯行をも疑
15 わせ得る被控訴人会社の信用に直結する内容であったといえる。更に、本件各報道の結果、被控訴人会社は、銀行や大手取引先から取引を停止され、資金繰りに窮するようになったり、新規の受注も減少したりするなど、具体的な損害を算定するのは困難であるとしても、その経営にとり大きな支障が生じたことがうかがわれる（甲161、被控訴人A1）。したがって、
20 被控訴人会社の信用は、控訴人らの違法行為に起因する本件各報道により大きく毀損されたと認められる。

 本件各事件は公訴棄却となり、そのこともマスメディアを通じ広く報道されているが（甲109、110）、このことを踏まえても、上記のとおり被控訴人会社が本件各報道により受けた影響の大きさ、控訴人らの違法
25 行為の内容、被控訴人会社が本件各事件の弁護や信用回復のために要した営業上の労力などの諸般の事情も併せて考慮すると、控訴人らの違法行為

に起因する本件各報道により被控訴人会社の信用が毀損されたことによる損害額は1000万円とするのが相当である。

イ 被控訴人会社が要した実験費用 2073万5843円

被控訴人会社は、本件各事件で被控訴人会社及び被控訴人A1ら3名が本件各公訴提起をされたことから、公判での訴訟上の防御活動として、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」性能を有しないことを立証するため、本件各噴霧乾燥器の同型機を用いて72回（本件噴霧乾燥器1（26回）、本件噴霧乾燥器2（46回））の実験を実施したこと、実験に要した使用料相当額は1040万円、試験機材等購入費が199万7964円、経費を含む人件費が833万7879円であったことが認められ、その合計額は、2073万5843円となる（甲15ないし22の2、甲119ないし124の7、弁論の全趣旨）。

公安部が本件要件ハ捜査機関解釈という新規の解釈を前提に、本件各噴霧乾燥器について大腸菌等の特定の微生物を全て死滅させることができる性能を有していることを立証の柱としている本件事案の性質上、本件各事件の客観的構成要件該当性がないことを主張するために、本件各噴霧乾燥器内部の最低温箇所を特定した上、熱風を送り込んだ際に同箇所の温度が「殺菌」をするために必要な温度にまで上がらないことについて実験結果を提出することは、防御活動として必要なものであったと認められる。この点、上記2(1)ウで認定判断したとおり、被控訴人ら3名の逮捕勾留前や本件各公訴提起前に捜査機関においてその当否を決するに際し本件各噴霧乾燥器の最低温箇所の特定等のために72回の実験を要したとまでは認められないことに照らすと、上記実験費用の全額について相当因果関係が認められるかは検討すべき点である。しかしながら、公判担当検察官は、被控訴人らの弁護人から令和3年3月27日付けの温度測定結果報告書が提出された後の同年6月21日の時点においても、有害微生物が殺菌できる

のかどうかについてなお検討する必要があるとしていたこと（甲105）などを考慮すると、被控訴人会社が実施した実験が不必要で過剰なものであったとまで認めることはできない。そうすると、上記費用全額につき控訴人らの違法行為と相当因果関係の認められる範囲の損害として認めるのが相当である。

したがって、本件被控訴人会社のした実験に要した費用は、被控訴人会社の損害として認められる。

ウ 刑事弁護費用 6300万0000円

被控訴人会社は、本件各事件に係る被控訴人会社及び被控訴人A1ら3名の刑事弁護を和田倉門法律事務所の高田剛弁護士ら（以下「高田弁護士ら」という。）に依頼し、令和2年4月から令和3年8月まで、その前月に発生した本件各事件の刑事弁護費用として合計6332万3242円（令和2年3月から令和3年7月までの刑事弁護費用）を支払い（甲125の1ないし17）、さらに、本件各事件に係る成功報酬として、6310万4767円を支払ったこと（甲177ないし179の2）が認められる。

被控訴人会社の高田弁護士らへの刑事弁護費用の支払は、控訴人らの違法な本件各逮捕、勾留請求及び本件各公訴提起がなければ、その相当部分には必要のない支払であったといえる。また、噴霧乾燥器に関する輸出規制に違反したかどうかという本件各事件の事案の性質に照らして、依頼された弁護士が法律上及び事実上適切な防御活動をするためには、相当程度の専門的知識と時間・労力を要したことは容易に認められる。他方、私選弁護人においてその費用、報酬をどのように決定するかは基本的に依頼者と弁護士との間の契約で決定されるものであり、そのように決定された費用等の全額が当然に控訴人らの不法行為と相当因果関係があるということとはできない。本件においては、上記支払額が当初の費用分と成功報酬分とで

区別されているところ、本件の事案の概要、実験等に要する労力、噴霧乾燥器の規制について国際的、国内的な制度の調査の必要性等諸般の事情を考慮し、成功報酬額を除いた費用額を基準として6300万円をもって控訴人らの違法行為と相当因果関係のある損害と認めるのが相当である。

エ 被控訴人A1ら3名に支払った報酬

控訴人国 4185万8064円

控訴人国 4401万9353円

被控訴人会社は、被控訴人A1ら3名が、逮捕・勾留請求による身柄拘束又は保釈後の保釈条件（前提事実(5)オ）により業務遂行が困難となった期間、同人らに対して報酬を支払っているが（甲115の1ないし118の17）、その対価としての役務提供を受けることは事実上不可能であったものと認められる。被控訴人会社は、控訴人らの違法な本件各逮捕、勾留請求及び本件各公訴提起がなければ、被控訴人A1ら3名から支払った報酬に対する役務提供を受けることができたはずであるから、同人らへの報酬の支払は、被控訴人会社の損害と認めるのが相当である。

したがって、被控訴人会社が被控訴人A1ら3名に支払った報酬（令和2年3月分から令和3年7月分、ただし令和2年3月分は同月11日以降の報酬額に限る。）の合計4401万9353円（被控訴人A13178万8709円、亡B20万3225円、及び被控訴人A21202万7419円）は、被控訴人会社の損害である（いずれも1円未満切捨て）。

なお、被控訴人会社が支払った報酬に係る損害は、控訴人国の違法行為との間ではその全額が相当因果関係を認められるが、控訴人国の違法行為との相当因果関係が認められる範囲は、第1事件公訴提起日である令和2年3月31日以降に生じたもののみであり、その額は合計4185万8064円（被控訴人A13046万6129円、亡B9677円及び被控訴人A21138万2258円）である（いずれも1円未満切捨て）。

オ 小計	控訴人国 1 億 3 5 5 9 万 3 9 0 7 円
	控訴人 都 1 億 3 7 7 5 万 5 1 9 6 円
カ 本件訴訟の弁護士費用	控訴人国 1 3 5 0 万 0 0 0 0 円
	控訴人 都 1 3 7 0 万 0 0 0 0 円

本件事案の内容、訴訟の経緯及び被控訴人会社に生じた損害等に照らせば、控訴人国の違法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当の損害額は 1 3 5 0 万円、控訴人 都の違法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当の損害額は 1 3 7 0 万円とそれぞれ認めるのが相当である。

キ 小括	控訴人国 1 億 4 9 0 9 万 3 9 0 7 円
	控訴人 都 1 億 5 1 4 5 万 5 1 9 6 円

以上によれば、控訴人国は、被控訴人会社に対し、控訴人 都と連帯して合計 1 億 4 9 0 9 万 3 9 0 7 円の損害賠償義務を、控訴人 都は、被控訴人会社に対し、合計 1 億 5 1 4 5 万 5 1 9 6 円（ただし、1 億 4 9 0 9 万 3 9 0 7 円の限度で控訴人国と連帯して）の損害賠償義務を負う。

(2) 被控訴人 A 1

ア 経済的損害	2 4 0 万 0 0 0 0 円
---------	-------------------

被控訴人 A 1 は、控訴人らの違法行為により身柄を拘束され、保釈後も保釈条件（前提事実(5)オ）により被控訴人会社の代表取締役としての業務の遂行が困難となったことで、第 1 事件逮捕以前から令和 3 年 3 月まで受け取っていた代表取締役としての月額 2 0 5 万円の報酬が同年 4 月分から同年 7 月分までは月額 1 4 5 万と減額された（甲 1 1 5 の 1 ないし 1 7）。被控訴人 A 1 は、控訴人らの違法行為がなければ、令和 3 年 4 月分から同年 7 月まで月額 2 0 5 万円、合計 8 2 0 万円を得られたはずであるから、実際に得た報酬額 5 8 0 万円との差額 2 4 0 万円は、被控訴人 A 1 の損害と認めるのが相当である。

イ 慰謝料	控訴人国 3 7 0 万 0 0 0 0 円
-------	------------------------

控訴人都 400万0000円

被控訴人A1は、令和2年3月11日から令和3年2月5日までの33
2日間もの長期間にわたり身柄を拘束され、第1事件公訴提起日である令
和2年3月31日から公訴棄却決定がされる令和3年8月2日まで490
5 日間被告人としての地位に立たされた。また、被控訴人A1は、保釈され
た後も保釈条件により被控訴人会社への立入りや関係者との接触を制限さ
れ、実質的に代表取締役としての業務ができない状況を余儀なくされた。
更に、本件各報道では、上記のとおり被控訴人A1の実名も報道されてい
ることなど、本件に現れた事情に鑑みれば、控訴人らの違法行為によって
10 被控訴人A1が被った精神的苦痛を慰謝するための金額は、400万円と
認めるのが相当である。

なお、被控訴人A1の精神的苦痛に係る損害は、控訴人都の違法行為と
の間ではその全額が相当因果関係を認められるが、控訴人国の違法行為と
の相当因果関係が認められる範囲は、第1事件公訴提起日である令和2年
15 3月31日以降に生じたもののみであり、その額は370万円と認めるの
が相当である。

ウ 刑事補償法に基づく補償金（以下「刑事補償」という。）の控除後の損
害額

控訴人国 195万0000円

控訴人都 225万0000円

(ア) 控訴人国の違法行為と相当因果関係が認められるのは上記ア及び
イの合計額の610万円となるところ、刑事補償として交付を受けた4
15万を控除すると、被控訴人A1の損害額は控訴人国との関係では1
95万円となる。

(イ) 控訴人都の違法行為と相当因果関係が認められるのは上記ア及び
イの合計額の640万円となるところ、刑事補償として交付を受けた4

15万円を控除すると、被控訴人A1の損害額は控訴人国との関係では225万円となる。

エ 本件訴訟の弁護士費用 控訴人国 20万0000円
控訴人国 20万0000円
控訴人国 23万0000円

5 本件事案の内容、訴訟の経緯及び被控訴人A1に生じた損害等に照らせば、控訴人国の違法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当の損害額は20万円、控訴人国の違法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当の損害額は23万円の範囲でそれぞれ認めるのが相当である。

オ 小括 控訴人国 215万0000円
控訴人国 215万0000円
控訴人国 248万0000円

10 以上によれば、控訴人国は、被控訴人A1に対し、控訴人国と連帯して合計215万円の損害賠償義務を、控訴人国は、被控訴人A1に対し、合計248万円（ただし、215万円の限度で控訴人国と連帯して）の損害賠償義務を負う。

15 (3) 被控訴人A2

ア 経済的損害 465万0000円

20 被控訴人A2は、控訴人らの違法行為により身柄を拘束され、保釈後も保釈条件により被控訴人会社の取締役としての業務の遂行が困難となったことで、第1事件逮捕以前から令和2年6月まで受け取っていた取締役としての月額100万円の報酬が同年7月分から月額75万円と減額され、令和3年4月からは嘱託従業員となり報酬は月額40万円となった（甲118の1ないし17、被控訴人A2（甲162〔1頁〕）。被控訴人A2は、控訴人らの違法行為がなければ、令和2年7月から令和3年7月まで月額100万円、合計1300万円を得られたはずであるから、実際に得た報酬額835万円との差額465万円は、被控訴人A2の損害と認めるのが相当である。

イ 慰謝料

控訴人国 370万0000円

控訴人 都 450万0000円

(ア) 被控訴人A2は、令和2年3月11日から令和3年2月5日までの332日間もの長期間にわたり身柄を拘束され、第1事件公訴提起日である令和2年3月31日から公訴棄却決定がされる令和3年8月2日まで490日間被告人としての地位に立たされた。また、被控訴人A2は、保釈された後も保釈条件により被控訴人会社への立入や関係者との接触が制限され、実質的に取締役としての業務ができない状況となり、嘱託従業員となった。さらに、本件各報道で、上記のとおり、被控訴人A2の実名も報道されていることなど、本件に現れた事情に鑑みれば、控訴人らの違法行為によって被控訴人A2が被った精神的苦痛を慰謝するための金額は、400万円と認めるのが相当である。

なお、被控訴人A2の上記精神的苦痛に係る損害は、控訴人 都の違法行為との間ではその全額が相当因果関係を認められるが、控訴人 国の違法行為との相当因果関係が認められる範囲は、第1事件公訴提起日である令和2年3月31日以降に生じたもののみであり、その額は370万円と認めるのが相当である。

(イ) 被控訴人A2は、D警部補による偽計的な取調べ等により、本件要件ハの殺菌の意味を誤解させられて本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの殺菌ができる性能を持っていることを認める趣旨の供述調書や、発言していない内容を記載した弁解録取書に署名指印させられており、本件に現れた事情に鑑みれば、被控訴人A2がD警部補による一連の違法行為で被った精神的苦痛を慰謝するための金額は、50万円と認めるのが相当である。

ウ 刑事補償の控除後の損害額

控訴人国 420万0000円

控訴人 都 500万0000円

(ア) 控訴人国の違法行為と相当因果関係が認められるのは上記ア及びイの合計額の 835 万円となること、刑事補償として交付を受けた 415 万円を控除すると、被控訴人 A 2 の損害額は控訴人国との関係では 420 万円となる。

(イ) 控訴人国の違法行為と相当因果関係が認められるのは上記ア及びイの合計額の 915 万円となること、刑事補償として交付を受けた 415 万円を控除すると、被控訴人 A 2 の損害額は控訴人国との関係では 500 万円となる。

エ 本件訴訟の弁護士費用
控訴人国 42 万 0000 円
控訴人国 50 万 0000 円

本件事案の内容、訴訟の経緯及び被控訴人 A 2 に生じた損害等に照らせば、控訴人国の違法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当の損害額は 42 万円、控訴人国の違法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当の損害額は 50 万円の範囲でそれぞれ認めるのが相当である。

オ 小括
控訴人国 462 万 0000 円
控訴人国 550 万 0000 円

以上によれば、控訴人国は、被控訴人 A 2 に対し、控訴人国と連帯して合計 462 万円の損害賠償義務を、控訴人国は、被控訴人 A 2 に対し、合計 550 万円（ただし、462 万円の限度で控訴人国と連帯して）の損害賠償義務を負う。

(4) 被控訴人 A 3、被控訴人 A 4 及び被控訴人 A 5

ア 亡 B の経済的損害 194 万 5161 円

亡 B は、控訴人らの違法行為により身柄を拘束され、顧問としての業務の遂行が困難となったこと、令和 2 年 3 月 31 日をもって被控訴人会社との顧問契約が終了となった（甲 116、117）。亡 B は、控訴人らの違法行為がなければ、亡 B の病状の把握のため勾留執行停止が決定され、

勾留の執行が停止される日の前日である同年10月15日（甲51）までは被控訴人会社の顧問として月額30万円を得られていたはずであるから、本来得られた同年4月1日から同年10月15日までの報酬額194万5161円（1円未満切捨て）は、亡Bの損害として認めるのが相当である。

イ 亡Bの慰謝料

控訴人国450万0000円

控訴人都500万0000円

亡Bは、令和2年3月11日から勾留の執行が停止される同年10月16日までの220日間もの長期間にわたり身柄を拘束され、その後も勾留執行停止状態が続く中、令和3年2月7日、被告人としての地位のまま死亡した。亡Bは、違法な本件各逮捕及び勾留請求により、体調に異変があった際、直ちに医療機関を受診できないなどの制約を受けるだけでなく、勾留執行停止という不安定な立場の中で治療を余儀なくされていた。さらに、本件各報道により実名を含む報道をされていた中、公訴棄却の事実も知らぬまま死亡したことなど、本件に現れた事情に鑑みれば、控訴人らの違法行為によって亡Bが被った精神的苦痛を慰謝するための金額は、500万円と認めるのが相当である。

なお、亡Bの精神的苦痛に係る損害は、控訴人都の違法行為との間ではその全額が相当因果関係を認められるが、控訴人国の違法行為との相当因果関係が認められる範囲は、第1事件公訴提起日である令和2年3月31日以降に生じたもののみであり、その額は450万円と認めるのが相当である。

ウ 刑事補償の控除後の損害額

控訴人国347万0161円

控訴人都397万0161円

(ア) 控訴人国の違法行為と相当因果関係が認められるのは上記ア及びイの合計額の644万5161円となること、刑事補償として交付を

受けた297万5000円を控除すると、亡Bの損害額は控訴人国との関係では347万0161円となる。

(イ) 控訴人国の違法行為と相当因果関係が認められるのは上記ア及びイの合計額の694万5161円となるところ、刑事補償として交付を受けた297万5000円を控除すると、亡Bの損害額は控訴人国との関係では397万0161円となる。

エ 被控訴人A3らの相続

被控訴人A3	控訴人国	173万5080円
	控訴人国	198万5080円
被控訴人A4、被控訴人A5	控訴人国	86万7540円
	控訴人国	99万2540円

亡Bの損害額は、控訴人国については347万0161円、控訴人国については397万0161円となるところ、亡Bの相続により、被控訴人A3は、このうち法定相続分2分の1の割合による控訴人国について173万5080円（1円未満切捨て）を、控訴人国について198万5080円（1円未満切捨て）を、被控訴人A4及び被控訴人A5は、それぞれ法定相続分4分の1の割合による控訴人国について86万7540円（1円未満切捨て）、控訴人国について99万2540円（1円未満切捨て）を取得したものと認められる。

オ 被控訴人A3らの固有の慰謝料

被控訴人A3	100万0000円
被控訴人A4、被控訴人A5	50万0000円

被控訴人A3らは、控訴人らの違法行為により、亡Bが勾留され、その後、勾留の執行停止がされるも身柄拘束がいつ再開されるか分からない不安定な状態の中、亡Bとの最期の時間を過ごすことを余儀なくされた。被控訴人A3らは、夫であり父である亡Bとの最期を平穏に過ごすという機

会を控訴人らの違法行為により奪われたのであるから、このことにより被控訴人A3らが被った精神的苦痛を慰謝するための金額は、被控訴人A3は100万円、被控訴人A4及び被控訴人A5はそれぞれ50万円と認めるのが相当である。

5 カ 小計 被控訴人A3 控訴人国 273万5080円
控訴人国 298万5080円
被控訴人A4、被控訴人A5 控訴人国 136万7540円
控訴人国 149万2540円

キ 本件訴訟の弁護士費用

10 (ア) 被控訴人A3 控訴人国 27万0000円
控訴人国 30万0000円

本件事案の内容、訴訟の経緯、並びに亡B及び被控訴人A3に生じた損害等に照らせば、控訴人国の違法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当の損害額は27万円、控訴人国の違法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当の損害額は30万円とそれぞれ認めるのが相当である。

15 (イ) 被控訴人A4、同A5 控訴人国 14万0000円
控訴人国 15万0000円

20 本件事案の内容、訴訟の経緯並びに亡B、被控訴人A4及び被控訴人A5に生じた損害等に照らせば、被控訴人A4及び被控訴人A5にそれぞれにつき、控訴人国の違法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当の損害額は14万円、控訴人国の違法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当の損害額は15万円と認めるのが相当である。

25 ク 小括 控訴人国 被控訴人A3 300万5080円
被控訴人A4、被控訴人A5 150万7540円
控訴人国 被控訴人A3 328万5080円

被控訴人A4、被控訴人A5 164万2540円

5 以上によれば、控訴人国は、被控訴人A3に対し、控訴人都と連帯して
合計300万5080円の損害賠償義務を、被控訴人A4及び被控訴人A
5に対し、それぞれ合計150万7540円の損害賠償義務を、控訴人都
は、被控訴人A3に対し、合計328万5080円（ただし、300万5
080円の限度で控訴人国と連帯して）の損害賠償義務を、被控訴人A4
及び被控訴人A5に対し、それぞれ合計164万2540円（ただし、1
50万7540円の限度で控訴人国と連帯して）の損害賠償義務を負う。

10 第4 結論

以上によれば、被控訴人らの控訴人らに対する請求は、それぞれ主文第1項
掲記の限度で理由があり、その余は理由がないからいずれも棄却するのが相当
であるところ、これと一部異なる原判決を変更することとして、主文のとおり
判決する。

15 なお、仮執行宣言は、本件の事情に鑑み必要ではないからこれを付さないこ
ととする。

東京高等裁判所第14民事部

20 裁判長裁判官 太 田 晃 詳

裁判官 石 村 智

裁判官 加 本 牧 子

(別紙1)

原審における被控訴人らの請求及び原審の認容額

1 原審における被控訴人らの請求

被控訴人らは、それぞれ、控訴人らに対し、連帯して次の金員の支払を求めた。

- (1) 被控訴人会社について名誉及び信用毀損に係る損害等総額2億8005万9104円の損害賠償及びこれに対する訴状送達日の翌日である令和3年9月29日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金
- (2) 被控訴人A1について慰謝料等総額5325万円の損害賠償及びこれに対する同日から支払済みまで上記同割合による遅延損害金
- (3) 被控訴人A2について慰謝料等総額5596万5000円の損害賠償及びこれに対する同日から支払済みまで上記同割合による遅延損害金
- (4) 被控訴人A3について慰謝料等の損害賠償金の亡Bからの相続分等7700万円及びこれに対する同日から支払済みまで上記同割合による遅延損害金
- (5) 被控訴人A4及び被控訴人A5についてそれぞれ慰謝料等の損害賠償金の同相続分等4950万円及びこれに対する同日から支払済みまで上記同割合による遅延損害金

2 原審の認容額

原審は、被控訴人らの請求について、控訴人らは、次の各金員を支払うべきものとした。

- (1) 被控訴人会社の請求につき、控訴人国に対し、控訴人都と連帯して1億4951万7149円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金、控訴人都に対し、1億5187万8438円及びこれに対する同日から支払済みまで上記同割合による遅延損害金（ただし、控訴人国に対する認容額の限度で控訴人国と連帯して）

5 (2) 被控訴人A1の請求につき、控訴人国に対し、控訴人都と連帯して115万5000円及びこれに対する同日から支払済みまで上記同割合による遅延損害金、控訴人都に対して137万5000円及びこれに対する同日から支払済みまで上記同割合による遅延損害金（ただし、控訴人国に対する認容額の限度で控訴人国と連帯して）

10 (3) 被控訴人A2の請求につき、控訴人国に対し、控訴人都と連帯して363万円及びこれに対する同日から支払済みまで上記同割合による遅延損害金、控訴人都に対し、440万円及びこれに対する同日から支払済みまで上記同割合による遅延損害金（ただし、控訴人国に対する認容額の限度で控訴人国と連帯して）

(4) 被控訴人A3の請求につき、控訴人国に対し、控訴人都と連帯して207万3580円及びこれに対する同日から上記同割合による遅延損害金、控訴人都に対し、218万3580円及びこれに対する同日から上記同割合による遅延損害金（ただし、控訴人国に対する認容額の限度で控訴人国と連帯して）

15 (5) 被控訴人A4及び被控訴人A5の請求につき、控訴人国に対し、控訴人都と連帯してそれぞれ103万6740円及びこれに対する同日から支払済みまで上記同割合による遅延損害金、控訴人都に対し、それぞれ109万1740円及びこれに対する同日から支払済みまで上記同割合による遅延損害金（ただし、控訴人国に対する認容額の限度で控訴人国と連帯して）

20 以上

(別紙2)

法令の定め

1 外国為替及び外国貿易法（外為法）

(1) 48条1項

国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(2) 69条の6第2項（平成28年6月2日時点、平成29年法律第38号による改正前のもの）

次の各号のいずれかに該当する者は、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が1000万円を超えるときは、罰金は、当該価格の5倍以下とする。

一 特定技術であつて、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機のうち政令で定めるもの（以下この項において「核兵器等」という。）の設計、製造若しくは使用に係る技術又は核兵器等の開発、製造、使用若しくは貯蔵（次号において「開発等」という。）のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術として政令で定める技術について、25条1項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

二 48条1項の特定の種類の貨物であつて、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物について、25条4項の規定による許可を受けないで同項の規定に基

づく命令の規定で定める取引をした者又は48条1項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める輸出をした者

(3) 69条の6第2項（平成30年2月21日時点）

次の各号〔略〕のいずれかに該当する者は、10年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が3000万円を超えるときは、罰金は、当該価格の5倍以下とする。

(4) 72条1項（平成28年6月2日時点、平成29年法律第38号による改正前のもの）

法人〔カッコによる注記略〕の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、69条の6から前条まで（70条の2を除く）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(5) 72条1項（平成30年2月21日時点）

法人〔カッコによる注記略〕の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 69条の6第2項 10億円以下（当該違反行為の目的物の価格の五倍が10億円を超えるときは、当該価格の5倍以下）の罰金刑〔以下略〕

2 輸出貿易管理令（輸出令）

(1) 1条（輸出の許可）1項

外為法48条1項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第1中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域〔噴霧乾燥器については全地域〕を仕向地とする輸出とする。

(2) 13条（核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい貨物）

法69条の6第2項2号に規定する政令で定める貨物は、別表第1の1の項（(5)、(6)及び(10)から(12)までを除く。）及び同表の2から4までの項の中欄に掲げる貨物（核兵器等を除く。）とする。

* なお、第2事件当時の政令は条が繰り下がって14条となっている。

(3) 別表第1・3の2の項〔中欄〕

(1) 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であつて、経済産業省令で定めるもの

(2) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの

5の2 噴霧乾燥器〔他の各号につき略〕

3 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（本件省令）2条の2第2項

輸出令別表第1の3の2の項(2)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

5号の2 噴霧乾燥器であつて、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ 水分蒸発量が一時間当たり0.4Kg以上400Kg以下のもの

ロ 平均粒子径10 μ m以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10 μ m以下の製品を製造することが可能なもの

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの（本件要件ハ）〔他の各号につき略〕

以上